

平成21年塩尻市議会9月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成21年9月17日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第11号 平成20年度塩尻市水道事業会計決算認定について

議案第12号 平成20年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

議案第13号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

議案第14号 平成20年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

議案第20号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例

議案第25号 長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増加及び長野県民交通災害共済組合規約の変更について

議案第30号 市道路線の認定について

議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費

議案第36号 平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第37号 平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

陳情9月第4号 法祥苑の建設に反対を求める陳情

出席委員・議員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	中原 輝明 君
議長	塩原 政治 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のために出席した参考人

大門七区区長 樋口 光久 君

議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君 事務局主事 大村 一 君

午前9時58分 開会

委員長 皆さんおはようございます。全員おそろいですので、経済建設委員会を再開したいと思います。

議案第11号 平成20年度塩尻市水道事業会計決算認定について

委員長 それではきのうに引き続いて議案第11号から議題といたします。平成20年度塩尻市水道事業会計決算認定について説明を求めます。

上水道課長 おはようございます。よろしくお願いたします。昨日の簡易水道事業の決算認定のおりに、永井委員さんのほうから御質問のございました簡易水道の整備を必要とする管路はどのくらいかという御質問に対しまして、本年度1,550メートルを布設し、残りは約2,600メートルとお答えしましたが、これにつきましては簡易水道の統合に係る連結管路網の整備についてお答えをしたものでございます。簡易水道事業全体の管路の状況といたしましては、配水管、送水管、導水管など、全管路延長といたしましては、約32.5キロメートルございまして、このうち各戸に給水するに使用いたします配水管のほうは、約25キロメートルでございます。この配水管の材質といたしましては塩化ビニール管、ダクタイル鋳鉄管でございますけれども、特に下水道事業を推進したおりに布設がえを行ったことによりまして、耐用年数であります40年を経過していません配水管はございませんけれども、一部下水道事業のにおりに布設をしなかった箇所、これがちょうど昭和50年代に布設されたものでございまして、これが約9.5キロメートルでございます。これが当面の管の整備を必要とする配水管となりますけれども、経過年数が24年から34年ということでございますので、管路の状況を確認していく中で対応をしていきたいというぐあいに考えておりますので、昨日の答弁のほか、追加をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

永井泰仁委員 いいですか、少し。私もそのところを確認したのはいろいろな計画を立てていく時に、この際何でも新しい管という問題と、本当に老朽化で布設がえが必要などということの中で、やはり全体計画を立てていく必要性というものは、簡易水道でもやはり公営企業法ということを前提の中で、ある程度経営的なスタンスも考えながら管路整備時期のケースの件を考えたいとこういう趣旨だったので、少し私の質問は簡単にあれしたのですが、そういう趣旨でして、いま、課長のほうからしっかりその辺のところが出ましたので、耐用年数という、そんなことできちんと計画的にやっていたらとそういうふうに思います。

委員長 ではそういうことで、そういう趣旨を受けてまた、よろしくお願したいと思います。では引き続き課長。

上水道課長 それでは平成20年度の水道事業会計の決算について御説明いたします。平成20年度の水道事業会計の決算書の2、3ページをお願いいたします。平成20年度の水道事業の状況といたしましては、給水件数、給水人口につきましては、(ア)の業務の状況にありますよう、給水件数は前年度対比1.4%増、415件

の増加で3万818件、給水人口は前年度対比0.15%増、99人の増加で6万5,301人と、それぞれわずかですが増加しました。給水人口の増加に対しまして、給水件数の増加の割合が高いのは使用形態によるものでございまして、借家による使用者の増加が増えているという状況でございます。

次に配水量につきましては節水器具の普及、節水意識の向上、また経済状況を反映した事業所等の節水などによりまして、家事用、工場用とも配水量が減少し、アの業務の状況のとおり、年間総配水量は、前年対比4.4%の減、41万5,987立方メートル減量の911万1,957立方メートル。1日平均配水量は4.1%の減、1,069立方メートル減量の2万4,964立方メートル。これを1人1日当たり換算いたしました配水量につきましては、4.5%の減、18リットル減量の382リットルとなりました。

また給水の収益に係ります有収水量につきましても、漏水調査、修繕等の成果によりまして、わずかですが有収率が0.2%上昇し、79.2%となりましたが、前年度対比4.1%減、31万2,010立方メートル減量の721万5,065立方メートルとなりました。このことが、後ほど御説明いたしますけれども、給水収益の減少につながっているものでございます。

次にイの建設事業につきましては、健康被害などが懸念されております石綿管などの老朽配水管や鉛管の解消など緊急的な改善課題を主体に建設事業を推進いたしました。また松塩用水の油混入事故を教訓にいたしまして、平成13年度から取り組みを進めてきました水道バックアップ体制の構築事業につきましても、平成20年度に完了いたしました。以上の取り組みによりまして、配水管、送水管などの布設工事といたしましては、総延長4,898メートルの施工をいたしました。

次にウの財政状況の収益的収支について御説明いたします。収入総額は税抜き額で14億1,899万7,667円で、前年度対比7.2%減。1億976万2,833円の減収となりました。このことは先ほど御説明しましたとおり、配水量の減量、言い換えれば、給水量の減量によるものでございまして、調停水量ベースで前年度対比3%の減。20万7,274立方メートルの減量になったことと、平成19年10月からのマイナス5.1%の料金改定の影響によりまして、給水収益が、前年度対比5%の減、6,899万8,234円の減額の13億2,411万1,476円が収入の主なものでございます。

これに対します支出総額は税抜き額で14億5,296万1,958円で、前年度対比3.8%の減、5,795万6,021円の減額となり、収支差引3,396万4,291円の純損失計上となりました。予算では5,664万円ほどの純損失計上をしていましたけれども、約2,770万円ほど圧縮することができましたが、損失計上ということございまして、引き続き事務の効率化やコスト縮減に努めていく必要があるというぐあいに認識しております。

なお、支出の主なものといたしましては、松塩用水等からの受水費2億8,386万381円、企業債利息1億8,019万3,503円、また現金支出の伴わない支出といたしまして、減価償却費5億4,911万8,296円などとなります。また計上されました純損失3,396万4,291円につきましては翌年度繰越欠損金として処理をいたします。

次に3ページになりますけれども、資本的収支についてであります。前後して申し訳ございませんけれども、先ほど建設事業の概況で御説明させていただきましたとおり、石綿管、鉛管解消などの緊急的改善課題をしたり、取り組みましたが、下水道事業等の関連事業の縮小のほか、拡張事業が一段落していることから、総支出額は

税抜き額で5億8,100万1,865円で、前年度対比14%の減。額にいたしまして9,483万127円の減額となりました。主な支出といたしましては配水管の新設や改良、浄水施設の更新などを施工いたします建設改良費は2億5,578万5,692円、また建設改良に係る企業債の元金の償還金は3億2,521万6,173円などとなります。

次に収入についてでありますけれども、収入総額は税抜き額で1億6,218万5,194円で、前年度対比17.1%の減、3,344万9,464円の減額となりました。主な収入といたしましては企業債でございます、9,830万円を建設改良事業の財源といたしまして借り入れたものでございます。借入額につきましては平準化を図るということで、9,830万円としたものでございます。なお、資本金収入額は資本金支出額に対して不足する額、税込み額で4億2,895万9,423円につきましては、当年度消費税資本金の収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に4ページをお願いいたします。4ページは議会で御審議いただいた議決事項等となります。

次に5ページをお願いいたします。5ページにつきましては職員に関する事項などで、平成20年度の水道事業会計では上水道課の職員、正規職員18人、嘱託職員8人の26人体制で、これは平成19年度と同様な体制で業務のほうを執行してまいりました。

次に6ページをお願いいたします。6ページから8ページまでは工事について説明するものでございます。6ページの(1)の工事の概況としましては、こちらのほうにつきましては、予算科目に応じ、延べ37件、2億1,621万2,276円で、配水管、送水管など4,898メートル、消火栓の新設7基を施工したものでございます。給水取出399件につきましては、配水管工事に関連した給水の取り出し件数となります。この表のほかに鉛管の解消、給配水管の漏水、破損修理、浄水施設の修繕等を別途に修繕費を用いて施工しております。

工事名、工事内容等につきましては(2)の工事一覧、こちらのほうは6ページから8ページにございます。請負契約ごとに調整してありますので、34件となります。また御確認していただければと思います。

次に9ページをお願いいたします。9ページから11ページでは業務について説明するものでございまして、まず、9ページの(ア)の水源における業務量につきましては、境沢水源など8水源5浄水場で、全体の約34%、308万4,114立方メートルを自己の施設でまかないまして、あと、残りは松塩水道用水などから約66%、602万7,843立方メートルを受水し、総配水量といたしましては、その表にございますとおり、911万1,957立方メートルとなりました。

次にイの給水業務でございますけれども、総配水量が減量していることによりまして、有効率、有収率とも、前年度対比0.1%、0.2%とそれぞれわずかですが上昇しましたけれども、有効水量、有収水量ともに減量となりました。

次に(イ)の普及状況につきましては、給水戸数、給水人口とも前年度に比べ260戸99人、それぞれ増加し給水戸数で2万4,449戸、給水人口は6万5,301人、その普及率といたしましては99.9%という状況でございます。また水道事業におきます未給水の戸数および人口につきましては、22戸58人で、これにつきましては、東地区、片丘地区、洗馬地区、宗賀地区などそれぞれにございます。いずれも井戸水、湧水などを使用しております。

次に10ページをお願いします。(ウ)の用途別給水量及び件数でございますけれども、給水量は、給水収益に

係る調定水量となります。給水戸数、人口が増加していることにより、給水件数も前年対比415件増の3万818件ではありますけれども、給水量も配水量同様に前年度対比2.8%の減、20万7,274立方メートル減量の712万7,032立方メートルとなり、給水収益の減少につながりました。用途別では家事用が、節水器具の普及、節水意識の向上により、前年度対比13万6,623立方メートルの減、工場用では前年度対比10.2%という非常に大幅な減でございまして、6万242立方メートルの減量という状況でございます。こちらにつきましては経済状況を反映し、節水あるいは操業時間の短縮、就労人口の減によるものだというぐあいに考えております。

次にウの管路延長ですが、管路工事に当たりましては、耐震性の高いK型ダクタイル鋳鉄管、耐震用ポリエチレン管を主体に使用しております。配水管の布設工事など4,898メートルの管路を布設し、布設がえされた老朽管等を工事したことで、資産管理台帳上の総管路延長は3,280メートル増の56万7,165メートルとなりました。

次に11ページをお願いいたします。11ページにつきましては事業の経営活動にかかわり、収益的収支について決算額の目別構成と前年対比を示したものです。詳細につきましては後ほど明細書を用いて御説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

次に12、13ページをお願いいたします。12、13ページの業務会計では、重要契約といたしまして、工事では契約金額1,000万円以上の工事10件、13ページの委託では200万円以上の業務委託6件をそれぞれ掲載しました。

次に14ページをお願いいたします。14ページは企業債の借入及び償還の状況となります。平成20年度は建設改進黨業の財源といたしまして財務省財政融資資金、地方公営企業等金融機構から、利率1.9%で9,830万円を借入れ、また元金利息合わせた、元利償還金は5億540万9,676円を償還いたしました。なお平成20年度の決算時におきます企業債の残高は、60億7,245万1,962円となります。

次に16、17ページをお願いいたします。16、17ページは、平成20年度塩尻市水道事業決算報告書となります。こちらにつきましては款項別に予算額と決算額を示すもので、税込みの金額となります。収益的収入及び支出のうち、まず収入ですが、営業収益、営業外収益、特別利益をあわせた水道事業収益の決算額は14億8,666万7,271円となり、予算に対し4,460万3,729円の減収となりました。次に支出でございますけれども、営業費用、営業外費用、特別損失をあわせた水道事業費用の決算額は15億1,010万4,007円となり6,782万7,993円の不用額を計上いたしました。

次に18、19ページをお願いいたします。18、19ページは資本的収入および支出の内容となります。まず収入でございますけれども、企業債、固定資産売却代、負担金、補助金をあわせました資本的収入の決算額は1億6,311万527円となり、また工事施工の遅延等によりまして平成21年度へ3,483万9,000円を繰り越し、予算に対する収入額は549万7,277円の増となりました。

次に支出ですが、建設改良費、企業債償還金をあわせました資本的支出の決算額は5億9,206万9,950円、また工事の遅延等により平成21年度へ4,021万5,000円を繰り越し、2,862万8,300円の不用額を計上いたしました。決算におきまして、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額4億2,895万9,423円につきましては、下段のところに書いてございますとおり、当年度消費税資本的収支調整額

1,014万2,752円と減債積立金100万円と、過年度分損益勘定留保資金4億1,781万6,671円で補てんをいたしました。

次に20ページをお願いいたします。20ページは平成20年度の経営状況を表します損益計算書となります。なお、損益計算書は正確な期間の損益の算出を行うために税抜きで算出しております。

まず営業収益は水道料金でございます給水収益、受託工事収益、給水装置の申請等に係ります手数料、施設負担金、あるいは他会計負担金などその他の営業収益をあわせまして13億7,758万3,817円。

営業費用は主たる事業活動のために生じる費用ということでございまして、原水及び浄水費、配水及び給水費などのほか、減価償却費、資産減耗費などもあわせまして、12億6,207万7,874円で、営業収益から営業費用を控除した営業利益は1億1,550万5,943円となりました。

また営業外収益は預貯金などの受取利息、施策によります水道布設工事の企業債借入に係ります支払利息を補てんする補助金、退職給与の支払いに係ります引当金戻入益などで4,141万3,850円。

次に営業外費用は建設改良のために借入れをした企業債の利息の支払いが主なものでございまして、そのほかに水道料金のシステム開発費など繰延勘定償却費などを含めまして1億8,817万8,503円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を控除した場合、営業外費用が多額であることから損失計上3,125万8,710円というぐあいになりました。そのほか固定資産の売却もなかったことから特別利益は計上されません。また不納欠損金等の計上によりまして特別損失270万5,581円を計上し、当年度の純損失額は3,396万4,291円となり、前年度繰越利益剰余金は計上されていませんことから、当年度未処理欠損金は3,396万4,291円となりました。

次に21ページをお願いいたします。21ページは平成20年度塩尻市水道事業剰余金計算書についてであります。前年度では、平成19年度でございますけれども、1,784万2,521円の純利益を計上し、地方公益法の規程によりまして、減債積立金に100万円と建設改良積立金1,684万2,521円を繰り入れいたしました。平成20年度におきまして減債積立金は企業債の償還金の一部として100万円を処分して残額はありませぬ。建設改良積立金は平成20年度は処分しなかったことから残額は2億1,041万2,976円となりました。なお建設改良積立金は今後の浄水場などの施設更新時に処分を予定しております。

次に、未処分利益剰余金ですけれども平成19年度からの未処分利益剰余金1,784万2,521円を減債積立金、建設改良積立金に繰り入れ処分をしたことから、繰越利益剰余金年度末残高はなくなります。平成20年度は純損失3,396万4,291円を計上したことによりまして、これを当年度未処理欠損金といたしました。

次に22ページをお願いいたします。資本剰余金ですけれども、貸借対照表の資本剰余金の動きを示すものでございます。こちらにつきましては変動のあった項目についてのみ御説明をさせていただきます。まず 他会計負担金につきましては、消火栓設置負担金608万3,227円増額となり2億5,864万5,371円となりました。次に 番の建設工事負担金につきましては雨水幹線等の下水道事業、道路改良事業、あるいは広丘駅南区画整理事業などの建設工事負担金3,353万8,967円の増額となり、合計額で58億4,705万335円となりました。

次に23ページをお願いいたします。他会計補助金につきましては、施策により施行いたしました水道施設建

設工事に係ります企業債の元金償還金の一部として、2,426万3,000円が一般会計より繰入されたことによりまして増額となり4億6,453万9,492円となりました。以上、翌年度繰越資本剰余金は8億8,41万6,124円となりました。

次に4の平成20年度塩尻市水道事業欠損金処理計算書(案)でございますけれども、平成20年度は純損失3,396万4,291円と損失計上をいたしましたことによりまして、当年度未処理欠損金は3,396万4,291円で、同額を翌年度繰越欠損金として処理したくお願いするものでございます。

次に24、25ページをお願いいたします。24、25ページは水道事業の財政状況を示す貸借対照表となります。こちらについて御説明をいたします。まず貸借対照表は平成20年度末における財産の状況を資産と負債、資本の部門で表しています。水道事業では5カ所の浄水場、30カ所の配水池、延長にいたしまして約567キロメートル強の管路等を設けてございまして、建設費に膨大な投資を行い、その施設の管理運営を今現在しております。平成20年度末の固定資産、流動資産、繰延勘定をあわせました資本合計は、24ページの下段にありますとおり、167億8,677万9,581円となりました。

次に25ページをお願いいたします。固定負債と流動負債をあわせました負債の合計は3億5,803万1,851円。また資本金と剰余金をあわせました資本合計は下段のほうになりますけれども、164億2,874万7,730円で、最下段にございますとおり、負債、資本の合計は167億8,677万9,581円となりました。

次に27ページをお願いいたします。27ページからは収益費用明細書となります。節ごとに主なものについて御説明をいたします。なお、金額につきましては税込み金額となります。まず収益の部といたしまして、営業収益として、目、給水収益の水道料金は、水道料金対象使用水量712万7,032立方メートル、給水件数3万818件で13億9,031万7,050円となり、給水件数は前年度より415戸ふえましたけれども、使用水量が20万7,274立方メートル減少したことなどによりまして、7,244万8,145円の減収となりました。次に、目、その他営業収益の手数料につきましては、新設分岐手数料、設計審査手数料など、給水装置関連等の取り扱い件数が前年度より192件減少したことによりまして、388万1,300円減収の891万9,200円となりました。また他会計負担金につきましては、事業の縮小等によりまして、下水道工事、区画整理事業の負担金等がなくなったことや、メーターの購入を抑制したことによりまして量水器維持管理費負担金が減額になったことで、1,156万8,811円減収の1,535万2,820円となりました。施設負担金につきましては新規の加入件数、口径変更件数が、前年度より174件減じたことによりまして2,147万4,600円となりました。

次に28ページをお願いいたします。営業外収益といたしまして、目、補助金の他会計補助金は、消火栓用水一般会計繰入金620万円、また市の施策によりまして施行いたしました農業公園バックアップ体制強化等の水道施設工事の企業債借入に係ります実施分を補てんする企業債利子償還金610万1,000円などで、あわせて1,266万8,500円となりました。次に、目、引当金戻入益の退職給与引当金戻入益につきましては、過去に水道事業に従事し退職しました7人分の退職給与の一部に充てるため、退職給与引当金を取り崩した退職給与引当金戻入益は2,594万6,866円となりました。以上が主な収益的収入の説明となります。

次に29ページからは費用の部となりますけれども、30ページをお願いいたします。まず営業費用として、

目、原水及び浄水費の委託料につきましては、主な水源として、境沢、沓沢水源など8水源、床尾浄水場など5つの浄水場及び給水した水道水につきまして、水道法に基づき水質検査を行う水質検査委託業務、浄水場施設、機械設備、機器などの保守点検に係る委託、また環境の保全等に係ります浄水場のスラッジの処分委託など26業務を履行いたしましたのでこの委託料は3,310万8,905円となりました。

次に修繕費につきましては、床尾浄水場など5つの浄水場の浄水施設、配水池の修繕に係る費用でございます。こちらにつきましては2,098万5,569円となりました。修繕にあたりましては施設あるいは機器の状態を精査する中で修理、修繕を行ったことによりまして、前年度よりも931万4,431円の減額となりました。

次に補償費ですけれども、こちらにつきましては水源、あるいは水道施設の保全、また原水の確保などに係ります補償費でございます。過年度におきまして、各水系におきまして、区、あるいは管理団体、土地所有者などと締結いたしました18件の協定、契約に基づき支払いをしたもので、1,602万5,339円となりました。

次に受水費につきましては、松塩用水からの受水量602万1,909立方メートルを受水単価49.32円で受水した受水費2億9,700万551円と、崖の湯、松本空港緩衝緑地など12件を松本市から分水していただいております。この受水量5,934立方メートルの受水費105万2,850円をあわせ、2億9,805万3,401円となりました。

次に31ページをお願いいたします。営業費用といたしまして、目、配水及び給水費の修繕費では、健康被害が懸念されております鉛管の解消に係る老朽給水管の更新を主体に取り組み、前年度より191件多い602件を解消いたしましたので、平成20年度末におけます解消率は約34%まで進みました。これに係ります修繕費も前年度より3,591万円増の5,849万5,500円となりました。また給配水修繕費につきましては前年度より修繕件数は44件減の164件でございます。2,351万5,383円となり、そのほか消火栓の修繕などあわせて8,917万3,293円となりました。

次に営業費用といたしまして、目、受託工事費の工事請負費につきましては、市街地再開発事業関連の給水管布設替工事で35万7,000円となりました。

次に営業費用として、目、業務費につきましては、こちらのほうは水道使用料などの徴収に係る費用ということでございます。32ページのほうをお願いいたします。業務費の委託料では水道の使用量賦課に係ります水道メーターの検針業務の委託、水道の開閉栓業務の委託が主なものでございまして、委託料は1,665万6,675円となりました。水道メーターの検針業務、開閉栓業務につきましては、本市と連携して水道事業を推進しております塩尻市水道事業協同組合へ委託をしたものでございます。なお、委託料につきましては下水道課と折半した金額でございます。

次に手数料ですけれども、水道料金の収納に係ります手数料で、口座振替、窓口払い、コンビニ収納等でございます。延べ35万4,597件、これの手数料でございます。それが295万5,356円というものでございます。

次に修繕費でございますけれども、計量法に基づきまして、検定有効期間8年を経過した検満メーターの取りかえが主なもので1,088万4,319円となりました。なお取りかえました検満メーターの個数は3,651個を取りかえたものでございます。

次に材料費ですが、検満メーターの取りかえに係りますバーターメーターの購入費でございます。口径13ミリから75ミリまで3,240個を購入いたしました。なお、在庫整理を行うなど、購入個数を減じたことによりまして、合計額で706万10円となりました。

次に33ページをお願いいたします。まず営業費用として、目、総係費は人件費が主なものでございます。そのうち退職給与金は過去に水道事業に従事した職員7人分の退職給与の一部を支払うものでございまして、2,594万6,866円となりました。

次に34ページをごらんいただきます。営業費用といたしまして、目、減価償却費の有形固定資産減価償却費につきましては、管路、配水池などの構築物、ポンプ設備などの機械及び装置など5億4,911万8,296円となりました。

次に、目、資産減耗費の固定資産除却費につきましては、管路工事等によりまして、除却される管路の減価償却費の残額を処理したものでございます。対象延長といたしましては、1,618メートルの除却費で2,140万8,536円となりました。

次に35ページをお願いいたします。営業外費用について御説明いたします。目、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息につきましては、建設改良の財源といたしまして借り入れしました企業債の利息を支払ったものでございまして、1億8,019万3,503円となりました。

次に、目、節とも消費税につきましては、使用料の収納等に係ります借受消費税と、工事発注等による仮払消費税との差額を消費税として納入したものでございまして、3,109万2,081円となりました。

続きまして特別損失について御説明をいたします。目、節とも過年度損益修正損につきましては、所在不明によります不納欠損金として253万6,410円を処理したものが主なものでございます。過年度損益修正損といたしましては284万860円になりました。平成20年度は事業所等の倒産による不納欠損がなかったことによりまして、295万3,550円の減額という形になっております。以上が主な収益的支出の説明となります。

続きまして36ページをお願いいたします。36ページからは資本的収入支出の明細書となります。節ごとに主なものを御説明いたします。まず収入の部からでございますけれども、まず最初に企業債につきましては、建設改良費の財源といたしまして9,830万円を借り入れしたものでございます。

次に負担金といたしまして、目、節とも他会計負担金につきましては、消火栓の新設に係る負担金で、7基を新設し、608万3,227円となりました。

次に、目、節とも建設工事負担金は、雨水幹線事業、道路改良事業、広丘駅南土地区画整理事業に関連します、配水管布設工事の負担金で3,446万4,300円となりました。

次に補助金としまして、目、節とも他会計補助金につきましては、市の施策に基づきまして施行いたしました農業公園、あるいはバックアップ体制構築事業などの水道施設に係り借り入れしました企業債の、こちらのほうは元金の償還金の一部を一般会計から繰り入れしていただいたもので、2,426万3,000円となりました。以上が資本的収入の説明となります。

次に37ページをお願いいたします。37ページからは支出の部となります。まず建設改良費として、目、拡張費の工事請負費ではバックアップ体制の構築などの配水管の拡張に係る建設改良でございまして、大門パイパ

ス管布設工事、中原送配水管の更新工事など約630メートルの管路工事を施工し、3,709万6,500円となりました。

次に38ページをお願いいたします。同じく建設改良費といたしまして、目、配水管改良費の工事請負費につきましては、石綿管の解消など老朽管等の布設がえ工事や、あるいは国道19号の拡幅関連などの配水管工事が主なものとなります。布設延長といたしましては、約2,500メートル弱を施工いたしました。また広丘駅南土地地区画整理事業関連では、配水管の同口径による水道事業会計負担分などを含めまして、工事請負費1億2,399万1,200円となりました。また石綿管につきましては、平成20年度におきまして245メートルの解消を行いまして、残延長といたしましては2,337メートルとなりました。引き続き処分の解消に努めていきたいというぐあいに考えております。

次に建設改良費として、目、改良費の委託料でございます。こちらにつきましては、経営方針や具体的施策について集約いたしました水道ビジョン長期基本構想等の策定の委託料でございます。平成20年度におきましては水道施設の機能診断の基礎調査、水道施設管理台帳の作成、あるいは一部施設の耐震診断とあわせまして、使用者アンケート等を実施してまいりました。その中での委託料が945万円ということでございます。

次に39ページをお願いいたします。次に目、改良費の工事請負費では雨水幹線事業や道路改良事業など関連して施工いたします配水管の布設がえ工事等になります。また配水管工事のほかに浄水場施設の改修工事をこの中で施工しております。雨水幹線事業などに関連します配水管布設替工事では片丘の導水管の布設替工事も含めまして、布設延長といたしましては約500メートル、また浄水場関係の施設設備改修工事では床尾浄水場の配水流量計の更新工事など4件を施工いたしまして、合計で3,118万3,050円となりました。

次に同じく建設改良費としての、目、建設費の工事請負費では、こちらのほうにつきましては、消防防災課の依頼に基づく消火栓の新設と広丘駅南土地地区画整理組合の依頼に基づく配水管の布設がえ工事を施工しております。消火栓の7基を新設し、広丘駅南土地地区画整理事業関連では配水管布設延長1,100メートルを施工し、その合計額が2,358万4,526円となります。

次に企業債償還金につきましては、建設改良の財源として借り入れた企業債の元金を償還したものでございまして、3億2,521万6,173円となりました。以上が主な資本的支出の説明となります。

これもちまして、平成20年度の水道事業会計の決算につきまして御説明をいたしましたものですから、御審査のほどをよろしくをお願いいたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問がありましたら。

五味東條委員 水道料金を改正したのはいつだったのでしょうか。というのは私の記憶では上水料は少し下がって、下水道料金が上がったという改定をしましたですね。時期について。

上水道課長 平成19年10月20日に施行されまして、料金徴収につきましては、平成19年の12月の徴収から5.1%の改定の金額で徴収をさせていただいております。

五味東條委員 そこでですね、これを見ますと、上水道についてはまる赤字なのです。損失になって。そして下水道については、要するに利益があるというようなことを少し書いてあるのだけれど、確かにこれから見ると要するに使う水量が少なくなっていることは事実でありますけれども、その料金改定で徴収料については下げた、いわゆる民間の普通の家庭では下がったという料金改定だったですね、あの時には。その影響というのはあるの

ですか。

上水道課長 料金改定による影響というのは金額的には、平成19年度と平成20年度を比較した場合、約4,300万円くらいは、平成20年度は料金改定による分の減額というのは想定されています。ただ基本的には料金改定の段階において、今の給水水量の影響というものは、当時改定した折にはここまで減ってくるという想定をしておりませんでした。その中で昨今の経済状況が一番大きな原因かと思いますが、平成20年度の場合につきましては、この影響が約3%くらい出てきていまして、想定している部分よりも損失額が大きくなっているというものです。特に水道事業の場合におきましては、まずここで欠損金が出てくる1つの要因といたしまして、鉛管の解消というのを毎年平成21年度の予算では5,000万円くらい計上しておりますし、平成20年度の決算では5,800万円くらいやっております。こちらのほうはなるべく早い時期に終わらせたいということは考えておりますけれども、この分の影響が大きく欠損計上しているというところもございまして、一番大きいのはやはり有収水量が3%程度減ってきているという部分のところが、料金改定の段階ではその部分を想定しておりませんでしたので、その辺のところの違いは出てきておるという状況でございます。

五味東條委員 確かに想定はしておりませんが、こういう結果になったと思うのですけれども、だからその辺が、私はその時にも質問した記憶があるのだけれど、要するに上水料も下水料も上げれば要するに市民の反応が大きいと、したがって、だから上水道は下げて、下水道は上げるというような、試算で家庭的な標準について計算して、その中で上水道もこれで一応黒字になる見通しだというような、私は返答をいただいたような気がするのですよ、その時には、私は確かにまるつきり要するに、量が少なくなったことは事実でありますけれども、その辺の見通しが、なぜこれだけ減ったのかなという感じがするのだけれど。

水道事業部長 下水道も含まれておりますので私のほうからお答えします。平成19年10月に料金改定で5.1%水道料金を下げ、代わりに下水道に5.06%上げましょうということで、とんとんですよ。それで全体の水道事業の収入を確保しようというのが最初の基本的な指針だと思います。水道料金は平成17年に水道審査会にかけまして、いろいろ審査をしていただいた状況では、右肩上がりで3%くらいずつ逆に使用量がふえていきますよという算定のもとに、今の5.13%を下げようと、約7,000万円の収入を下げようということで、皆さんに了解をいただいて改定をしたということでありますけれども、本会議でも御説明申し上げましたように、今の節水化社会の定着、少子高齢化というのが一番ネックになっておりまして、実質、使用料の減少は2,000万円余です。それに今の5.16%下げた量をあわせまして、実質、平成19年度は7,000万円減っています。平成20年度も同じく7,000万円減っています。では同じでおかしいではないかと。平成19年度は12月から下げましたので、その金額は約3,000万円くらいですね。平成20年度はまるまる1年間、5.16%の下げた分が要するに減りますので、平成19年度は7,000万円、平成20年度は7,000万円、1億4,000万円の減収になっているというのが実情でございます。ですので、今の社会情勢と平成17年度の審査の状況が非常に社会情勢が変わったということがまず第一にございます。ということから当初予定しておりました予算を相当、今の状態で収益的収支は約4,000万円の赤字ということでございます。これは相当、要するに支出を絞った中で、もう限界という形の中の収支決算でございます。しかし3条、4条、資本的収支の企業会計は2つの会計をあわせて、これを全体的な実質収支で見ますと、平成20年度の実質収支は約9,000万円余の黒字でございます。そういう見方をしていただいたほうが私はいいと思います。単純な収入があっ

て、その維持管理費で見た損益というのは第3条ですね、収益的収支でございます。しかし将来持続可能な水道事業を運営するというにおきましては、配水管の改良から新たな浄水場を築造するという、そういう先行投資をしていくという形の中での水道事業の会計でございますので、それをあわせると平成20年度は1億円弱の黒字を計上しておりますので、当面は水道事業は安泰だということを私から申し上げまして、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

五味東條委員 例えば今、上水道だと言ったね、3,300万円の要するに赤字になるでしょう、今のこの時点ではね。そういう状態のものについての料金改定の時の説明においては、上水道はこういうふうになるというように私は説明を受けたような気がするのですよ。だから確かに使用量が少なくなったことは事実なのだけど、これだけまで私は損失になるとは、皆さんも考えなかったと思うし、その辺が少しそうはいっても状況の変化だと言っていればそれまでなのだけど、何かの対策というのはなかったのかなという感じがするのですけれどもね。

水道事業部長 何かの対策と、本来なら2億円の赤字になります、これは、本来ならば。しかし今の経営改革、人員削減等によりまして4,000万円弱に赤字を抑えてありますけれど、企業会計というのは1本の今の収益的収支だけで赤字、黒字で、ではその経営がいけない云々という見方は私たちはしておりませんので、全体の今の収益的、投資的収支をあわせまして、その中で、では赤字か黒字かとするほうが一般的には指標を見る場合には、非常に将来の方向性が見られるわけでございます。いまの3条予算と言いますけれども、収益的損失は、それは3年後にはまた松塩用水の料金改定もございまして、それにあわせてプラスアルファ、赤字損失の計上を、赤字の計上を縮減してプラスアルファ、ゼロくらいにできるという今、見込みでやっております。そういうことからいきましても、私が強く説明したいのは全体の今の上水道会計に示されている、皆さんのところに御説明した収支を判断しますと、1億円弱の黒字になっておりますので、そういう見方をしていただければ、当面、今の3条予算の累積赤字を今後解消する、そういう状況で努めていくということになりますけれども、では何をもちょう3条の損失をゼロにするかというところは、これはもう今の経常経費を削減するしか手はないわけでございます。今めいっぱい経常経費の損失を縮減しておりますので、当面は今の松塩の、要するに原価であります3億円弱、3億円払っている松塩からの1日1万6,500トンの水の代金をどういうふうに今後これをあてていくかということが、解消の鍵になりますので、当面は累積赤字が出ていくと。ですので来年、再来年3年間だとしまして、3,000万だとすると、約1億円の累積赤字になるというのが今の見通しでございますけれども、それ以降は改善していきまして、3条分だけの収支を見ても解消されると。でも全体的に見ますと、1億円ずつの要するに経常黒字が出ておりますので、3年経てば3億円は要するに黒字になっておることになりますと、トータルしますと全体で引きますと、では3年後には2億円の黒字ではないかという、そういう評価、見方をしておりますので、そんなふうに御理解をしていただければありがたいと思っておりますが。以上です。

五味東條委員 ではもう1つ質問。そのときに水道メーターの検針のことでありますけれども、隔月にやっていたのが、漏水だとかそういうものがあるし、毎月やらなくてはいけないということで、水道メーターの検針を毎月今やっていると思うのですよね。そして毎月引かれているわけですね。そういうような形で、それについて人件費的な面もふえはしないかというような問い合わせもあったと思うのですが、その辺はどんなものですか。

上水道課長 メーター検針等、当然毎月検針するという形で、今水道事業組合のほうに委託しておりますから、

当然その費用的なものは上がっているというところはございますけれども、ただそれを毎月検針することによりまして、1カ月当たりのお支払いいただく使用料等も額が小さくなるわけですから、より使用者側にとっては支払いしやすい金額をいただけるという形にもなりますし、あと私どもサイドから見た場合に、漏水、先ほど少しお話が出ましたけれども、漏水調査と言いますか、漏水の発見が早期に対応できるということもございますので、それが有収率の向上等にもつながります。有収率の向上につながるということは言い換えれば、無駄な水を作らなくて済むということで、経費の節減にもつながることです。使用者サービスの面で、もちろん維持管理の面、両方に意義があるということで毎月検針にさせていただいたという経過でございます。

委員長 ほかに。

柴田博委員 節水等が進んで使用量が減ってきているということなのですが、無理に無駄な水を使う必要はないわけで、今後どうなっていくかということを見る場合に、今9ページのところの表を見れば、市内の水源と松塩用水と松本市からと、わかれているわけですが、これから取水量をもし減らしていくという方向になった場合には、どこの水を減らしていくということになるわけでしょうか。その辺は何か考えがあるわけですか。

上水道課長 まず、基本的には水の需要予測というのが、今後の水道事業の経営に対して一番重要な部分になるかと思えます。そこで昨年度から水道ビジョンの策定というような形で2カ年かけまして、本年度中に完成する予定でございますが、そこで正確な水需要予測をここで立てたい。それに合わせた施設の更新計画も立てる。あわせて水道システムの最適化も図っていききたい。と言いますのはどういう状況かと申しますと、いま配水している自己水源としての5つの浄水場等につきましても、当然、経過年数も経っておりますので、更新時期を近い将来迎えるという状況になっています。その時に、どういう形がいいのかということもあわせて検討していく。その中で最適化ということは、一番費用のかからない形のものと考えておりますし、また施設の統廃合もその中で考えています。こちらは今、例えば9ページの資料でまいりますと、総配水量が911万立方メートル強でございます。この内訳として自己水源で対応している部分よりも、松塩用水、松本市の場合はほとんど量的にはわずかなものですが、松塩用水から受水している部分がありまして65%というような状況になっていますが、この松塩用水に関しましては、これは松塩用水の供給事業が始まった段階で、松本市もそうでございますが、塩尻市の場合も1日最大3万6,500トンという決められた協定水量がございますので、これを変えるということではできません。したがって、自己水源で作っている水の量を水事業にあわせて調整をしていく。その中で、今のビジョンの中では、ではどこの施設をどういう形で更新するか、あるいはその施設の規模、あるいはそこで作る水の水量等を定めまして対応していきたいというぐあいに考えています。

柴田博委員 それとあと同じ9ページの表の給水業務量のところの無収水量というのが出ているのですが、これは主にどんなところに使われる水になるわけですか。

上水道課長 済みません。無収水量はどういうものかというお話ですが、平たく言ってしまうと料金の収入の対象にならなかった水量のことで、水道事業におきます事業用の水量、事業で使う要するに仮配管などをやったときに水をかけ流しをしたりしますよね、これは当然有効な水量ではありますけれどもお金にならない、取ることはできない有水量、事業用の水量、あるいはメーターの不感知によります出た水量等を、無収水量という形、無収水量という表現で言わせていただいています。

永井泰仁委員 今、話を聞いていると、水道料金を平成19年12月に5.13%下げたということの中で、当年度の純損失が約3,300万円出てきている、累計すれば約7,000万円近くなってきているということで、トータルで見れば黒字ということですが、やはり水道の会計の細かいところからきちんとチェックをして、本当に水が漏れないようにやっていくという観点ですが、水道料金の未収金と、それから前年度と比べて未収金がふえているかどうか、その辺の所を少しお聞かせください。

上水道課長 未収金につきましてはお手元にお配りしてございます水道事業会計決算説明資料の一番最後のページ、12ページになろうかと思いますが、そちらのほうにございます。こちらは水道事業会計におきます、水道事業会計決算説明資料のほうです。よろしいですか。平成20年度の未収金の未収給水収益についての話になりますけれども、12ページの資料の中にもございますが、平成20年度の水道料金の滞繰分を含めました未収金額は4,200万円強という状況でございます。これは前年度対比にいたしますと、約420万円ほど増額です。また収納率は97.1%というぐあいでございますけれども、この収納率につきましても前年度対比0.2%下がっているという状況でございます。そういう中で上水道課のほうといたしましては、未収金の対策といたしまして、御承知のとおり給水停止というのを毎月毎月行っております。平成20年度も年間24回実施しております。給水停止の執行者約1,400人弱でございますけれども、この給水停止も行ってまいりました。その中では約3,040万円ほどの徴収はできました。がやはり、今平成20年の給水停止基本対応マニュアル等も作成し、課あるいは事業部の中で共通認識の中で取り組みをさせていただいておりますけれども、いよいよ給水停止のほうも、少し形骸化してきている面があるというところがございます。この辺のところは給水停止の解除の解約事項の履行強化を、今後は図っていく必要があるという中で、今年度からは給水停止したあと、当然解除するに当たりましては相手方のほうから約束事項をいただいて、いついつまでに支払いますというのをいただいたりはしています。その辺のところを追跡調査等もやらせていただいて、なるべく収納率の向上に努めております。

また平成20年度末になりますけれども、事業部を挙げまして、3月に滞納整理を2週間かけてやってきた経過もございます。成果的にはなかなか上がらなかったところもありますけれども、ただ水道事業部の職員が料金の徴収と言いますか、滞納整理について意識が醸成できたということが1つの成果だと思っておりますし、そういう意識を持ちながら収納率の向上に今年度も努めているところでございます。

ちなみに県下の平成20年度の決算時における収納率ですが、塩尻市の場合は97.1%という状況ですが、最も高いところで、これは松本市になりますけれども、98.5%というような状況です。塩尻市の97.1%というのは長野県内、18市1企業団でございますけれども4番目くらいの収納率。だから、まあまあ高いほうだからいいという話ではございません。そのくらいの位置にあるということだけ御理解をいただきたいと思っております。なお一番低いところでは86.5%というところもございます。以上です。

永井泰仁委員 実態はよくわかりましたけれども、未収金が約4,200万円、そして努力しているにもかかわらず、前年度よりも約1割の約420万円滞納がふえているということで、今、松本市との比較とか、県下の話も聞きましたが、やはりこれは実態として金額で出てくるものですから、引き続いてこの滞納整理の強化なりをまた英知を結集して、とにかく努力をしてもふえていくというのは420万円と言えば、職員1人分がこれでまた給料くらいに相当しますから、ひとつしっかりやってもらいたいと思っております。

それからあと、石綿管のいろいろ話題が出てきていますが、2,337メートルというのが今少しデータで見

ましたけれども、この改良は今後どんなふうに進めていく予定ですか。

上水道課長 石綿管につきましては、残り約2,300メートル強というような状況にはなっておりません。ところがこれは予算のところでも、今年度の予算のところでも御説明をさせていただきましたが、残っている箇所というのはJRの軌道敷とか、あるいは国道横断部分だとかというところ、非常に費用的に多額の費用がかかる工事箇所が残っておりまして、1年間に解消できる延長というのは非常に少なくなってきているというのが状況でございます。費用がかかる割には解消延長が伸びないというような状況です。そんな中で一応本年度につきましても、これからまた御審議していただきます補正の中でも石綿管の解消等の補正予算をあげさせていただいておりますので、ぜひ上水道課といたしましては、今後も費用がかかりますけれども、早期解消に努めていきたいと考えます。

永井泰仁委員 今、長期水道ビジョンを2年かけてまとめているという先ほどの話がありましたが、この長期水道ビジョンの中でわかっている範囲でお話しできれば、こんな方向のことを今検討しているというようなことがあったらお話しください。まとまってなければいいです。

上水道課長 ビジョンのほうは今、ようやくある程度の課題抽出等ができあがってまいりまして、そのまとめ、あるいは先ほどお話しさせていただきました水道システムの最適化というところを今検討しているところです。特にこの中ではなるべくランニングコストのかからない配水計画を立てたいという中で、これから施設の更新時期も迎えますものですから、施設の移転、あるいは統廃合も含めて全体を検討をしているということで、明確に方向性ができているところは、片丘の浄水場の移転更新、こちらのほうはもう本格的に平成23年度からもうやっていきたいという形です。いまある片丘浄水場の場所からもう少し標高の高い位置に移動させまして、例えば林間工業団地、あるいは今泉テクノヒルズ等、これは今、一度下に降ろしてから圧送しているというような非常に動力費もかかっている、コストも高くなっているところがございます。そういうものが解消できるような位置に、施設の移転、施設の更新をそういう中で検討していきたいと。今明確になっているところはそういったところで、あとその他の施設には一応、構想につきましては、ある程度取りまとめが進んだ段階で、またぜひ議員の皆様方にも事前にお話をさせていただいて、また御意見等いただく中で、最終的な取りまとめをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

永井泰仁委員 何回も聞いて悪いのだけれど、今、片丘の話も出て来ましたが、大沢川の取水量ですが、これは昔と能力的にはほとんど変わらず取水というか、流れている量は委託調査が何かやったような。

上水道課長 大沢川の取水につきましては、当然移転更新に係りまして、今配水区域を広げていきたいと。できれば吉田地域のほうにも、バックアップの施設として片丘からも送れるようなことを想定しています。そういう中で、いま大沢川の水利組合の皆様方とお話をさせていただいて、水量増の打ち合わせのほうをさせていただいて、計画のほうを取りまとめていきたいというところがございます。なお、それに必要な水量調査につきましては、業務委託をいたしましてデータを取っているところがございます。以上でございます。

中原輝明委員 少しいいですか、関連です。先ほどの滞納の問題だけど、ふえていて4,000万いくらかという話が出ているのだが、件数は何件あって、一番滞納しているのは1年か、2年か、その金額。出ていても何でも少しそこでしゃべってみてよ。件数と、何年か、長い人で。

上水道課長 担当の補佐のほうから説明させます。

料金係長 今現在で、一番多い方は。

中原輝明委員 まず件数を言え、件数を。何件か。

料金係長 今、私のほうで持っているのは、大口滞納者ということで20万円以上の方です。それで上下水道あわせて20万円以上大口滞納者というのは、31件。一番多い方は個人的な方でいけば、吉田の方ですけれども、この方が約117万円です。

中原輝明委員 この117万円は、1年か2年か何年ものか。それと回収できる可能性があるの。このままふえていくとすれば考えなくてはだめだよ。

料金係長 この方は、少し生活保護等も絡んでいるものですから、なかなか回収には厳しいところもあるかと思いますが、もうひとつ、水道料金の使用も多いです。というのは俗に言う潔癖症と言うのですか、すぐに手を洗ったりとかなんとかということで、月額3万円くらいの使用があります。この方はもうだいぶ前からおいでになるか、年度はつかんでおりませんが、宗賀のほうの市営住宅に入っていた時の方が来ていますので、その頃からですので、少し年度もまた調べてみますけれども、そのような経過があります。以上です。

中原輝明委員 経過もわかるが、そのものが将来ふえるのかこのままでいくのか、あるいは抹消というか消すのか途中で。このままいったのではただ数字だけ出ていて少しもどうにもならないではないか。不用な数字というのは消していかなければいけないのではないの。この何年ものかわかりますか、何年ですか、これは。そうすると、1年で36万になる、3万円ずつなら、100万といえば3、4年経つよ。そういうものをどうして解決していかないのか。これは、ここまではこういうぐあいに処置をして、それから次には皆さんこういうことで支払いをしてもらわなければいけないと。保護を受けているものは支払わなくていいよなどというものはないでしょう。そこを担当者ではなくて、事業部ばかりではなくて、市全体の問題だと思う、税金を無駄にすることだぞ、これは。その辺のところは、これから処置するか知らないが。

水道事業部長 全くそのとおりでございます。今税金に関しまして、使用料に関しまして、国民、市民の良心が薄れてきているということは事実でございます。それに対応するにはどうしたらいいかということは今検討しているわけでございまして、従来の水道が給水停止をして、お支払いをしてくださいというこの手法ではもう通用しなくなっているというような現状でございます。ですので、これから今考えているのは、徴収業務は民間委託いたしまして、職員が市民との信頼関係でやってきたものから脱皮しまして、やはり企業としては企業なりきの徴収の仕方を今模索しているところでございます。簡単に言いますと、徴収部門に関しては厳格に、滞納して給水停止。滞納して、今の通知を出しまして、さらに給水停止までいくには3カ月の猶予をしているわけでございます。その3カ月経っても払わないという状況が、このような状況になってきておりますので、それが累積して、今のような多額な滞納になるという事実でございますので、そこらもあわせて、今中原委員さんが言われたように、今このままたががんばればとんでも、やはり従前の手法ではなかなか成果が上がらないという、私たちは分析をしております。ですので、これを、ではどういうふうにしたら上がるかということをやりますと、やはり徴収方法の今後検討、新たな徴収制度の導入というのは今検討しているところでございますので、常時、滞納者は800人います。その中で、20万円以上ということでございますので、20万円以上の方は今の報告のとおりでございますけれども、毅然としたやはりそういう方針を打ち立てる、意思表示をする時期かなということも考えておりますが、しかし1つ、法律でも水は生命の元でございますので、絶ってはならないという

そういうことでありますので、普通の今の税務関係の滞納処置、処理みたいな、そういうことは認められておりません、水道の場合は、最終的には生命を保持をしなければいけませんので、国民の、市民の。水は要するに供給せざるを得ないという、そういう本当の、基本の基礎の事業でやっているわけでございます。その辺も理解をしていただく中で、新たな今の徴収制度の検討という、今鋭意やっておりますので、ぜひ御理解をお願いします。精一杯やっているわけでございますけれど、ふえていくことは事実、これからも今2%、3%ふえていく方向性であるということは認めます。ですので、それをどういうふうにするか、今の現状のままの金額をふやさないという形で努力していますが、それでも職員一意努力する中でも、なかなかそれが実現できないというのが現実でございますので、ぜひもう少し期間をいただきたいと、このように思います。

中原輝明委員 今説明を聞けば、精神的だか人間の愛情というかなにか、わかるのだが、ただこれは慈善事業ではない。ただし自分で使ったものは払うというのは鉄則だと思うのだが。そこで聞きたいが、副市長に、これからは塩尻市全体を含めた中の、どういう指導をするのか、なにかしますか。このままでいけばうんと蓄積してたまるような話だよ。

副市長 税を含めて払っていただくものについては、払っていただかなければいけないものですから、これは収納課を設けて税の関係はやっていますし、全体の情報交換が必要だということで、その対策を練るプロジェクトTAXというような組織も作って対応しているわけです。ただ非常に今の水道の話ではないですけども、ケースによっていろいろなケースが想定されます。したがって、いきなり収めなければすぐ、というところもできない事情もあるものですから、それぞれ納税相談あるいは徴収の相談をしながら、そのケースにあった、決して公平性を害さないようなそういうことで、しかしこういう景気の状態でございますので、そういうところとも調整しながら、個々のケースで対応していかざるを得ないのかなというぐあいに考えます。決して徴収を弱めるということではなくて、当然払っていただかなくてはいけないものですから、そういう大前提でございますけれども、一概になんと言いますか、こういう方式でというようなパターンは非常に難しいかなと思いますので、ケースごとによく調整しながら対応していくことが大事なかなと思いますので、よろしくをお願いします。

中原輝明委員 はい、わかりました。もう1点いいですか。水道料金に関連して、きのうも少し出たが、榑川との整合というのは、今水道料金はどのくらい違って、今下水道の関係はどんな差があるの。まったく差はないのか。同じですか。料金の差はどのくらいあるの。

水道事業部長 水道の関係は8立方メートルまでは榑川の料金のほうが高いです。9立方メートル以降になると、ほとんど今の塩尻市の上水道の金額とほぼ同じでございます。ですので、その辺の対応を今後調整していく必要があると。要するに0から8立方メートルまでは、塩尻市にあわせると榑川地区は安くなりますよということになります。こちらにあわせると。そういう状況でございます。ですので、あまりあわてて料金改定はしないということではないですけど、きのうも御説明したように、平成24年度最終的に簡易水道の整備が完了する時点には、上水道の統合とあわせて、料金も統合するというのが一番適切かなということをし上げたわけございまして、そこらが一番いいのではないかと。早くするといくらかでも減収になるという、それが実態でございますので、そんな形であります。

下水道のほうにつきましては、ここで12月に第2回目、ワンステップ、ツーステップで、料金を塩尻市の下水道にあわせています。前回あわせていただいたのは、先ほどの水道料金の値下げと下水道料金のアップ、5.

0.6%アップした時に、基本料金、それから段階の使用料の改定をさせていただきました。約1.6%強を上げたということで、それで1回で上げるということは大変無理があるということで、本年度、それを今水道審査会で審議をしていただいております、なから答申をしていただける状態に今なりました。下水道料金につきましては、今の塩尻市の料金にもう整合させるということになりますので、来年の4月1日の改定、3カ月後の6月の徴収から、塩尻市と全く同じ料金になるという、今そういう予定で進めております。ですので、榑川地区と、塩尻地区の上水道、下水道の差は、ほとんど来年の6月には解消されるという状況に今進んでおります。以上です。

丸山寿子委員 済みません、最初の総括のところにもあるように、一般質問のほうでも出ましたけれども、大分水嶺の地下水を製品化ということで、答弁の中でも美味しい水であるということのPRだとか、塩尻のPRにもなるということで、そういった点ではもちろん理解しているのですけれども、源流のところというのは、水が豊富ではない、ただし美味しいということで、かつては塩尻は水道料金が高いというようなこともあった中で、やはり美味しい水なのだということでは言われていたのですけれども、市民の中に、そのようにどんどん水を買って行って大丈夫なのかと、枯渇はしないのかというような心配の声もあるのですけれども、松塩用水のほうからも水をけっこういい率で買っている、そういったことが9ページとか30ページのほうで、受水量だとか受水費だとか、そういったことも見ていく中で、その辺についてはどう考えているのかについてお聞きしたいのですが。

上水道課長 先ほどお話をさせていただきましたけれども、今現在また、水需要予測を立てて今後の将来的な水の関係、作る受水量、あるいは製造量等を上げていくという話の中で、今現在、現実問題として、使用料が減ってきていると。そういう中の1つの需要環境をあおるためにボトルドウォーターを作成してきた意味合いも持っています。人間の飲む水の量ですから、これは一般的に言われているのは1日当たり1.2リットルですか、程度。飲料水として人間の飲むのはそのくらいの話ですが、それで給水量が著しく伸びるとは思っていませんけれども、水道のイメージアップという中で、今回ボトルドウォーターを作成した経過がございます。今、御心配なされていることですが、どんどん水需要をあおることによっての御心配ですが、現実問題で私のほうで一番心配しているのは、水需要が減っていると、こういう中で今後どういう事業経営をしていったらいいかというところを一番悩んでいるところなものですから、どんどん使うことをあおることに対しての心配はないというぐあいに考えています。

丸山寿子委員 済みません、企業会計なので気持ちはわかるのですけれども、先ほども生命保持というような言葉が部長の中から出ましたけれど、企業会計ということでこの水道の事業がどうなのかという思いも、個人的には思っているのですけれども、環境とかの立場から本当に負荷をかけない生活をしていくというふうに、節水も含めてしていくのはもう当然だとは思いますが、そういった気持ちだけとりあえず伝えまして。はい、質問を終わります。

委員長 いいですか。今のことに関して、大分水嶺の関係で、この間の本会議の中の答弁の時に、埼玉の業者がやっている。県内の業者ではないですか、やってくれる人は。

上水道課長 こちらの製造につきましては、当初平成20年度の段階では1,000ミリリットルのタイプ、1リットルのタイプの大きなペットボトル。こちらにつきましては、アルプスさんに無理をお願いいたしまして、製造した経過がございます。1,000本作らせていただきました。それをもとにその水の反響等も確認したいということで取り組みを進めて来ました。その中で、どうしても商品化するにあたっては、500ミリリットル

のタイプのものが必要だという中で、アルプスさん等々とも話をしてみましたけれども、アルプスさんのところのラインではないと。市内のワイン業者さんのほうでもそれは難しいところがあるという中で、近隣の松本市さん、あるいは安曇野市さんの業者さんとも接触をさせていただいて、お話をさせていただいた経過がございます。特にどこの業者さんも自分のところに井戸を持っていて、直接それをくみ上げてラインに乗せて、それで製品化していると。そこに新たに塩素消毒をした水道水を持ってきてその中に入れて作るということ自体が、自分のラインを止めて作るということに非常に問題があるということで、断られた経過もございます。そのような中でいろいろ調べていく中で、一応長野県内は長野市さん、あるいは須坂市さんでもボトルドウォーターのほうを作っております、そちらのほうに問い合わせをしたところ御紹介いただいたのが、埼玉県の秩父市にございます秩父源流水という会社です。こちらのほうにつきましては、自社でタンクローリー車を持っておりまして、東京都もそうですし、横浜市もです。遠くは福島県の福島市もそちらの業者をお願いしているというような状況で、今、現行の段階では作っていただけるところがそこしかなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長 ほかにないですか。なければ質疑を終了いたします。討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論はないようですので、議案第11号平成20年度塩尻市水道事業会計決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号平成20年度塩尻市水道事業会計決算認定について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

この際10分間休憩します。40分まで。

午前11時31分 休憩

午前11時41分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開します。次に移ります。

議案第12号 平成20年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

委員長 議案第12号平成20年度塩尻市下水道事業会計決算認定について、説明を求めます。

課長、簡潔にわかりやすく。要点のみ。

下水道課長 はい、わかりました。

決算書45ページをお開きをお願いいたします。御説明させていただきますのでお願いします。平成20年度塩尻市下水道事業会計決算書について御説明させていただきます。浄化センター関係は藤森所長より御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、業務状況について申し上げます。本市の下水道全体契約面積1,739.9ヘクタールに対しまして、面整備につきましては95.9%ということで整備させていただきました。また、水洗化世帯数は2万388世帯となり、前年度と比べ736世帯の増加でございまして、水洗化率は94.4%でございます。年間有収水量

は635万299立方メートルで、前年度に比べ10万2,901立方メートル、率にして1.6%の減でございます。

建設事業の概況につきましては、5つの処理区の汚水管工事延長、約1179.7メートル、雨水管延長、約327メートルを整備させていただきました。

46ページから47ページの財政状況につきましては、決算書63ページから御説明させていただきますのでお願いします。

48ページをお開きいただきたいと思います、48ページに対しますのは、議会議決事項等でございます。

めくっていただきまして、51ページから53ページにつきましては、工事費2億5,122万6,625円の概況。また54ページから56ページには業務量。57ページからですが、58ページにつきましては、工事費1,000万円以上、委託については200万円以上の契約を記載させていただいています。

59ページでございますが、59から60ページにつきましては、企業債の償還状況でございます。

63ページをお願いいたします。収益的収支について御説明させていただきます。収入総額は23億7,192万4,691円でございます。支出総額は21億3,928万8,928円でございます、2億1,780万4,976円の純利益となりました。

次に65ページをお願いいたします。66ページですが、資本的収支でございますが、収入総額が24億4,459万8,820円でございます、繰越資金の255万円を引きました支出総額は35億1,189万5,770円で、収支差引不足額は10億6,984万6,950円となりました。この不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額、過年度、当年度分の損益勘定留保資金で補てんをさせていただきました。なお、本年度事業費のうち1億3,959万円につきましては、平成21年度へ繰り越しをさせていただきました。

次に67ページをお開きをお願いいたします。平成20年度の経営成績を表します損益計算書でございますが、損益計算書につきましては、税抜きで記載しております。詳細内容については、74ページ以降で御説明をさせていただきます。収益の中の営業収益の下水道使用量につきましては、また、一般会計からの雨水処理負担金、交渉費対策負担金等が計上されておりまして、22億9,986万269円になります。

営業費用は管渠費、浄化センター費、処理場費の運営費を計上させていただきます、処理場費は3地区で4億1,700万円余になっています。減価償却費が7億9,000万円余となっております、計13億9,451万2,849円で、営業利益9億534万7,420円となりました。

3の営業外収益でございます、指定工事店登録更新手数料の雑収益ということで362万円余が主なものでございます。

4の営業外費用は、過年度に借り入れさせていただきました負債の支払い利息が大きく、6億8,134万7,511円が主なものでございます。経常利益は2億2,325万8,166円で、当年度純利益は2億1,780万4,976円の利益となっております。

次に71から72ページをお願いいたします。下水道事業の財政状態を表します貸借対照表でございます、年度末現在の資産と、負債、資本の区分で表しています。本市につきましては、約390キロメートルの管と、大小あわせて約140カ所分のポンプ場、3カ所の処理場を設けておりまして、建設費に膨大な投資を行いまして、その施設管理運営をいたしております。平成20年度の資産合計でございますが、493億8,079万7,

692円を有しております。負債額が9億5,812万4,585円。資本が484億2,267万3,107円になっております。

まず、固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産等に区分されておまして、詳細は89ページから90ページを御参照していただきたいと思っております。

年度末償却未済高につきましては、有形固定資産は土地、建物、構築物、機械、装置等に区分されておまして、構築物が大きな額で、396億4,228万7,048円でございます。污水管の管渠、処理場の沈殿池が主なものでございます。その次に大きいのが、機械及び装置の57億8,703万1,699円で、ポンプや機械等の設備でございます。

2番目の流動資産は、年度末現在の現金預金と未収金の額でございます。資産の計は493億8,079万7,692円になります。

負債は返済期間によりまして、固定負債と流動負債に区分しておまして、資本費平準化債、未払金が主なものでございまして、計9億5,812万4,585円でございます。

次は資本でございますが、借入資本金は建設改良の財源として借り入れました起債でございまして、平成20年度末の起債残高は約265億8,000万円余となっております。

剰余金につきましては主な内容につきましては、建設補助を目的としました国からの補助金が主なものでございまして、201億6,500万円余となっております。

欠損金の1億8,744万3,714円を加えまして、資本の計は484億2,267万3,107円でございます。負債資本の合計につきましては、493億8,079万7,692円になっています。

それでは74ページからでございますが、収益的費用の明細書ですけれども、それぞれの科目について項と目別にその概要を税込みにて御説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、下水道事業収益のうち下水道使用料が14億2,752万4,970円でございます。収納率は97.9%でございまして、対前年度比1.8%の増でございます。

他会計負担金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づきまして、一般会計から繰り入れさせていただいたものでございまして、9億3,439万9,000円でございます。主な内容につきましては、それぞれ雨水処理負担金、水質規制費負担金、普及促進費負担金、高資本対策費負担金等でございます。

次、営業外収益の関係でございますが、国庫補助金につきましては、平成16年度に借り入れました特別地方債の利子分の3万809円でございます。

75ページをごらんいただきたいと思っております。雑収益372万8,511円につきましては指定工事店更新手数料が主なものでございまして、次、営業費用について76ページをお願いいたします。

目の管渠費でございますが、5,459万6,857円につきましては、管路施設、マンホールポンプ場の適切な維持管理によりまして、安定したサービスを市民のお使いになる皆さんへ御提供した経費でございまして、節の委託料1,646万3,842円につきましては、マンホールポンプ場の管理業務委託料1,541万8,672円でございます。約130カ所ほどの維持管理業務が主なものでございます。

その次の節の修繕費の2,343万1,000円につきましては、マンホールポンプ場19工区と、管路24工区の修繕費といたしまして、1,131万4,800円が主な内容でございます。

動力費の1,052万2,474円につきましては、マンホールポンプ場の電力使用量が主な内容でございます。

浄化センター所長 引き続きまして、目の浄化センター費でございます。維持管理費用でございます3億9,351万7,916円でございます。

77ページをお願いしたいと思いますけれども、年間処理水量といたしましては、687万1,637立方メートルでございます。主なものについて御説明申し上げます。中段の備消耗品費270万5,168円でございますが、これについては施設費用の備品の消耗品費ということで、内容といたしましては、水質の分析用の洗浄液とか除臭のフィルター等を購入したということでございます。

その次に委託料でございますが、2億1,857万3,269円ですが、主なものについて御説明をしますけれども、2番目の施設整備点検委託料でございますが、これについては放流の流量計とか、酸素計、あるいは監視装置、自家発電の点検等の委託料ということで、220万5,000円ということです。その下の清掃委託料519万2,450円ですが、これにつきましては浄化センターの日常の定期清掃のお金、それとシルバーの草刈り、害虫防除などの金額でございます。

その1つ下の公害測定委託料でございますが462万円、これにつきましては放流水あるいは流入水の水質検査、汚泥分析等の測定の委託料でございます。

中段の運転管理業務委託料でございますが、処理能力3万700トンの運転管理委託でございますが、内容といたしましては、汚水及び汚泥の処理施設全過程の運転及び監視業務ということと、各種機器の点検、整備、補修、修理、記録等の業務の金額ということで8,631万円というもの。

その下の脱水ケーキ処理委託料でございますが、これにつきましては、4社に汚泥の処理を委託しておりまして主にセメント会社4社に処理委託をいたしまして、年間5,412トンの汚泥を処理していただいたということと、それを運搬する金額ということで1億1,165万5,498円ということでございます。

下から2番目の施設情報システム構築委託料でございますが、処理場の設備機器が約1万種ありますけれども、その情報をパソコンに入れまして、システムを構築いたしまして今後の改築事業の検討、あるいは修繕業務の参考にして効率化を図っていくということでございました。

修繕費でございますけれども、5,196万円。これにつきましては、施設修繕費として4,618万428円ということで、脱水機の修繕工事ほか5件と、小さな小破修理でございますが、それが17件ありまして、4,618万円428円。残りの577万9,572円については修繕引当金積立ということで、大規模な修繕とか突発的な修繕に対応するために、修繕引当金のほうへ繰り入れるということでございます。

78ページをお願いいたします。動力費ですが、5,104万4,694円でございます。これは施設電気料といたしまして年間357万3,674キロワットを使用したということで、主にプロアーの運転等に使用したということでございます。

その下の薬品費4,736万3,047円でございますが、施設薬品費ということで、凝集剤、あるいは殺菌用の次亜等を購入したということでございます。以上でございます。

下水道課長 引き続いて小野水処理場費でございますが、1,684万5,360円につきましては辰野町に委託したものでございまして、運営費のほうは50対50で、維持管理費のほうは60対40という事業です。

私からは以上です。

浄化センター所長 櫛川処理場でございます。これにつきましては年間18万8,635立方メートルを処理したということでございます。その中の委託料でございますけれども、汚泥運搬委託料ということで、1,570立方メートルを委託したということで、741万8,250円でございます。

その下の運転管理業務委託ということで、これについては保守点検と水質試験、あるいは環境整備等を行っている業者に委託したものでございます。525万円ということでございます。

修繕費でございますが、330万円ということで、そのうち施設修繕費317万1,000円につきましては曝気装置等、減速器等の修繕工事を行ったほか3件のものでございます。残りの12万9,000円は修繕引当金のほうへということでございます。

その下の動力費192万4,849円ですが、これについては施設電気料ということで、年間10万9,055キロワットを使用したということでございます。

その下の負担金834万8,000円ですが、これについては木曽の上松町ですが、その汚泥集約センターのほうへ汚泥を処理する料金ということでございます。それとそこを当時建設した起債分が含まれて834万8,000円ということでございます。以上でございます。

下水道課長 引き続き水質規制費のほうになります。水質規制費671万850円につきましては特定施設の事業所8カ所の水質検査が主なものでございます。

次の普及促進費でございますが、これにつきましては主要内容につきまして、398万9,526円につきましては補助金及び交付金ということで排水設備改造資金利子補給金ということで937,291円でございます。融資件数は104件分でございます。

業務費の6,208万1,947円につきましては人件費等、下水道費用の徴収分を除いて手数料等で上水道課へ委託したものでございまして、先ほど山崎課長からも御説明させていただいたものでございます。

次に81ページをお願いいたします。総係費4,693万4,343円につきましては、経常経費が主なものでございまして、報償費の272万7,170円につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金ということで59人分にしたものでございます。

ページをめくっていただきまして、82ページをお開きをお願いしたいと思います。減価償却費のうち有形固定資産減価償却費につきましては7億8,883万7,324円でございます。これにつきましては取得価格の残存額を除いた額を耐用年数で除したものでございます。

次、資産減耗費の1,600万円余につきましては、浄化センターの施設改築に伴いまして除却費ということで計上させていただいています。

83ページをごらんいただきたいと思います。営業外費用の支払い利息及び企業債の取扱諸費でございますが、これにつきましては過年度に借り入れました企業債の利息ということで、6億8,134万7,510円が主な内容でございます。詳細につきましては、91から102ページの御参照をお願いしたいと思います。

消費税の2,981万1,556円につきましては、仮受けと仮払いとの関係で消費税を納付したものでございます。

次の繰延勘定償却につきましては、上下水道料金のシステム開発費の償却でございます。

特別損失の561万円余の主な内容につきましては、不納欠損が約573件ということで、329万8,290円と過年度収益修正還付金ということで、231万1,961円でございます。これは浄化センターの改築に伴いまして除却品の中で鉄くずとして売れたものでございまして、これが231万円余でございます。

次に84ページをお開きをお願いいたします。84ページからは資本的収支明細について御説明させていただきます。目の企業債でございますが、19億2,430万円につきましては、建設改良事業に必要としたものでございまして、補助対象分につきましては、10分の4.05から4.5、単独費については10分の9.5の充当率でございます。

企業債のうち、13億5,890万円につきましては、公的補償金免除繰上償還に当たりまして、公営企業の借換えといたしまして、民間資金を借りまして、公的資金から借り入れております高金利の企業債の繰上償還をしたものでございます。

次に資本費平準化債2億9,000万円につきましては、世代間負担の公平化を図る観点から、資本費の負担の一部を後年度に繰り延べさせていただいたものでございます。

他会計負担金につきましては、1,560万円余につきましては、地方公営企業の繰り出し基準によりまして、雨水処理等に要する費用ということで計上させていただいております。

建設工事負担金につきましては、上水道と同時との負担金で、上水道課よりいただいたものが主な内容でございます。

受益者負担金につきましては、6,254万7,920円につきましては、事業に要する経費に充てるため、その事業により受益を受ける者から徴収したものでございます。

次の目の補助金の国庫補助金4億4,195万3,000円につきましては、建設改良費に充てるため国からいただいたものでありまして、補助率は10分の5.5から10分の5でございます。

85ページをお願いしたいと思います。目の資本的支出の関係ですが公共下水道事業管渠施設費ということで1億9,305万898円でございますが、この主な内容につきましては、工事請負費ということで1億8,106万7,500円ですが、污水管については馬橋マンホールポンプ場の非常用の発電機設置工事、雨水管につきましては奈良井川右岸の5号、齒科大の坂でございますが、北部公園の3-1号をやらせていただきました。また奈良井川右岸5号線につきましては、一部21年度へ繰り越しをさせていただきました。

85ページをお開きいただきたいと思います。目の市単公共下水道事業管渠施設費の1億1,985万7,118円のうち、委託料の2,459万7,950円につきましては、実施設計11件分でございます。工事請負費6,353万3,625円につきましては、主に広丘堅石地区を整備させていただきまして計36工区、道路復旧工事5工区、雨水渠6工区を施工させていただきました。

補償費1,241万5,200円につきましては上水道課の移転補償が主な内容でございます。

負担金249万9,000円につきましては、道路舗装の復旧を建設事業部にお支払いしたものでございます。

浄化センター所長 続きまして、処理場建設費でございますけれども、3億7,163万9,400円ということで主なものにつきましては委託料の3億6,720万円でございます。これにつきましては浄化センターが供用を開始して、昭和60年から供用を開始いたしまして、24年が経過しているわけでございますけれども、その設備の劣化とか耐用年数、機器の耐用年数がきているために、その対応するために平成17年度から改築

更新事業を始めているものでございます。第一期改築更新事業につきましては、全体事業費といたしまして総額 1 3 億 1 , 2 5 0 万円でございますが、平成 2 0 年度は 3 億 6 , 7 2 0 万円ということでございます。主な改築いたしましたものにつきましては水処理施設の改築、エアタンク、全面曝気槽とか、汚泥掻き寄せ、それとアスベストの除去工事、それと空調工事、それに伴う電気設備工事でございます。それと第二期工事が平成 2 2 年から実際の工事が始まりますけれども、それに伴います二期工事の改築診断の基本設計が 3 億 6 , 7 2 0 万円ということで、これにつきましては事業団のほうへ委託しているものということでございます。

その下の櫛川処理場建設費でございますが、1 億 1 , 6 7 6 万 3 , 4 3 4 円でございます。これの主なものにつきましては、やはり委託料でございますが、1 億 1 , 4 0 0 万円、櫛川処理場の建設委託料ということで、これにつきましては現在処理能力が、既設は日 7 5 0 トンでございましたけれども、6 5 0 トンを増設したということで、合計 1 , 4 0 0 トンの処理能力の改築を行ったということでございます。これにつきましては年未年始とかお盆とか、櫛川のイベントの時期に処理能力が 8 0 0 トンというようなこともありましたもので、増設したということで、主な増設内容といたしましては水処理設備の工事、主ポンプ、反応タンク等、それと建設工事として沈殿池の施工、電気設備工事として受電設備、あるいはその水処理の運転操作、計装等ということでこれも平成 1 9 年度、平成 2 0 年度と 2 年間やりまして、全体事業費は 2 億 1 , 9 0 0 万円ということでございます。これについては事業団のほうへ委託して行うということでございます。以上でございます。

下水道課長 続きまして目の市単特定環境保全公共下水道事業管渠施設費の 1 , 0 3 1 万 2 , 3 9 1 円の主な内容につきまして、工事請負費といたしまして 6 6 2 万 5 , 5 0 0 円でございますが、片丘南内田の污水支線工事等で計 6 工区、舗装復旧工事につきましては片丘地区で計 2 工区を施工させていただきました。

次に固定資産購入費でございますが、2 6 万 5 , 1 0 0 円につきましては、管渠用施設ということで過年度によりまして管渠用地が市との立ちあい民地に入っているということで 2 4 . 1 5 平方メートル、洗馬の太田地区でございますが、平方メートル当たり 1 万 1 , 0 0 0 円で買収させていただいたものです。

次ですが、企業償還金の関係で 2 7 億 7 , 4 2 9 円のうち、8 8 ページを見ていただきまして、1 2 億 8 , 0 7 8 万 8 , 7 4 6 円につきましては、過年度に借りました企業債の元金償還金でございますが、あとの 1 3 億 5 , 9 3 5 万円余につきましては法的補償金免除措置に伴います高金利の、融資資金の 6 % 分と公営企業等金融公庫の 5 % から 6 % の繰上償還分でございます。

また資本費平準化債の償還分といたしまして、5 , 9 8 6 万 7 , 8 0 9 円でございますが、以上の元金償還金でございます。

以上で下水道事業会計の決算説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議をお願いするものであります。

委員長 それでは 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

午後 0 時 1 0 分 休憩

午後 1 時 0 7 分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。先ほど説明を受けました議案第 1 2 号平成 2 0 年度塩尻市下水道事業会計決算認定から質疑を受けたいと思います。質問がある方。

柴田博委員 54ページの業務のふえた分の表ですけれども、下水道の場合には、有収水量というのはどういうふうに計測された数字なのか、その辺を少し説明いただきたいと思います。

下水道課長 有収水量でいただくお金と、それとあと、浄化センターで処理した水量を割ったものでございます。

柴田博委員 その有収水量、お金をもらって処理する水の量はどやうやってはかっているのか。

下水道課長 水道メーターではかっております。水道で検針しますね。あの水量がそのまま下水道に流れてくる。井戸水については、個別にメーターを付けていただいて、それははからせていただいています。

柴田博委員 上水で使った量を、基本的には、そのまま下水の収量になっているのはわかるのですが、それ以外で、今の井戸水や、大量に使っているところは排水、下水のほうにもメーターが付いているところがあるというふうにも聞いているのですけれども、その辺の比率というのはどのぐらいですか。

下水道課長 個別のメーターにつきましては、申告制となっておりますので、若干、わずかではございますが、比率で言うと、本当に若干、わずかになっております。

柴田博委員 ほとんどは水道の使用料とイコールと。

下水道課長 はい、そうです。あとは井戸水は流れておりますので。

中原巳年男委員 77ページの委託料のところ、空中アスベスト粉じん濃度測定委託料というのがあるのですが、これは、常時出るのですか、常時と言うか、毎年。

浄化センター所長 これにつきましては、第一期工事で改築をいたしましてアスベストを除去したということで、その工事が終わった後、アスベストが残っているかどうかという測定をしたということでございます。

中原巳年男委員 今年だけということですか。今年と言うか、平成20年度だけ。

浄化センター長 そういうことでございます。

中原輝明委員 76ページと85ページと、3カ所ばかり一連の話だけれど、職員の関係だが、76ページで、職員2人で1,038万4,800円と、2人でだよ。それともう一つは、これはどういう人かわからないが、どこだったかな。85ページの、職員が1人で800万円、手当が300万円、千二、三百万円になるけれども、この職員の内容はどういう立場の人か。

下水道課長 我々、下水道課の職員でございます。

中原輝明委員 これは、1人で1,300万円も取っているのか。これは、どういう職員か。

85ページの、職員が1人で800万円、それで手当が300万円だ。足しても1,200万円ばかりになるが、ほかの76ページの下で職員2人で1,038万円だし、もう一つ、どこかにあった。給料の差がかなりあるけれども、ここにある。86ページの職員1人で118万8,500円、手当が48万1,000円と、こういことだが、この職員は特別な人か。この給料の差があるというのは、

下水道課長 私どもは、3条、4条の関係で、市の職員の関係の職員の給料につきまして、補助事業等もございまして、持ってくるほうから徐々にやりくりして、それでやっておりますものですから。その主な内容が1人でございますが、この予算の中で、我々下水道の職員の給料を出しているということでございますので。

中原輝明委員 それでは、これは1人ではないということか。

下水道課長 そうではございません。

中原輝明委員 そういうことを言わないと、これを見ると。これで1人というので、1人になってしまうのだけれど、この部分というのはそれでわかったが、普通の素人が見ると、非常に矛盾を感じるわけだ。副市長は、いい給料を取っているのだから、分配してしまったと。

はい、ありがとうございました。ただ、そういうことを言ってくれないと、我々はそういうふうに解釈してしまう。わかるか。

委員長 いいですね。ほかに。

五味東條委員 吉田の浄化槽のところ、あそこを通ったらひどく臭う場合があるのだけれど、例えば、環境保全委員だとかそういうような方というのは、地元から選ばれて、そういう形で臭いだとか、そういうようなものの苦情だとか、そういうものはないわけですか。

浄化センター所長 結論から言いますと、臭いの苦情等は1件もございませんでした。この環境保全委員会のあれにつきましては、芳川地区と笹賀地区、そして、吉田地区の各地区から4人ずつ出させていただいておりまして、その委員会については、浄化センターの状況とか、放流水の水質測定の結果等を委員の皆さんにお知らせしているところでございます。

それとは別に、臭いについては臭気モニターという形の中で、近所の、吉田地区の近所でございますけれども、7人の方をお願いして、年間を通して臭いのあれを調べてもらっているところでございますけれども、その臭気モニターの中にでも、臭うという方と、その裏の方が全然臭わないというような感じで、あいまいな感じでございまして。その臭気モニターが始まったというのは、汚泥を運ぶ時に、シャッターを開ける時に臭うではないかということで始まったわけでございますけれども、臭気モニターの臭うという方に、どういう臭いかと聞いたところが、トイレの臭いというようなことを言っていて、トイレの臭いと汚泥の臭いとは臭いが全然違っていて、それも定かではない。臭いについては個人差もありますし、一説によると、臭いは40万種あると。ちょっと定かではないですけれども、あいまいな点があるということで、臭い等については、私どもに限らず、今後も監視していきたいと思っております。

五味東條委員 雑談であれだけれど、ちょうど、少し曇ったような、雨が降ったような、少しどよどよした日にあそこを車で通ったら、えらい臭いで。例えば、曇っていて少し晴れてきたころ、そこに布団を干してある家がある。あれは、布団にも臭いはしないかというような感じがしたのだけれど、要は、人によって臭いの程度が違おうと思うのだけれど、あそこに住む人たちにその辺の苦情がないかなと思って聞いたわけなのですけれど。

浄化センター所長 先ほど申したとおり、去年については苦情はありませんでした。

中原輝明委員 皆さんの努力で加入率が94%だとか、何パーセントだと言ったけれども、それは、地区別に見ると、どのような状況ですか。地区別の未加入者だな。

下水道課長 下水道会計の関係につきましては、塩尻処理区と片丘処理区と太田洗馬と、そういうように分かれておりまして、太田洗馬のほうでは水洗化率90%、それと、片丘処理区は84%でございまして、旧の塩尻の市街地を中心のところは94%というような関係で把握しております。

中原輝明委員 それで、聞きたいのは、洗馬地区の場合、今、90%とか言ったが、加入する形跡というか、雰囲気はあるのか、個人的には、どんなものか。加入促進はしているのでしょうか。それで、今、しないという人たちは、どのような状況の人が、実際は。

下水道課長 私どもは、委員がおっしゃるとおり、普及促進をやっておりまして、普及促進に努めているところでございますが、今回の核家族化等の関係で、将来的には後継者がいないとか、そういうような形がございまして、正直を言って苦労しているというような実態でございまして、主な内容につきましては、おばあちゃんとか、一人暮らしとか、そういう関係とか、ほかは農村地帯でございますが、老人というのは将来的には息子のところへ行くとか、そういうことで水洗化率が遅れているところでございます。

柴田博委員 説明資料の12ページのところに、収益的支出に対する使用料収入の割合等の推移という表が出ているのですが、これを見ると、だんだん上がってきているような傾向なのですが、将来的には、だいたいこの割合というのはどの程度にしたいかというような、そういう考えのようなものはあるのでしょうか。それとも、特にそういうことはないけれども、一応こういう数字を作っているだけなのか。その辺についてはどうでしょうか。

下水道課長 私どもにつきましては、基本的に3条の関係につきましては、使用料で回収をさせていただきたいと考えていまして、今のところ、維持管理費につきましては100%使用料で回収できているわけですが、過年度に借り入れさせていただきました施設の負債という消費の関係でございますが、これはまだまだ厳しいものがございますから、これは、今後、まだ二百何十億円という借金がございまして、それを見ながら、最終的には使用料で3条をまかなっていきたいとは考えております。

柴田博委員 今、一般会計のほうから10億円近い額が入っているわけですね。それは、徐々に減らしていくという方向ですか。

下水道課長 私どもといたしまして、今、公的補償金免除の関係で、平成18年度に過去5年間の解消資金と言いますか、5億円から利息が高金利から低金利に変わりがちで、利子軽減が5億円から図られているものがございますから、将来的にもこれが今は5%以上でございますが、これが随時、国の方針で3%、4%、おりていくものですから、あくまでも一般会計からの繰入金と同様にいただいて、高金利の負債の公債費の負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

丸山寿子委員 総括のところ、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、とあります。それで、都市型の洪水が、例えば、張り巡らされた下水の関係で、突然あるところから、マンホールから水が噴出すというようなことが都市部であったりするのでございますけれども、今現在、塩尻市の場合は、都市部のほうでそういったことが起きたことがあるのかとか、心配なところがあるのかとか、その辺の状況を教えてください。

下水道課長 お話は、内水氾濫と言って、中からのあれはございません。あくまでも、汚水管のほうで、マンホールを上げるということもございません。私どもは分流式でございまして、都市部は合流式でありまして、雨が一緒に入っているわけでございますが、塩尻市は、あくまでも汚水管単独でございますので、そういうことはございません。

委員長 いいですか。ほかにないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第12号平成20年度塩尻市下水道事業会計決算認定について、原案のとおり

り認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号平成20年度塩尻市下水道事業会計決算認定について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第13号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

委員長 次に移ります。議案第13号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について、説明を求めます。

下水道課長 よろしく御審議をお願いいたします。浄化センター関係につきましては、藤森所長より御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

始めに104ページをお開きをお願いしたいと思います。104ページをお開きいただきまして、平成20年度塩尻市農業集落排水事業決算書について御説明をさせていただきます。業務の概況でございますが、まず、本市の農業集落排水事業全体の計画面積332ヘクタールにつきまして、面整備はおかげさまで100%でございます。それと、普及率は100%になりましたが、水洗化世帯数は1,932世帯ということで、前年度に比べまして43世帯の増加でございます。年間有収水量は52万8,393立方メートルでございます。前年に比べ1万2,890立方メートルで、率にして2.4%の増でございます。

建設事業の概況でございますが、本洗馬処理区と贄川処理区で汚水支線工事の延長113メートルを実施させていただきました。

ウの財政状況でございますが、決算書114ページで御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。106ページにつきましては議会の議決事項が、108ページにつきましては工事の概況について、109ページから110ページにつきましては業務量、111ページにつきましてはそれぞれ重要契約、200万円以上の委託の契約と、起債の関係について企業債の関係の概況について御説明をさせていただいております。

114ページをお願いしたいと思います。収益的収支の関係について御説明をさせていただきます。収入総額につきましては3億3,588万1,262円でございます。支出総額は3億3,619万5,993円でございます。484円の純損失となっております。この損失額を当年度未処理欠損金としてそのまま平成21年度へ繰り越すこととさせていただきました。

次、116ページをお願いいたします。資本的収支でございますが、収入総額につきましては4,008万6,000円でございます。支出総額は2億1,092万2,952円でございます。収支差引不足額の1億7,083万6,952円になりまして、この不足額につきましては過年度分、当年度分の損益勘定留保資金で補てんをさせていただきました。

次、118ページからお願いします。平成20年度の経営成績を表します損益計算書でございますが、損益計算書につきましては税引きで記載をさせていただいております。詳細内容につきましては125ページから128ページで御説明をさせていただきます。

収益の営業収益でございますが、農業集落排水施設使用料、一般会計からの負担金等が計上されておまして、3億3,065万7,296円でございます。2の営業費用でございますが、管渠費、浄化センター費、処理場

等の管理運営費を計上しておりまして、処理場費が平成20年度で、小規模地区も入れまして9地区で6,200万円余となりまして、減価償却費としましては、平成20年度で1億3,900万円余となっております。計2億4,027万6,947円で、営業利益は9,038万349円になっています。

3の営業外収益でございますが、1万6,000円余でございます。

4の営業外費用でございますが、支払利息が大きくて、平成20年度で9,008万3,233円が主なものでございます。経常損失につきましては484円でございます、当年度の純損失は484円の損失額となっております。

次に、122、123ページをお開きをお願いしたいと思います。農業集落排水事業の財政状態を表します貸借対照表でございますが、貸借対照表は年度末現在の財産状況を負債、資産と負債、資本の区分で表示しておりまして、本市には延長にしまして約73キロメートルの管渠、大小あわせて約60カ所のマンホールポンプ場、9カ所の下水処理場を設けておりまして、建設費に投資を行いましてその施設管理運営をいたしております。平成20年度の資産合計でございますが、92億6,900万4,114円を有しておりまして、負債額につきましては、2,565万3,501円でございます、資本が92億4,335万613円となっております。

まず、固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産等に区分されておりまして、詳細につきましては131、132ページを御参照ください。年度末の償却未済高につきましては、有形固定資産では土地、建物、機械、装置等に区分されておりまして、構築物につきましては大きな額で75億4,980万7,477円でございます。これにつきましては、污水管の管渠、処理場の沈殿池等でございます。その次に大きいのが、機械及び装置の11億5,603万5,378円で、ポンプや機械等の設備でございます。

2番目の流動資産でございますが、年度末現在の現金預金と未収金の額でございます。トータルで、資産の計といたしまして92億6,900万4,114円でございます。

負債につきましては、返済期間によりまして固定負債と流動負債に分けさせていただいておりまして、未払い金が主な内容で2,565万3,501円でございます。

次の資本でございますが、借入資本金は、建設改良の財源として借りました起債でございます、平成20年度末の起債残高は、約39億8,500万円余となっております。剰余金といたしまして、建設補助の目的で受けました県からの補助金が主なもので、額は35億9,100万円余でございます。欠損金として、当年度未処理欠損金484円を加えまして、資本の計92億4,335万613円でございます。負債資本の合計につきましては、92億6,900万4,114円となっております。

それでは、125ページをごらんいただきたいと思います。収益的費用の明細書でそれぞれの科目について、項と目別にその概要を税込みにて御説明を申し上げます。

まず、収益的収入でございますが、農業集落排水事業収益のうち、農業集落排水施設使用料といたしまして1億935万3,610円で、収納率といたしまして98.6%、使用料で対前年度比の5.2%増の536万1,200円の増額でございます。

次の他会計負担金でございますが、地方公営企業操出基準に基づきまして一般会計から負担をしていただいたもので、2億2,637万6,000円でございます。主な内容といたしましては、高資本対策費負担金、特別措置分等負担金、臨時財政特例債負担金ということと、農業集落排水緊急整備に要します経費ということであげ

させていただきました。

次、126ページをごらんいただきたいと思います。営業費用でございますが、目の管渠費でございますが、管渠施設、マンホールポンプ場の適切な維持管理により使われる市民の皆様に安定したサービスを提供させていただいた経費でございます。委託料につきましては、マンホールポンプ場の管理業務委託ということで、40カ所の維持管理業務ということで400万500円を支出させていただきました。修繕費につきましては、マンホールポンプ8カ所、管路3カ所の機能維持を図りました。私からは以上です。

浄化センター所長 4目の浄化センター費でございます。6,555万2,076円でございます。維持管理費でございます。農業集落排水処理施設は9カ所ありますけれども、その年間処理水量といたしましては55万6,910立方メートルということでございます。

その主なものにつきましては、委託料でございます。3,338万7,583円でございます。その主なものについては、浄化センターの管理委託料でございます。1,487万8,500円ということで、これについては、9カ所の管理委託を、曝気槽の調整、あるいは施設の点検、水質管理ほかを委託しているものでございます。

その下の汚物汲取等委託料、これは汚泥の搬出委託ということで、年間2,397トンということでございます。1,519万7,913円ということでございます。

その一番下の流量調整槽沈砂引抜業務委託料でございますが、これについては、小曽部、本洗馬の浄化センターの汚泥を引き抜いたということで、294万円ということでございます。

修繕費でございますが、1,634万円ですが、そのうち、施設修繕費1,561万5,390円につきましては、本洗馬、小曽部、宗賀南部の汚泥返送ポンプ、あるいは、減水ポンプ、曝気装置ほか11件を直したものでございます。残りの72万4,610円につきましては、修繕引当金積立のほうへ、突発的な事故等に対応するために積み立てたということでございます。

127ページをお願いいたします。動力費の1,425万384円でございます。施設電気料ということで87万4,139キロワットということで、電気料でございます。以上でございます。

下水道課長 引き続き、目の普及促進費をお願いいたします。この主な内容の関係につきましては、農業集落排水施設の改良資金の利子補給金ということで、10万7,561円、融資件数82件分といった利子補給をさせていただきます。

業務費につきましては、使用料徴収経費負担金につきまして水道局の、うちのほうで一度下水道事業会計へ向けて、それから、下水道事業会計の農集会計から下水道事業会計に農集分を出したものでございます。

総係費につきましては、これについては経常の経費でございます。

128ページをお願いします。この主な内容につきましては、目の減価償却費でございますが、これにつきましては有形固定資産の減価償却でございます。1億3,932万3,344円を、取得価格より経過年数に相当する減価の償却を引いて額を控除して、算出をさせていただいているところでございます。

次ですが、営業外費用の関係で、企業債の利息ということで9,008万3,233円につきましては、過年度に借り入れました企業債の負債額の利息でございます。

消費税の140万831円については、借受け、仮払い等で、支払いしている仮払い消費税の差額について納付したものでございますし、雑支出の31万4,247円につきましては、平成19年度分の消費税の納付でござ

ざいます。

次、129、130ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入の支出明細について御説明をさせていただきます。企業債の目の、款項の目の企業債でございますが、2,050万円につきましては、補償金免除繰上償還に伴いまして、公営企業借換債ということで民間金融機関から借換債により、高金利の企業債を繰上償還したものでございまして、地方公営企業の金融機構の5%から7%を繰上償還させていただいたものでございます。

負担金の他会計負担金につきましては、地方公営企業の繰り出し基準に基づきまして一般会計より繰り入れたものでございまして、1,267万7,000円でございます。主な内容につきましては、特例措置分ということで平成5年度の国庫補助基金の公共化に伴いまして、平成10年度までに借り入れました起債の元金償還金の関係でございます。

次ですが、受益者負担金につきましては、これにつきましては、汚水ますの取り出し等の関係で受益を受けた者からいただいたものでございます。

次、支出の130ページをお願いしたいと思います。建設改良費の中の関係でございますが、主な内容でございますが、市単農業集落排水事業の管渠施設費の関係で、委託料393万7,500円につきましては、今、上田処理区の関係につきましては、小野処理区のほうへ汚水処理の統合を図っているということで、その統合に伴います委託料ということで393万7,500円を支出させていただきました。これにつきましては、今、国のほうへ申請をしているところでございまして、認めていただければ、来年度、上田処理区と北小野にあります小野特環のほうの特定環境保全公共下水道事業の小野処理区のほうへ統合を図りまして、経費節減を図っていきたくと考えているところでございます。

管渠工事費につきましては、593万2,500円につきましては、8件で、詳細は108ページを御参照していただきたいと思っております。

次の目の企業債償還金でございますが、2億105万2,952円につきましては、元金分の償還でございます。以上で、農業集落排水事業会計の決算の御説明を終わらせていただきますので、よろしく御審査をお願いするものであります。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたら。

柴田博委員 126ページの浄化センター費の中なのですけれども、農集の場合も汚泥については引き抜いて、それを市のし尿処理場へ運んでいるということですか。

浄化センター所長 そのとおりでございます。引き抜いて、運んで、衛生センターのほうへ投入しているということでございます。

柴田博委員 ここに書かれている費用は、1,519万円余というのは、業者にこの分で委託をして、引き抜いた業者が持って行って、またそれを市のほうにお金を払って処理してもらっているという、そういうことですね。

浄化センター所長 これは、汚泥の搬出、運搬のお金で、衛生センターへ投入する金額は取っておりません。

柴田博委員 搬入部分だけですか。引き抜いて、入れるという。

浄化センター所長 そういうことです。

柴田博委員 わかりました。

委員長 ほかに、ないようですので、質疑を終了します。この議案に対しての討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第14号 平成20年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

委員長 次に移ります。議案第14号平成20年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について、説明を求めます。

商工課長 決算書2、3ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度塩尻市駐車場の事業報告について申し上げます。2ページのほうをごらんいただきたいと思います。塩尻市大門駐車場、塩尻市駅前広場駐車場、2カ所の駐車場を管理しております、その収支状況であります。大門駐車場のほうにつきましては、駐車能力台数527台、駅前広場駐車場につきましては、駐車能力台数、自家用駐車場で407台、バスで10台、タクシー駐車場10台、それに係る状況であります。

アの業務状況であります、大門駐車場の延べ利用台数は24万2,129台でありました。前年度対比で8.5%の減でございました。塩尻市駅前広場駐車場の延べ利用台数は6万6,034台でございまして、前年度対比0.2%の、台数では増でございました。

3ページのほうへ行きまして、イの財政状況であります、先に収益的収支の内容でございまして、収入総額といたしまして、税抜きで7,138万6,095円でございました。支出総額で5,820万3,647円でありました。それぞれ、前年度との比較であります、収入総額では909万5,084円、11.3%の減、支出総額では426万6,949円、6.8%の減であったものであります。支出の主な状況であります、営業費用といたしましての総係費3,071万4,494円、これは4%の減であります。減価償却費といたしまして1,712万868円、0.3%の減であります。営業外費用としての企業債利息1,036万8,285円、19.1%の減でありました。

収支差引の状況であります、1,318万2,448円、これが純利益でありまして、当年度の未処分利益剰余金とさせていただくものであります。これらは、減債積立金として処分したいと考えております。消費税及び地方消費税につきましては、193万9,548円でありました。

資本的収支。駐車場会計につきましては企業債の償還だけになるわけなのですが、収入総額で、一般会計の借入金1,000万円、支出総額では、企業債の元金償還金といたしまして4,259万9,998円あります。したがって、この不足額3,259万9,998円は、過年度分損益勘定留保資金、あるいは、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金処分で補てんさせていただいたものであります。

(2)で議会議決事項につきましては、決算認定、あるいは平成20年度の補正予算、平成21年度の予算は、それぞれ議決をさせていただきます。

2番の工事関係であります、特にございませんでした。

4、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。3番の業務内容でございますが、それぞれ、先ほどの状況につきまして利用台数を月別に詳細を述べさせていただいております。

5ページのほうの(2)の事業収益に関する事項。まず、収入状況であります、塩尻市大門駐車場につきましては、駐車場全体で5,681万7,838円でありました。営業収益といたしまして5,472万1,899円、また、営業外収益といたしまして209万5,939円でございます。

次に、塩尻駅前広場の駐車場でございますが、全体では、事業収益では1,456万8,257円、営業収益では1,456万8,257円の同額であります。営業外収益は特にございません。

次に、6ページで、両駐車場の支出状況であります。まず、大門駐車場のほうであります、全体で5,168万6,588円でございます、営業費用で4,131万8,303円でございます。また、営業外費用、企業債の償還、利息等ありますが、1,036万8,285円でございます。

駅前広場駐車場のほうにつきましては、全体で651万7,059円でございます。

7ページのほうをごらんいただきたいと思います。4番の会計内容でございますが、(2)の企業債と一時借入金の状況でございます。まず、企業債の償還状況であります、公営企業金融公庫から借り入れたものが2件ございます。それぞれ償還いたしまして、合計で5,296万8,283円、元金利息をあわせて、なっております。これによりまして、平成20年度末の残高でございますが、1億5,096万4,698円となっております。後ほど、それらの資料につきましてはごらんいただきます。

(3)であります、他会計借入金の概況といたしまして、借入金の償還状況であります、一般会計から平成20年度も1,000万円借り入れさせていただいておりますが、償還についてはゼロ円でありました。

次に8ページ、その決算報告をさせていただきます。9、10ページをごらんいただきたいと思います。税込み数字でございますが、まず収入状況であります。先に御説明させていただいたとおり、決算額で7,485万549円でありまして、予算対比で185万8,451円の減であったものであります。支出の状況であります、同様に、決算額では6,166万8,101円でございます。不用額といたしまして207万5,899円でございます。

その下の資本的収入及び支出の内容でございますが、先ほどのとおり、収入につきましては一般会計から借り入れた1,000万円でございます。支出につきましては、元金の償還、4,259万9,998円の償還でございます。なお、不足額につきましては、先の説明のとおり、それぞれ補てんをさせていただいた内容であります。

11ページであります、損益計算書の内容であります。まず、営業収益、費用等、そういった営業利益ベースでは2,145万4,794円となりました。経常利益では1,318万2,448円となっております。これが純利益、利益剰余金となりまして、一番下の欄にございますが、当年度未処分利益剰余金となるものであります。

その隣の3番の剰余金の計算書であります、減債積立金の残高はゼロ円であります。2番の利益積立金の残高、900万円あります。したがって、積立金合計は900万円でありました。3番の未処分利益剰余金、繰越の利益剰余金は年度末の残高でゼロ円あります。当年度の純利益といたしまして、先ほどの未処分利益剰余

金と同額の1,318万2,000円余でございました。

4番の剰余金処分計算書であります。上の純利益となりました1,318万2,448円の同額を剰余金処分として計上させていただくものであります。

13、14ページは、これらの決算内容に伴います貸借対照表であります。資産の部でございますが、それぞれ建物等の減価に伴います有形固定資産合計、7億6,938万3,974円でありまして、これが、無形固定資産はございませんので、同額となるものであります。

2番の流動資産の合計であります。現金預金と未収金をあわせまして6,415万1,769円で、資産合計、合計いたしました一番下の欄の数字でございますが、8億3,353万5,743円となるものであります。

その隣の負債の部でございますが、負債合計、3番の他会計借入金には1,000万円の一般会計の借入金を足しております。それらを合計いたしまして、負債合計といたしまして2億2,606万1,880円となるものであります。

次に資本部の状況であります。企業債の償還を行いましたので、資本金の合計が5億8,529万1,415円となりました。剰余金につきましては、先の1,318万2,000円余を足しまして、2,218万2,448円となりました。したがって、資本合計では6億747万3,863円でありまして、負債資本合計は、資産合計と同額の8億3,353万5,743円となったものであります。

16、17ページですが、これの明細になります。収益の関係は、収入状況は、先ほど説明させていただいたとおり総額7,485万549円、営業収益と営業外収益によってなっております。

費用の部、支出内容でございますが、総係費といたしまして、全体では6,166万8,101円であります。営業費用分といたしまして4,936万268円でありました。総係費では、主なものは、電気料、上下水道に伴います光熱水費、あるいは、シルバーへの管理業務を委託しているのですが、653万円余の分をあわせました委託料1,717万871円、あるいは、機械のリースに伴います511万9,170円。そして、修繕費の145万4,178円は、非常階段がかねがね御指摘がございまして、それらについての改修等を行ったものであります。

営業外費用は利息の償還分が主なものであります。あと、消費税でございます。

その隣の資本的収入と支出の分につきましては、先の説明のとおり、一般会計の借入と元金の償還金であります。

18、19ページですが、減価償却をさせていただいております固定資産の明細内容であります。4番が企業債の明細書、19ページのところに未償還残高、これが、4年度債と5年度債の、現在の平成20年度末の1億5,096万4,000円余の状況であります。そして、他会計借入金、このところ1,000万円ずつ一般会計から借り入れさせていただいているのですが、その残高が19ページの合計、一番下にございます、現在2億3,172万641円となっているものであります。以上、駐車場事業会計の説明であります。よろしく申し上げます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問ありますか。

永井泰仁委員 大門駐車場が、利用者がかなり減って、駅前には若干いいのですが、大門駐車場はかなり減ってきているのですが、この要因はどのように考えていますか。

商工課長 大門駐車場の状況であります。お話のありますイトーヨーカドーさんのお客さんが減って、当然ながらその利用台数が減っております。台数では、全体で年間を通して1万900台ほど、アップルランドとあわせて減っております。利用料のほうは、イトーヨーカドーさんのほうから納入いただいております金額で、前年度対比で525万円ほど減りまして、アップルランドさんのほうも520万円ほど減って、あわせて、ヨーカドーさんとアップルランドさんをあわせて、年間1,048万円ほど減ったような状況であります。このような状況でありますので、今後の利用状況につきましても、今、お話がいろいろあるところの状況もありますし、あるいは、市民交流センター等の状況もありますので、今後の使用料金について、どのようにしていくかということを検討しております。

永井泰仁委員 御存じのように、この大門駐車場もギリギリで、年々減ってきている、そして、1,000万円ずつ市のほうから繰り出していると言うか、借金と言うか、そういう形では運営してきていますが、さらに、ヨーカドーの問題が出てきた場合に、駐車場のところをまた、ヨーカドーから金が取れないというような話になってきた時に、大門駐車場の今後のあり方というのは、経営的にはかなり無駄になってきてしまうような気がするのですが、今後どのように考えていますか。

商工課長 現在、いろいろ考えていますが、まず、市営大門駐車場が、当時、何を目的に建設になったかという、その趣旨目的を考えて宣伝していかなければいけないと思っています。それは、大門の商業を中心とした活性化のために建設、再開発事業の中でさせていただいたものでありまして、それらのことを考えますと、今後のヨーカドーの後の利用状況とか、あるいは、市民交流センターの、今50台くらいの駐車場を自前で用意しているのですが、それに伴います不足分の駐車場のあり方だとか、そういったものを考慮しながら考えていかなければいけないということで、検討していく課題としております。考え方としましては、いろいろな視点があるかと思いますが、今考えておりますのは、大まかに3つほどの仮定を考えておりまして、1つは利用料金の減額、もう1つは定額といったような中での、今の利用料金の姿勢を、時間決めではなくて定額というような、経営状況と収支のバランスをとらえた中での考え方、もう1つは、当初目的の状況も踏まえて考えますと、企業会計ではままたないというような状況があれば、特別会計等のほうへの移行も1つの考え方なのかなと、そのようなこともあわせてこれから講じていかなければならないと。その前提は、ヨーカドーの前提等もあろうかと思しますので、その辺の様子も見ながら考えていきたいと思します。

永井泰仁委員 いずれにしても、起債等の償還も平成24年に終了というような時期も来るし、こういう経営状態だということになると、今も言ったように、また企業会計から特別会計のほうへでももって、市のほうへある程度、丸抱えではないけれども、やっていくようにしないと、駐車場そのものの経営という、理論的に成り立たなくなってくるような気もするので、今後のことですが、しっかりその辺の、駐車場のあり方を、料金も含めてしっかりまた検討していただきたいと思います。要望でいいです。

中原輝明委員 関連で、今、利用料金が云々と言うのだが、今、利用料金云々と言えば良くなるということか。もう1つは、料金の問題であるか、市民の環境にあるかということがあるのではないか。それで、今度、市民交流センターが開館されるわけだが、それによってどんなくあいに見込んでいるか。それを利用するか、しないかということもある、お客さんが、レザンホールを当時建設する時に、駐車場がないといって議会でものすごく論戦になった。その結果は、何も無いが、ちゃんと人は来ている。そのようなこともあるので、今度、また関連し

てしまっていけないが、上に橋を架けるのだけれど、それに関連して一億五、六千万円の金をかけるということになると、行って来いでうまく行くように、運営が、計画的にやっていかないと、大失敗すると私は思う。よく皆さんは、必ず、いい、いいと、これは前提だと思うが、イトーヨーカドーは私たちが行って、いてくれと言うが、いなくなった。いなくなるということは皆さんの前提にあったと思うが、そういうことをあからさまに議会へ出して、議会も論議をしていい方向を出していくというのが、皆さんと私たちの話し合いではないのか。最後まで、そうこういって、結局は行ってしまふ。今度の飛行場だって同じだ。県は知らないと言うが、知っていたよ、あんなものは、いけなくなってからでは遅いわけだ。それ前に、私たちも皆さんも裸で、みんなで心配して、みんなで良くするということができれば、うまくいかないと思う。どうだい、副市長、そうやってやっていかないと。

副市長もしっかりしなければだめだ。

副市長 本会議でも御心配をいただきましたし、今につきましても心配していただいているわけでございますが、イトーヨーカドーの関係については、後ほど。この間、議長さんにも御足労いただいて、前後して申し訳ありませんが、14日に関係の皆さんに集まっていたいて、どういう対策がいいかという、まだイトーヨーカ堂のほうからは正式にありませんけれども、もう既成事実だと思しますので。そういうぐあいに言っては悪いけれど、大変難しい状況だなと思しますので、そういうことで14日に集まってもらって、関係の皆さんのお声を聞きまして、みんなで何とかしなければいけないということで、意見を持ち寄って、議長さんにも御足労いただいて、市長とヨーカ堂の本社へ行って来ました。その内容につきまして、また報告させていただきます。

確かに、駐車場の関係なのですけれども、交流センター、これも議会で答弁させていただきましたけれども、交流センターにあわせて周辺に若干、平面駐車場を確保できますけれども、とてもそれでは足りないと思しますので、今の市の立体駐車場もやはり一番の駐車スペースになると思います。それで、市民交流センターが閉館する時に駐車場をどうするかということ、やはりみんなで検討しなければいけないだろうなと。今、起債の償還が平成25年までございますので、この分はやはり企業会計でもっていかなければいけないかなと思っておりますので、この辺で、交流センターを利用した時に、今のところは3時間は無料にしよう。その分は一般会計で補わさせていただきますということを、今、考えています。ただ、将来的に駐車場をどうすべきかということも踏まえて、これから、あそこにあることでまた商業施設も生きるわけですし、そういうこともございますので、トータル的に考えていかなければいけないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ヨーカドーの関係で、少し報告させていただきます。

委員長 今、やってしまいますか。では。

経済事業部長 後ほど、30号議案のほうで市道認定のことがあったものですから、そこでお話をする予定でございましたけれども、今、話が出ましたので、私のほうから御説明いたします。

14日に対策会議というものを行いまして、それぞれ関係者の皆さんに集まっていたきまして、それを持って、連名で8者になりますが、市始め市議会、商工会議所、地元の振興組合、区長会等の皆さんを含めまして、8者で要請書を作成いたしました。15日でございますけれども、市長と塩原議長さんに御足労いただきまして、私が付いて行ってまいりました。相手側は、執行役員の方、それから総括マネージャー1人、この方は部長級でございます。それから、マネージャーということで課長級の方でございますけれども、向こうは3人の方が対応

をしていただきました。

それで、9月14日の対策会議で出た内容について説明をして、それから、要請書の内容について市長のほうからお話をしたわけですが、その後、相手側のほうからは、塩尻店の状況について、今置かれている状況等についても、今までもお話があった繰り返しになる部分が多かったのですけれども、非常に厳しい状況について説明がございました。結論から言いますと、要請書は受け取りましたけれども、私が8月31日に電話で確認した内容と基本的には変更がないと、こういうことございまして、1点は、新聞の報道はヨーカ堂から発表した内容ではないけれども、新聞に載ったのでということで、ヨーカ堂としては一応全国で4店を閉店する方針を社内として固めた。それで、地元と調整に入るといって、それを見て最終判断をしたという、そういう基本的な部分については変更はないということで話がございました。したがって、要請書を渡したということが主な内容で、進展等はなかったわけですが、話の中で、仮に閉店となった場合について、後継の店舗等についてどのようなテナントがいいか、社内も含めていろいろな分野、商業コンサルということを含めて相談して模索していると言いますか、そういう話はございまして、私の感触としては、うちのほうはきちんと向こうから言っていたのなら早く言っていたら、あとのことを提案していただかなければうちは動きようがないということがありますので、私の感触としては、それほど遠くないうちに、相手側のほうから何らかの正式な回答が来るのではないかなという、そのような感触を受けているということでございます。以上でございます。

中原輝明委員 それに関連して、8団体と今言ったけれど、ただ、いつも中心の大門の人は、商店街とか会議所とかいろいろ言うが、もし区長会を巻き込むのなら、塩尻の区長会長が動く必要がある。塩尻全体の話ではないのか。大門商店街のあそこの人たちだけの話ではないよ、これは。違うか、基本的に考えれば。あの時に来たのが、地元の区長の人だけのものではなくて、塩尻全体の区長会長というものが一番必要ではないのか、塩尻市全体から見て。ここだけでやるのなら、勝手にやればいい。そうではなくて、塩尻全体が、あそこを残して良くならなければいけない、活性化にならなければ。そういう人たちを含めた中でやっていくと、割合にやりいいのではないか、その辺も。

経済事業部長 先日、会議をやった時に、私たちのほうで声がけをさせていただいて、きちんとした組織にしてもいけないので、きょうはこういう形で集まっていたらと。皆さんのほうからこれからいろいろ意見を聞いていくので、メンバーをふやしたほうがいいということであれば、そういう方たちも入っていただいて、ぜひこの対策会議を、そういうことで中身のあるものにしていきたいということをお話をさせていただきました。したがって、そういう視点、確かに委員さんがおっしゃるように市全体の問題というふうに私たちもとらえておりますので、今、お話がございました塩尻市全体の区長会ということについても、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、会議は必要に応じて随時、これから開いていくということに考えておりますので。

中原輝明委員 そういうことを皆さんの考え方がいけない、職員の。優秀な職員ばかりではないか。大勢いるのだから、後ろの人たちでもいいのだよ、職員が意見を述べれば。議会がやっていることがいけなければ、注意すればいい。そのくらいの勢いでやってほしい。

副市長 大変ありがとうございました。そういうことで、その組織というのは決まった組織ではなくて、どん

どん、なんと言いますか、膨らませていったほうがいいと思いますので、今、貴重な御意見をいただいたので検討させていただきます。相談させていただいて、ぜひ入っていただいて、やはり市民の盛り上がり的大事だなと思います。例えば次の段階に進むにしても、それが大事だと思いますから、また情報交換しながらやっていきたいと思いますので、決してうちで隠す必要はないので、ぜひよろしくをお願いします。

中原輝明委員 そうは思っていないけれど、そういうぐあいに感じる。

柴田博委員 駅前のほうの駐車場ですが、延べ利用6万6,000台ということなのですが、このうち30分以内の利用で、無料で利用した台数というのがわかたら教えてもらいたいのですが。

商工課長 東口のほうで年間に5万1,858台、西口のほうで1万4,176台で、6万6,000台というような利用台数なのですが、その中で30分以内で無料だというのは、また数字を集めさせていただきまして集計いたしまして、わかる範囲なので、後ほど報告させていただきたいと思います。

柴田博委員 日常的には、そういう統計はとっていないということですか。

商工課長 収益の前提の台数だけではとっているのですが、その中で30分以内というのはとっていません。

五味東條委員 例の中村ビルの買ったところの、あの駐車場の利用率というのはどのような状態なのですか。

副市長 公社のほうで担当しておりますので、今、正確な数字を思い出せないのですが、30ちょっとだと思いますけれど、駐車場として利用させていただいております。

五味東條委員 そこは、例えば企業が契約しているとか、そういうような状態ですか。

副市長 個人で契約させていただいて、月極めで、月極め駐車場として運営しております。

五味東條委員 今、どのくらいの収入があるのですか。

副市長 6,000円と、屋外が4,000円かな。6,000円だと30台だと6×3、18万円くらいなものです。トータルで経営がプラスかどうかというのは、ぎりぎりの段階ですけれども、あと1年くらいで再開発事業が始まれば、当然、その換地として市は地区外転出をしますので、トータル的には赤字はないということになります。

五味東條委員 知れ渡っていないという感じもするのですけれどね。一番いい場所でもあるし、ただし建物は古いけれど。いわゆる一番いい場所なものだから、通勤の人だとか、そういった方に対して少しPR不足かなという感じはするのだけれど、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

丸山寿子委員 同じく駅前の駐車場ですけれども、以前はバスの停車については無料で、有料になったのではありませんか、違いますか。

商工課長 以前からも、バス駐車場その他も有料になっております。

丸山寿子委員 有料ですか。これは延べ台数で出ていますけれど、バスの場合は台数的にふえているのかどうか、去年の状況はどうだったのでしょうか。

商工課長 バスの利用台数ですが、昨年度では、バスでは延べ台数で874台、料金といたしまして44万5,740円でありました。平成19年度と、前年度と比して伸びているかというお話につきましては、確認をとってから報告させていただきます。

委員長 ほかに、なければ、これで質疑を終了します。

この件について討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第14号平成20年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号平成20年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

この際、10分間休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時26分 再開

委員長 休憩を解いて再開します。

中原輝明委員 お話しなければいけないからお話するけれども、先ほどの私の発言の中で理事者と市長に注意をするという言葉を使ったが、これは逆で、思いつきでものを言ってしまったが、ここに、後ろにいる課長の諸君が、今、我々と理事者と議会をやっているが、その中でここは違うぞというふうな意見があったら、市長、理事者に話をしてくれと、こういうことを言ったわけだ。間違えないように、よろしく。お詫びではないが、その失言だけは直す、よろしくをお願いします。

副市長 先ほど、五味委員さんから駅前の立体駐車場の台数を聞かれまして、少しあやふやな答弁をしましたが、現在、37台契約をいただいております、個人と企業で契約されている方がおりますので、よろしくお願いいたします。

商工課長 先ほど、柴田委員さんと丸山委員さんのほうから質問がありました件について。補佐のほうからお答えしますので、よろしくお願いいたします。

商業労政係長 まず、塩尻駅前広場の駐車場の無料の駐車台数でございますけれども、東口につきましては、無料台数が3万8,897台、有料については1万2,087台になります。それから、西口につきましては、無料の駐車台数が9,721台、有料が4,457台となります。いずれもこの資料については、普通乗用車の分でございます。

それからもう1点、バスの駐車台数につきましては、平成19年度の駐車台数が734台、平成20年度につきましては19年度と比べて140台増加しているという状況でございます。以上です。

議案第20号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは次に移ります。議案第20号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、説明を求めます。

上水道課長 それでは、議案第20号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、お手元の議案関係資料によりまして御説明いたしますので、議案関係資料62、63ページをお願いいたします。

まず、1の提案理由でございますけれども、最近の不祥事の発生を踏まえ、総務大臣主催の国家公務員退職手

当の支給のあり方等に関する検討会の報告書によりまして、国家公務員退職手当法の一部が平成20年12月26日に改正されまして、平成21年4月1日から施行されたことに伴いまして必要な改正をするものでございます。

2の概要についてでございますけれども、まず、現行制度の問題点といたしまして、退職後は禁固刑以上の刑に処せられない限り退職手当を返納させられない、また、職員が死亡した場合には支給制限も返納命令もできない。3つ目といたしまして、一律に全額を支給制限、返納の対象としている等の問題がございまして、今回改正をするものでございます。概要といたしましては、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる者の退職手当を退職後においても返納させることができることなど、退職手当について新たな支給制限及び返納制度を設けるもの、ということでございます。

次に、3番の条例の新旧対照表でございますが、63ページをお願いいたします。塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第14条第2項を改正するものでございまして、現行の、退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しないを、改正後は、退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この場合は市長になるわけでございますけれども、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる、に改正するものでございますし、また、第14条中、現行の第6項を第7項といたしまして、現行の第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に新たに第3項といたしまして、在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる、を加えるものでございます。その改正条文につきましては、総務省が示す標準的なひな型でございます条例準則によるもので、手続き詳細につきましては、本条例の第18条に、この条例で定めるもののほか、給与の支給額、支給方法、その他この条例の施行に関して必要な事項は、管理規定で定めるとありまして、塩尻市企業職員給与規定では、市長の事務部局の職員の例によるというぐあいに規定されています。このため、議案第16号になりますけれども、塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例が、御審議の上、改正されることによりまして、退職手当の支給の制限、あるいは、返納等につきまして、水道事業部職員も市長の事務部局の職員と同様な扱いとなるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものとしたしまして、経過措置といたしまして、本条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行前の退職に係る退職手当については従前の例によるものとするというのが、今回の条例改正の内容となりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは質疑に入ります。各委員より質問を求めます。

ないようですので、質疑を終了します。議案に対する討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第20号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例

委員長 それでは次に移ります。議案第21号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例、提案説明をお願いします。

商工課長 議案第21号であります。議案関係資料の64ページをお開きいただきたいと思います。関係資料のほうで説明させていただきます。

1番の提案理由であります。1つは施設運営の効率化に伴いまして、また2つ目は利用者へのサービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻インキュベーションプラザの管理等に導入することに伴っての改正をさせていただくものであります。

2番の概要であります。市長が指定する指定管理者に管理をさせることに伴いまして、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものであります。

3番の新旧対照表につきましては、後ほど条項に沿って説明させていただきます。

4番の条例の施行等であります。平成22年4月1日から施行させていただくものであります。

では、65ページ以降をごらんいただきたいと思います。新旧の対照表でございますが、第3条と第4条であります。新たに定めさせていただくものであります。第3条といたしまして、指定管理者による管理を定めたものであります。第4条では、指定管理者が行う業務を定めさせていただいております。1号といたしまして、情報技術関連産業の振興及び人材育成のための事業に関する業務。2番目といたしまして、プラザの利用の許可に関する業務。3番目といたしまして、プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務。4番目といたしまして、これらのほかにプラザの運営に関した市長が必要と認める業務ということを定めさせていただくものであります。以降、新設改正後の第5条以下であります。使用する、使用を利用と、指定管理者制度に伴って改正を改めさせていただくものであります。第6条も、同様に使用を利用、また、第2項であります。市長が行っていたものを指定管理者に改めるものであります。したがって、新設改正後の第7条以下ですが、それぞれの、使用を利用、あるいは、市長を指定管理者に改めさせていただいております。

第11条ですが、改正後の第11条、67ページ。改正前の第9条であります。同様に、使用料については利用料と改めるものであります。以下、それらに伴いましての68ページ、あるいは69ページ、別表であります。こちらも使用料を利用料とそれぞれ改めるものであります。

備考欄のところにつきましても、使用料を利用料、あるいは、使用期間を利用期間、使用時間を利用時間と改めるものであります。以上でございます。よろしくをお願いします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問がありましたら。

中原輝明委員 少し聞きたいのだけれども、よく皆さんは、使用と利用と、今言ったのだけれど、これはなぜ急にそうなったのか。皆さんは最初からわかっていたのか、どこが違うのか、これは、実際の内容は。言葉が違うだけか。

商工課長 指定管理者制度が盛り込まれた時に、地方自治法におきましては、公の施設につきましては使用と利用とで定めておりました。その時にも、指定管理者制度が盛り込まれた時から、明確にわかるように、直接市が管理するものにつきましては、公の施設については使用料、それではなくて、指定管理者によって管理される施設につきましては利用料という形で地方自治法において定めたものであります。

中原輝明委員 これは、中央だか、総務省だか、そちらのほうから来たわけか。

商工課長 はい、国の法改正によります。

中原輝明委員 皆さんが、反対に向こうに教えてやればいいではないか、こんなこと言うなど。そのぐらいの権限でやれ。奴らはみんな、それだけをやっている金をもっているのだから。これが問題だ。皆さんでやってもいけないが、本当の話だよ、このような字句の関係だけのことで変更することはないと思うが。そういうわけです。

五味東條委員 要望ですが、いずれにしても指定管理者というのは、もう、どこだということもなから決まっている状態なので、はっきり言うと。そうなった中に、民間の事業の能力を活用して指定管理者という項目があって、そのために指定管理者にするのだから、要は、公社であってもぜひ民間の考えを取り入れてもらって、本当に、いわゆる官庁の考えでなくてやっていただきたいと思います。要望です。

委員長 ほかに、ないようですので、質疑を終了します。討論に移ります。

ないようですので、議案第21号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第21号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第25号 長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増加及び長野県民交通災害共済組合規約の変更について

委員長 それでは次に移ります。議案第25号長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増加及び長野県民交通災害共済組合規約の変更について、説明を求めます。

交通担当課長 お願いいたします。議案第25条について御説明をいたします。議案関係資料の74、75ページをごらんください。

提案理由につきましては、長野県民交通災害共済組合長から協議を求められた、組合を組織する地方公共団体数の増加及び規約の変更につきまして、地方自治法の第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、新たに、平成22年4月1日から長野県民交通災害共済組合に上田市が加入するものがあります。それに伴いまして、共済組合の規約を変更するものであります。

規約の新旧対照表につきましては、共済組合の規約の別表中、岡谷市の次に上田市を加えるものであります。

規約の施行等につきましては、平成22年4月1日からということであり、以上であります。よろしくお願いたします。

委員長 委員から質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論に移ります。

ないようですので、議案第25号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増加及び長野県民交通災害共済組合規約の変更について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号 市道路線の認定について

委員長 次に移ります。議案第30号市道路線の認定について、議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 議案第30号市道路線の認定についてでございますが、議案関係説明資料の80ページを開きいただきたいと思っております。

それでは、御説明申し上げます。提案理由でございますが、市道路線の認定について、道路法の第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますが、新たに2路線を認定をお願いするものです。(1)地区要望に伴うものということで、認定1路線でございます。81ページ別図1をごらんいただきたいと思っておりますが、路線名といたしまして太田県道西6号線ということで、延長109メートル、幅員4メートルから4.9メートルというものでございます。場所につきましては、その位置図にございますが、塩尻アルプス工業団地の南側になりますが、県道、原洗馬停車場線から西側市道へ抜けるものでございます。

次に、(2)でございますが、市民交流センターの建設事業に伴うものでございまして、1路線、認定をお願いするものでございます。別図としまして82、83ページをごらんいただきたいと思っておりますが、路線名といたしまして、市民交流センター連絡通路線、延長約40メートル、幅員4.9メートル、場所につきましては82ページでございますが、市民交流センターと市営駐車場を結ぶものでございます。別図3には、平面図、それから断面図を記載してございますので御確認いただきたいと思っております。

80ページの下になりますが、参考ということで、認定に伴う路線数と延長距離が書いてございますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中心市街地活性化推進室長 ただいま造成させていただいております市民交流センター連絡通路線につきまして、連絡通路の建築の関係で担当します中心市街地活性化推進室のほうで、若干、その必要性につきまして御説明をしていきたいと思っておりますので、資料を配ってよろしいでしょうか。

委員長 はい。では、続けて。では、資料を配ってください。

中心市街地活性化推進室長 お手元のほうにお配りしたところの別図の1、認定する路線の図面があるかと思っております。大変申し訳ございません、別図の3でございますけれども、こちらのほうの下のほうの断面図でございます。連絡通路の、市民交流センターの3階、それから大門の駐車場のほうの、こちらの図面では4階という形で当初させていただいてございますが、今、修正案ということで、3階のほうの接続でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

お手元のほうに、市民交流センターと市営駐車場を結ぶ連絡通路整備についてという形で資料がいつているかと思っております。こちらのほうについて、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、連絡通路の設置の目的と趣旨でございますけれども、新たに施設、交流センターができたことによりましてふえる、県道が南側に走っているわけなのですが、ふえる県道の横断者数につきましては、低く見積もっても平日1,190人、休日につきましては2,380人が見込まれてございます。それから、県道の交通量でご

ざいます。これにつきましては、1日9,000台が通るということで、ピーク時には1分間に13台の自動車が通るというようなこととございます。それによりまして、横断者の、今回の交流センターができることによりまして、横断者の増加により相当の県道の渋滞が予想されるということとございます。また、そのことによりまして、歩行者の県道を横断するに当たっての交通事故の増加が懸念されるということが考えられます。したがって、連絡通路を整備することによりまして横断者数を半減させていきたいということと、道路交通渋滞の緩和を図っていきたいということで、連絡通路をお願いしたいというものでございます。

また、2番ということで、市民交流センターの利用者につきましては、さまざまな市民の方が御利用になります。その中には、小さな子供たちやお年寄りなど交通弱者と言われる方が多くいます。そのようなことがありまして、交通量が多い平面交差の場所を横断するよりは、安心して安全に渡れるように連絡通路というものを設置ということで、そういった安全に渡れるような形の要望も多く寄せられているということとございます。以上が主な理由でございますけれども、市民交流センター、周辺に平面駐車場も設けますし、また大門の市営駐車場もでございます。そのような駐車場が豊富にあるということで安全に施設を利用できるというイメージを、連絡通路を建てることによりまして、多くの市民の方に交流センターを利用させていただくという形の中で市街地の活性化にもつながるといってお願ひしたいというものでございます。

2番の数量予測ということとございます。数量の根拠です。先ほど申し上げました、ふえる県道の横断者数でございますけれども、平日1,190人、休日2,380人にかかわるものでございますけれども、考え方いたしまして、曜日による来館者数の違いを考慮して多い曜日と平均的な曜日の2通りを見て、どのくらいの方が市営立体駐車場を御利用するのか、また連絡通路及び県道を横断するのかを予測していきたいというものでございます。

2番の基礎データ及び条件ということとございますけれども、県道塩尻停車場線の自動車交通量でございます。これにつきましては交通センサスから拾い出してございますけれども、ピーク時には1時間に754台が通るといって、1分間に13台が通過するという交通量になってございます。

(2)ということとございます。市民交流センターの年間の来館者数でございます。これにつきましては、同一規模の市町村における利用率の高い図書館事例などから、各施設利用人員を抽出して入館者を、交流センターは約40万人という形で想定をさせていただきました。

お手元の資料の4ページ目をごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうに - 1番ということで、市民交流センター利用人員シミュレーションという形で、各施設ごとの利用人員の集計を結果として載せてございます。これは、それぞれの施設の集計につきましては、さらに細かい積み上げをさせていただいて、この予測値を出してございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。全体の合計が約66万2,700人という見込みの中で、しかしながら、各施設、重複して利用者がありますので、その辺を割り引きますと、約3分の2の約40万人が想定されるということとございます。

下のほうの - 2でございますが、利用率の高い図書館事例ということで、塩尻市と同じくらいの規模のところの市におけるそれぞれの利用状況によりまして確認の参考までに載せてございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

お手元の資料の2ページ目に戻っていただきたいと思ひます。上のほうの(3)番、曜日ごとの利用者比率で

ございます。これにつきましては、図書館の利用者数がどのくらいになるかということでございまして、現在の図書館の曜日ごとの本の貸し出し冊数を、これは平成18年度の実績でございまして、出させていただきます。平日の平均が、約2万5,700冊余ということで、土日につきましては5万2,000冊から5万5,000冊ということで、平日の2倍から2.1倍の冊数が借り出されるということでございます。一人で2冊、3冊と借りる場合がございますけれども、一応、土日のほうが平日よりも利用者が2倍くらい多く利用されていると、来館されているということでございます。

(4)番の自動車分担率ということでございますが、全来館者に対しまして、自動車を利用して来館する人の割合を示してございます。これにつきましては、人口10万人未満の都市、駅からの距離800メートルといった都市の事例から、来館者の70%の方々が車を利用して来られるということでございます。

(5)番の駐車場ということで書いてございます。周辺の平面駐車場ということで、60台と書いてございます。なお、このシミュレーションにつきましては2年前に作成したものでございまして、その時点での60台ということで、実際は、市民交流センターは49台が周辺は平面駐車場ができる予定になっております。

それから3番。利用者予測ということでございます。各曜日の来館者数でございますけれども、年間の来館者数が、先ほども申し上げましたが40万人でございます。それから、年間の開館日ということで、平日が190日、土曜日が50日、日曜日・祝日が70日ということで、1年間で310日が開館日になっております。平日のほうの来館者数でございますが、年間の来館者数40万人に対しまして、それぞれの開館日、平日が190日、土日あわせると120日ということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、日曜日のほうが、土日のほうが平日よりも2倍利用されているということで、ここで2倍をさせていただいて、平日の来館者数ということで1日930人を見込んでございます。休日の来館者数につきましては、平日の2倍ということになりまして、1,860人の方が利用されるという見込みでございます。

それから(2)の必要な駐車台数でございます。平日の930人の利用者に対しまして必要な台数でございますが、約7割の方が自動車を利用するというので、0.7掛け。それに対しまして、平均乗車数、1台あたり1.5人が乗車するというので、これは事例からですけれども、このような形で1.5。それから、0.2というのは、これはピーク時の集中度という形でございます。一時、同じ時間帯に来るのではなくて、時間帯がずれた形で来ますので、その割合を表しているものでございまして、これが0.2ということで、87台が利用されると。あわせまして、多目的ホール、会議室が利用されている時の、そのような特殊事情を加えますと、163台が必要になるということで、あわせて250台が平日駐車台数ということで必要になるということでございます。休日につきましては、1,860人の方が御利用になります。ただし、先ほどの平日と違しまして1乗車2人という形で利用してくるということで見込んで、なおかつ、ピーク時の集中度につきまして、さらに分散するというので15%を考慮して、98台ということで算出させていただいてございます。ですから、98台と、先ほどの特殊事情の台数を加えて261台がピーク時の必要な駐車場であるということでございます。交流センターの平面駐車場ということで、今回、49台設置してございますので、261台から49台を引いた分が大門の市営駐車場を利用されて来るとこの見込みでございます。

それから(3)番、連絡通路の利用者数ということで、今までお話を申し上げました基礎数値を基に、連絡通路の利用者数を推計しますと、お手元の資料の一番後ろの5ページ目になります。連絡通路利用者の推計という

ことでございます。これは、休日の場合で推定をしてございます。全体の来館者が1,860人ということでございまして、それから、7割の方が車利用、3割の方が自転車もしくは徒歩ということで、それぞれ、番ということで分かります。車の利用者が1,302人ということになります。それからさらに、車の利用者の中で、県道を横断する立体駐車場を、市営大門駐車場を利用して、県道を横断して交流センターへ行くという方が、こちらの40%、それから、交流センターの周りの平面駐車場を利用して交流センターを利用する方が60%という形で、それぞれ 番と 番という形に人数が分けられます。それから、 番の県道を横断する521人の中で、さらにそれぞれ50%ずつが連絡通路を利用する方と県道を横断する方に分けられます。連絡通路を利用する方が261人という形になります。それから、 番の平面駐車場を利用してからの分岐ですが、まず、平面駐車場を利用して交流センターを利用して、そこからさらに大門のショッピングセンターのほうへ行くために県道を横断する方が、それぞれ、391人、しない方が390人という形で、それぞれ50%ずつ分かれる見込みになっています。さらに、 番の大門ショッピングセンターに行くために連絡通路を利用する人と、しない人ということで、連絡通路を利用しない人はそのうちの3分の1と、33%ということで見込んでおりまして、そこで連絡通路を利用する方が130人という形になります。それから、 番の自転車・徒歩のほうの利用者に対しましては、反対側のショッピングセンターに行く人、行かない人、それぞれ半分半分ということで分けさせていただきます。それから、大門ショッピングセンターに行くために連絡通路を渡る人、渡らない人ということで、 番と 番になりますが、それぞれ3分の1、3分の2という形で分けて、連絡通路を利用する方が93人という形になります。したがって、今回連絡通路を整備することによりまして、連絡通路の利用者数につきましては、一番下のほうの列の 、 、 番の、あわせて484人の方が連絡通路を利用するという形で推計をしてございます。また、連絡通路を渡れば、また戻ってくる、往復する形になりますので、この倍が968人ということで、休日の利用者が968人の方が連絡通路を利用するのではないかという見込みでございます。逆に、もしこの連絡通路がない場合でございますけれども、 、 、 番とあわせて、往復でございますが1,414人の方が県道を横断するという形になります。

お手元の資料のほうの3ページ目へ戻っていただきたいと思っております。結果ということで、そこに書かせていただきました。連絡通路の利用者につきましては、平日484人、休日につきましては968人。それから、連絡通路を設置しなかった場合における県道を横断する人の人数が、平日で1,192人、休日で2,382人という形でございます。あくまでも交流センターができて、現在よりもふえる県道の横断者数という意味でございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。下のほうは、結果のまとめということで、現状、先ほどの基礎データ・条件、それから結果という形で表してございますので、ご確認をいただけたらというふうに思います。以上、連絡通路整備に伴っての推計につきまして数字的な観点から御説明を申し上げさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今回、市道認定という形でお願いをさせていただきます。これにつきましては、この連絡道路につきましては、県と協議を重ねる中で、連絡通路の下の通行者ならびに車両の安全面をぜひ考えてほしいということの中で、道路法に基づく厳密な管理をしていただくようにという助言をいただく中で、今回、市道認定を上げさせていただいているものでございます。あくまでも管理体制をしっかりと明確にした上での、適切な管理をするようにということの中で、市道認定をお願いするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ます。私のほうからは以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問のある方。

永井泰仁委員 道路法の8条の、第8条第2項ということで、管理責任と安全性の確保という内容についてはわかりますが、今なぜこのタイミングに市道認定をしなければならないのかという、その辺のところの説明をお願いいたします。

中心市街地活性化推進室長 この連絡道路につきましては、平成18年度頃から県とも協議を重ねてまいりました。この中で、先ほども申し上げました理由の中で、市道認定をして適切な管理をしてくださいという助言の中で、今9月議会のほうになぜ上げたかということでございますけれども、この連絡道路につきましては、道路という位置づけの中でということで県のほうの助言がありますので、その道路ということであれば、県道との上空の交差協議が県との協議の中に必要になります。交差協議のほうもこの8月に申請をさせていただいて、審査をしていただいているところでございますけれども、その交差協議の中で県の条件つきの中で市道認定がされてございますので、今後、建築をしていくに当たってやはりこの時期に市道認定を受けて、受けることで交差協議が成立するという形になりますので。そして、工事という形の段取りになりますので、今回お願いをしたいということでございます。

永井泰仁委員 通常の道路の場合だと、道路形ができてから供用する前に認定をかけるわけですが、今回のものは本当に空中に架かるということで、このタイミングでなくても、いろいろなことがもう少しはっきりしてきた段階で市道認定を出してもいいのではないかとこのように考えるのと、それから、この県の指導については、市のほうから交差協議ということで県に上げていった結果が、県の条件として結局管理責任の明確化と安全性の確保で、市道認定をしていきなさいと、こういうことですか。その辺のところをはっきり説明を。

中心市街地活性化推進室長 県の協議の経過を御説明させていただきたいと思っております。当初、この連絡道路につきましては、建築物という形の中で県と協議をさせていただいてございます。平成18年度からそのような協議をさせていただいて、重ねながら昨年12月でございますけれども、建築物が主体なものですから建築許可申請という形で協議をさせていただきました。それとあわせて、建築物ということであれば、県道の上空部の建築物でございますので、県道部の道路占用という形の許可が必要になります。ですから、道路占用許可申請を建築許可申請とあわせて、県の担当部署は違いますけれども、そちらのほうの申請を上げさせていただきました。しかしながら、先ほども申し上げました理由の中で、道路占用という形ではなくて、そういった人、車両への安全面を考えた管理体制をという形の中で、市道にしたらどうかという話の中で、当然私たちも、やはり車両、人への万が一の事故、損害等も考えれば、市道認定の中でこういった対応ができますので、こういった方向で今回は市道認定をさせていただいて、交差協議という形に変更させていただいて協議を進めているところであります。

経済事業部長 済みません、少し補足で。時期の問題で2つほどお答えしたほうが良いなと思っております。1つは、道路形ができていないのになぜ市道認定をやるかという観点があるのではないかとこの点です。今までも立体交差で、たとえば高校北通線でありますとか、その昔、向こうの広丘方面でやりました立体交差については、現場に道路がないうちに県の認可、あるいは許可を取るために、先に市道認定を行って、それで県の許可を取るという、そういう手続きを今までも踏んできておりますので、これは、先例に従って、現場に道路ができていな

いのですけれども、ここで市道認定をお願いすると、これが1つでございます。

それから、もう1つは、なぜこの時期かということで、先ほど言いましたように、交差協議を上げているということもあるのですけれども、実は、交流センターと最終的にドッキングをいたしますので、この時期で許可をいただいて工事を発注するということになりますと、たぶん10月か11月ぐらいの発注になります。それで、工期を追っていきますと、交流センターの敷地の中に橋脚をつくって、そこを深く掘って橋脚を建てなければいけないということがございますので、それとの接続のことも考えまして、来年の7月オープンという目標がございますので、それを考え合わせますと、この時期で許可をいただかないと工期的にも間に合わないという、そういう点がございます。

永井泰仁委員 市民の声の中には、一億二、三千万円ものかかる、いわゆる空中廊下のようなものはつくらなくても、ガードマンのようなものを配置をしてきちんと横断できるようにすれば、そんなに大金をつぎ込まなくてもいいのではないかと、そういう声もあるわけですが、部長の思いとして、若干こういう数字が出てきたから安全性ということはわかりますが、その辺についてはどのように考えておられますか。

経済事業部長 2年半ぐらい前に交流センターの基本設計をやる中で、いろいろ私たちも庁内的にも議論いたしましたし、市民の皆さんともやりとりの中でも議論をさせていただきました。さまざま悩んだあげく結果的にいろいろ数字を入れていって積み上げてみますと、これだけの交通量があってこれだけの人が渡るということがわかってきまして、県とも相談させていただく中で、よく国道とか県道に横断歩道橋を設置してございますけれども、その時に最低レベルの基準がございます。下の交通量とそれを横断する歩行者の数がみんな決められておりました、それ以上については横断歩道橋を設置するのが好ましいという数字があるのですけれども、それも相当数上回っているということで、これは、もしこれをやらないで、後々そこで事故が起こったりすれば、それはもう必ず後悔することになるので、これについてはまず一番には安全ということ等を重視して連絡通路を設置する方向で県と協議を始めたという、そういうことがございます。

その後、周辺の平面駐車場についても約60台を目標にしてやりましたけれども、結果的に50台弱という形での確保に落ち着きまして、そこで、周辺で100台とか、200台とか、150台とか、そのぐらいで取れてくれば、それは全然問題なかったのですが、そういうこともなかなか難しいという中で、さらにこちら側の立体駐車場が、今は平日の夕方などに行きますと、1階、2階が主に使われている状態で、3階、4階については比較的空いているという状況が普通の日ではあると思いますけれども、そこをつなげて、上にとめていただいて安全に渡っていただくという、そういう需要も相当あるだろうということがございまして、連絡通路を設置することについて、県とも、非常に大変でございましたけれども、協議をやってある程度ここまでこぎつけてきたと、そういう状況でございます。

中原輝明委員 関連でいいですか。まず、第1点は、交通量の調査は、皆さんがいつも言っているのは、どこかのやったものをここへ写しているのだが、車は通らないよ。はかったか、実際に。私がやった数字をやるか。こんなに通らないよ、自動車、これだけ。そういうものをなぜ出すのか。実際、皆さんが本当に自分で確認して、事実これだけのものならいい。通っているか、通っていないかやってみれば、通らないから。そこから始まるのだ、原点は。なぜ、自分からやってそのデータを利用しないのか。これが一番ずるいことだ。こんなものは嘘だ、通らないよ。

経済事業部長 交通センサスというのは。

中原輝明委員 センサスではなくて、事実あそこは通らない。

経済事業部長 交通センサスというのは、交通量についての国勢調査としてやっておりまして、客観的なデータとして、申請したりする時に用いるものとしては、これしか、逆に言えば、県もそうですし、国もそうですが、そういうものがないと信じてくれません。これは、日本中の高速道路から、国道から、県道全部についてのデータがありまして、ただ、そのかわり数年に一度しかとっていないということですので。そういうこともありまして、私たちも12時間張り付いてはかっているわけではないですけれども、そういうことについては、私たちとしても、自分たちとしても確認はしております。ただ、ここに載っているデータというのは、それなりの裏づけがある数字と言いますか、公表されている数字でありますので、これを用いるほかないということですよ。

中原輝明委員 今部長が言うことはよくわかる。データ、データと言っても、事実通らないもののデータ、データと、それが本当に本物ならいいが、結果全然通らないで、半分にも3分の1にもなったらどうするのか。実際は、この橋は架ける、架けないではなくて、県でも、素人でも考えればわかるが、図面を図示してこれでいいよと、建てて、ただし、市道認定はするよという市長のやると、来年の6月にやっても遅くはない、7月だから。認定は6月議会でやっても遅くはないではないか。県は認めるよ、そういう話をしたことは。なぜか。これは、後ろにいる皆さんに聞いてみてくれ。実際に、設計して、そして道路はこれで確認は下りるよと、市道認定はするよと言ったら、そんな市道認定をしなくても、できた時にすればできるではないか。なぜ、今、するのか、これを。そんなことは必要ないではないか。常識で考えてみましょ。つくって初めて道路を認定するよと。それで、設計図書の中で、このとおりやってあれば、県は来て見て、それでは6月議会に上げて市道認定すれば間に合うではないか。そんなことは、ないものを、空なものを、こんなことを私は初めて聞くが。これは上手にやりましょ、それはできる。こんなこと、副知事に話しても、副知事はすぐわかる。

副市長 先ほど部長のほうから答弁しましたように、ないことではなくて、今までもやらさせていただいていることです。立体交差の場合には、そういうことでやらせてもらっていますし、ここで認定して、そういう県との協議の中で市道認定をして、要は、建物ではなくて道路としての安全確保をしてですね。だから、前提は議会のほうで認定していただかないと、できてから、では認定しますというわけにはいかないのです。

中原輝明委員 構造物をこれこれこれで建築してやるから、市道認定は来年の6月議会にかけて認定しても県は認めるよ。話をしてみましょ。

副市長 逆に、なぜ来年の6月でなければ。

中原輝明委員 今は市道認定しない。できてからで良いではないか。

副市長 どうしてできてからでないと市道認定をしないかと言われた時に、うちは議会に提案しましたがけれど御認定をいただきませんでしたと言え、県のほうでもそれはおかしいではないかという話になりますので。力がないかもしれませんが、そういうことではなくて、やはりそういう手続きをきちんと経て、前から連絡通路をつくらせていただきたいということで進んできている話ですよ、今、いろいろなデータ、確かにデータを見ると、本当に数えてみたかと言われる。これはそういうデータがあるので、申し訳ないですけど、うちが数えるとかえって信用がないので、そういう面から考えても、やはり必要ではないかという判断です。それから、先ほども説明しましたがけれど、交流センター側に1本柱を建てるのです、支えを。その柱は土台の際を掘らなけ

ればいけないので、ここでやっておかないと、完成してから掘るといって、またそこへ来る人が、ちょうど正面の玄関の近くですので、それもまた支障になってしまいますので、二重のあれになってしまうと思います。したがって、ぜひお認めいただいて、ここでやらさせていただかないと時期を失ってしまっ、将来禍根が残ってしまうかなというぐあいに思いますので、特段の御配慮をぜひお願いします。

中原輝明委員 今の苦しい説明と言うか、本来は空みたいな話だ。実際にはないものを机上で認めるということだが、机上で認めるなら、県の皆さんに机上のとおりでやって、できた時に市道認定するという条件でも良いではないか。なぜ、ないものを、図面にしたものを今市道認定するなど、とんでもない話だ。やるなら良いが、私は、この建設については、今の経済状況から見ても1億から見ても、それぞれ、1億5,000万円くらいかかるわけだね。そういうものは今回、今やらなくても、次でも遅くはないと思う、結果を見て。私は、そういうことで、この橋の関係については異議につき、尚早だというふうに考えている、私はね。今の県との話は、すり合わせは必ずできると私は信じている。それは、市長名で市道認定をしますよと、1つ持っていけば間に合うではないか。もしそうだとすれば、市道認定を先にやる必要はないと思う。

副市長 一応そういうことで市道認定をしてほしいということで来ているものですから。

中原輝明委員 県が。

副市長 ええ。協議の中ですね。立体交差などでも、みんなそうやって事前に、今説明したようにやらせてもらっています。ないものを認定するのはおかしいではないかというのは、それは1つで、実際見てみなければわからないではないかということもあるかもしれませんが、そういう場合もありますし、できてしまって、例えば開発道路みたいに誰かが、不動産業者さんがつくったものをうちが認定するという場合もありますので。そういうことで、今後聞かれた場合にはぜひお願いしたい。

それと、この時期に1億幾らももったいないではないかという話ですけれども、確かに経済状況のこともあります。しかし、やっている事業でございますので、当初計画どおりにやらさせていただきたいですし、これがほかのものでしたら考えることもあると思いますけれど、特に連絡通路というのは、先ほども言いましたように交通弱者等の問題もございますし、やはり市民の皆さんに安全に利用していただくための大事なものだと思いますので、そういうぐあいに考えますと、ぜひここでやらさせていただいたほうが、かえって経済的にもよろしいのかなというぐあいに考えますので、いろいろ御意見はあるでしょうけれど、ぜひここで認定していただきたいと思えます。

中原輝明委員 もう1回言わせてよ。仮に高架橋ができた場合に、先ほど子供が通路を横断するのに必要だと言うが、駐車場の3階から子供が上がってきてあれを渡る人はいない。そこで、もう1つ言いたいのは、もしやるなら、やるならだよ、私は今いけないと言っているけれど、だめだと。例えば駐車場のほうから、今、県道の歩道のあるところから階段をつくって子供を上げて通路にしたほうが完全だ。あんなところは歩かないよ、子供は。車に乗ってきた人は知らないが。

経済事業部長 地域の子供たちやと書いたのは、ほかの町にもございますけれども、例えば岡谷市を例にしますと、お母さんと小さな子供で、例えば小学生で自分で動ける子供ではなくて、乳母車だったり、まだよちよち歩きだったり、そういうことの子供のことを意識しておりますので。子育て支援センターがあるのですけれども、それは、いろいろ説明会をやる中では、下の車の通るところを渡るのではなくて、少し回っても良いから安全な

ところをゆっくり通りたいなという意見も相当出ていますので、それは使われると思います。

中原輝明委員 言えば、言い返すが、本当は実際腹の中はそんなこと思っていないでしょう。実際は、駐車場をあちらから回って、わざわざあの階段を上がって、3階か、そしてあれを渡るなどという人は、ほとんど、私はいないと思うし、下を通る人をむしろ安全にするなら、あの歩道から階段をつけて、あそこを渡らせたほうが本当にうまくなる。

それともう1つは、横断歩道が必要。だから、私は基本的には、そんな余計なことをすればやたらふえてしまっていけないからだめだが。私は、基本的には、今の経済状況もそうだし、今やる時期ではないと思う。

副市長 たぶんいろいろな意見があると思いますけれど、確かに駐車場の1階にとめた人が3階までエレベーターに乗って、それで3階から通路を渡って行くかといえば、それは私も首を傾げます。ただ、申し訳ないですが、1階、2階というのは商業施設、例えば今、上のほうはこれからちょっとわかりませんが、今現実にアップランドの利用者というのは1、2階を占めているわけです。たぶんこれから商業施設のあり方などを検討する中では、この前も本会議で御答弁申し上げましたけれども、たぶん1、2階というのは商業施設の皆さんに利用してもらうように空けるべきだと思います。それは、絶対ここへとめてはいけないということではなくて、そういうすみわけをして、交流センターは3、4階のほうへとめていただいて、そこから連絡通路で渡ってくださいというほうが、私は、たぶん利用者の便はそのほうが良いとも思うのです。そういうぐあいに考えると、決して駐車場へとめた方が一たん外へ出て、そこから階段を上って横断するかというのは、たぶん非常に難しいでしょうけれども、3階へとめた方がそのまま連絡通路を通して交流センターのほうへ渡っていただくという動線は、通常ありうる状況かなというぐあいに考えますので、決して平面で県道を横断しようということよりも、より安全は確保できるのかなと。それで、交流センターをつくる時の論議の時には、子育ての皆さんとか、そういう皆さんから平面駐車場をぜひ確保してほしいというような言葉がありましたし、現状の中でそれが無理だったらそういう連絡橋をつくって安全を図ってほしいというのがありましたから、それはやはり大切にしていきたいなというぐあいに思いますので、その辺はよくお願いしたいと思います。

柴田博委員 私もなぜ今の時期にという思いはあったのですが、今までにもそういう例があるというならば、それはそれで良いかなというふうに思いますが、1つ聞きたいのは、市道認定をしてでき上がった場合に、その後の維持管理はどこが担当することになるわけですか。

都市づくり課長 今私たちが考えているのは、通常の日常の清掃関係、こういうものは交流センターと一緒にやったほうが良いというふうに考えていますが、これの大規模な補修等が生じた場合については、これは道路という位置づけの中で、道路を管理している建設事業部で維持補修をするという考えであります。

柴田博委員 細かい話ですけど、例えば通路にはたぶん照明等もつくと思うのですが、そういうものの電気代とか、そのようなものはどうなるわけですか。道路照明という形になるのですか。

都市づくり課長 どちらにしましても照明関係については市の一般単独費を使うわけでございますけれども、道路のほうの予算に盛るのか、それともあわせて交流センターのほうと含めて盛るのか、どちらにしても結果としてはトータルは同じだと思います。データがつくということで聞いておりますので、振り分けはできると思いますが、基本的には交流センターのほうと一緒に電気の使用料についてはみていくという考えで、私たちはおります。

柴田博委員 ということは、結果的には道路にはするけれど、実際は県が県道の上を通る建物ではない、道路だということだけれども、それを認定するためには道路とせざるを得ないので道路でつくるけれど、実際の管理は交流センターと一体でやるという、そういうことですか。

都市づくり課長 一番効率の良い管理のしかたをしていくべきだというように考えていまして、今委員さんの言うような形になるかと思います。ただし、市道認定をかけた場合については、市道賠償責任というものがかけてございますので、万が一この通路、市道認定をかけたこの通路が何らかの形で、もし管理上悪くて雪が落ちて、万が一ですよ、例えばつらが万が一落ちて車に当たって事故が起きたとか、こういうケースについては賠償保険の対象になりますので、そういう意味でも認定をかけてやったほうがいいのではないかという、そういう部分の含みが県のほうの指導にもあるのではないかというふうに、私は考えております。

柴田博委員 それぞれ駐車場側と市民交流センター側との取り合いの部分ですけれども、地震等の時に、交流センターのほうは免震であまり動かないというふうに聞いているわけですが、この橋はどういうふうになるのかわかりませんが、取り合いの部分で生じた問題等はどちらになるのか、道路の一部になるのですか。この絵でいくと、取り合いの部分は交流センターの側なり、駐車場の側に入っているように見えるのですけれど。

経済事業部長 連絡通路として整備するのは、図面の上のところの斜線をかけてある部分になりますので、その部分を道路という形で今回認定をいたしますので、その部分で地震によって何かあった場合は、道路の形での、例えば保険だとかそういうものはそういう扱いになりますし、ちょうどジョイント部分で、左側の交流センターのほうがございます。そこで、交流センターは免震なものですから30数センチ揺れますので、そこで少しエクステンション的なものがあるのですけれども、その部分については交流センターの建物という形での保険になるかと思えます。

中原巳年男委員 安全面ということで考えて通路設置ということですが、まず、当然完全に囲われた状態になりますよね。せっかくそういう安全面を考えているのであれば、まずそういったことで今の万一の事故のことも考えれば、市道認定が必要だということであれば、それもそういうことだろうというふうに思いますが、先ほどの4階というのは間違いなのか、変更になって3階なのか。

中心市街地活性化推進室長 4階が間違いでございまして、市営大門駐車場の3階のエレベーターホールのところと接続になります。

中原巳年男委員 3階と3階をつないだ時に、傾斜というものはあるわけですか。

中心市街地活性化推進室長 フラットでございます。

中原巳年男委員 フラット。そうすれば、あとは駐車場のほうの入口のところに、当然、弱者用の駐車場というものを設けていただきたいということと、その通路を使うのに、出入りする時に駐車場は下付きですよ。そうすると、そこにたぶん扉か何かをつけないと、通路の中に入るだろうし、ということもあるのだけれど、そういういろいろなことはこれから設計の中で考えられていくと思うのですが、そういった中で、夜、交流センターが終わったら駐車場側のほうから入れない状態にしないと、通路がちょうど良い風雪をしのぐ良い場所になってしまってもいけないので、そういうことなども考えていただく中で実行する方向で検討してもらえればというふうに思いますが。

中心市街地活性化推進室長 市営大門駐車場のほうの接続部分の分は、両開きの扉をつないでいくようになって

ております。それから、交流センターのほうも両開きの1.8メートルで出入りできるようになりますけれども、先ほどの管理面につきましても交流センターの開館時間にあわせて閉館の時に閉める形をとります。

五味東條委員 3階と3階とつながるということですね、はっきり言うと。今までは4階と3階という形で、私の聞いている範囲では、例えば、今度やるイトーヨーカドーのビル、あそこの駐車場へ行く時に少し段差があるので階段をつけなければいけないというような説明をいただいたような気がするのだけれど、その辺はどう変更されたのですか。

中心市街地活性化推進室長 今委員さんがおっしゃった、思っていると通りの、私も説明をさせていただきました。市営大門駐車場のエレベーターホールの、3階のエレベーターホールにフラットで接続ができます。そして、ショッピングセンターのほうの店内への入口につきましては、連絡通路から階段を14段上っていきまして、ショッピングセンターの3階の店内に入るという形になります。同じ大門駐車場とショッピングセンター3階とで高さが違うものですから、そこにずれがあるものですからそういう処置を取らせてもらいました。

丸山寿子委員 本当にこういう経済状況の中でそれだけの費用をかけてどうかというのは、私も最初思ったわけなのですが、交通量のことを聞く中で、昼間と夕方とで交通量は全然違って、私も夕方利用する時はなかなか渡れないくらい車が頻繁に通っていたりしますし、また、図書館がオープンすれば、学校ですとか、仕事が終わってからまた夕方大勢利用するということがありますし、またそういったところを目指しているわけですし、全国のいろいろな図書館を今まで見せていただく中で、滞在型の図書館ということで、今私たちがあまり予測できないような、すごく大勢の人が、今どこの図書館もすごく訪れているというようなことを想定していく中で、通路があるとないとで本当に安全性が違おうなということを考えます。子育て中の人たちからの声というのは、当初から届いていたということですが、同様に高齢者だとか、それから障害者の人たちも通路があったほうが本当に安全だということは非常に思っていて、私のほうは子育ての人のほうからの声なのですが、雨が降っていない、天気の時、例えばもとの401、GAZAなんかを利用するのだけれど、雨の時などはヨーカドーのほうにくるといようなこともあるように、あらゆる人が使いやすいという意味では、つながっているところは使いやすいということは、ひとつあるかなというふうに思います。

それと、目的があれば本当にどこまででも行くというか、子育て支援センターなどが、塩尻の場合は早く建ててもらったのですが、狭いということもあって、茅野市だとか、岡谷市ですとか、長野市ですとか、撤退したデパートの中に支援センターが広くつくられています、特に塩尻からだ岡谷だとか、諏訪だとか、茅野のほうにまで行っている人たちもいるので、市内の中であれば、本当に近い建物だったら、駐車場の何階を利用しようとも、やはりそれは利用目的があって行くので利用はするというふうに思っています。

それとあともう1点は、イトーヨーカドーがああいうふうに撤退というようなことで、中がこれから先どうなるかはちょっとわからないのですが、できるだけ商業施設を頑張って誘致すると言うか、入ってもらおうという方向で市のほうもやっていくというふうな答弁だったので、そういったことを考えた時に、やはり通路があったほうが誘致しやすいのではないかなというふうにも、私は思います。なぜこの時期という声も出ていますが、今までもそういうことでほかの建設についてそういうふうに来てきたというならば、私は今ここで認めても良いのではないかなというふうに思っています。

委員長 ほかに、なければ、ここで質疑を終了します。この議案について討論を行います。

中原輝明委員 重ねて言うけれども、今、時期尚早だとふうに、経済状況から見て、やってはいけないということではなくて、その辺だけは理解してほしい。これからの先ほどのデータにしても、実際そこに皆さんも職員もいるし、現場で見た数字というものは確かなものであって、あくまでもデータというのは、申請するデータのためのものだと思う。実際にこういう状況でこうだけれども、今皆さんはどうですかというふうに、現場をつかんでやってほしいというのが、これから市で職員がやる仕事にしても全てのものがそうだと思う。中央のデータがこうでこうだから、それを貼り付けるなど、とんでもない話だ。現場が数でどんどんなっているのに、データばかり貼り付けてもどうにもならない。その辺をよくこれから、副市長、これは要望しておくが、お願いするけれども、そういうことをきちんと吟味して自分で確認できるものは確認して、そして、塩尻市の方向を出してほしいと、こういうことだと思う。職員の皆さん、先ほどから聞いていると、自分たちがどうでもやらなければ、市道に認定しなければいけないと言うけれども、実際はできてからでも間に合うわけだ。それは、よく県の職員と納得するように話ができる、絶対できるはずだ。そのようなことがいろいろあるものだから、ぜひこれからの進める方向というのは、全ての工事にしても、一般の行政の中でもそうだが、よく現場をつかんでやってほしいということを要望して、時期尚早であるということで、今回は私には承知をできないということです。

結果にはしたがうよ。文句は何もないのだから。

委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

委員長 それでは、今、反対意見がありますので、このことは区切ってやったほうがいいと思いますが。

〔「一度でいい」の声あり〕

委員長 それでは、反対意見がありますので、挙手で採決したいと思いますので。

議案第30号市道路線の認定について、原案のとおり認める方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 賛成多数で原案のとおり認めることに決定しました。

この際、10分間休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

委員長 休憩を解いて再開します。

議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費

委員長 次に移ります。議案第31号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費について議題とします。説明を求めます。

農林課長 予算書でございますけれど、27、28ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費でございますけれども、1,892万4,000円の増額をお願いするものでござ

います。内容は、備品購入費561万3,000円、それから負担金補助及び交付金で1,331万1,000円を増額するものでございますけれども、農作物等災害対策事業130万円の増額でございます。これにつきましては、6月16日に降ひょうによります被害がございまして、塩尻市農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱に基づきまして、農家が病害虫の発生防止、あるいは樹勢回復のために行った緊急防除に要する農薬購入費、その一部を補助するものでございます。事業主体はJAになりますけれども、被害農家のうち、野菜で107戸、果樹で98戸でございますけれども、対象になってまいります。標準単価につきましては、果樹のみでございますけれども、10アールあたり1,488円から1,616円、野菜につきましては880円から1,395円の農薬購入費についての補助をするものでございます。

次に、2つ目の丸でございますけれども、農業振興資金等利子補給事業70万円でございます。これも同様に、農作物の被害を受けられた農家の負担軽減、経営の安定を図るということで、市の農業振興資金融資あっせん規則に基づいて緊急融資に対して利子補給を行うものでございます。被災農家20人を予定してございまして、限度額は200万円、償還期間は5年、利子補給は3.5%以内ということで予定をしております。

次、遊休荒廃農地総合対策事業1,692万4,000円の増額をお願いするものでございますけれども、これにつきましては、経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、耕作放棄地の解消、あるいは、麦、大豆、そば等の振興作物の振興を図るということでございます。備品購入費561万3,000円につきましては、小型の汎用コンバインの購入をいたしまして、耕作放棄地の解消に向けた取り組みをしていくというものでございます。それから、塩尻市農協ライスセンター改修事業補助金1,131万1,000円でございますけれども、これにつきましては、田川ライスセンターの乾燥設備の更新に要する経費に対する補助ということで、事業費4,524万5,000円余のうちの4分の1を予定してございます。

続きまして、7目の農地費でございます。1,245万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、同様に経済危機対策で拡充されました農地有効利用支援整備事業補助金、これにつきましては、農地あるいは農業水利等の簡易な整備、あるいは、省力化の取り組みを支援する事業でございますけれども、これを活用いたしまして農業施設の軽微な整備を行って耕作放棄地等の発生防止を図るものでございます。工事費につきましては、市の施行分12カ所、1,585万5,000円、それから、改良区の施行で4カ所、800万円を予定しております。消耗品につきましては工事雑費でございますし、設計委託料107万1,000円、市単農業農村基盤整備工事でございますけれども775万5,000円。これにつきましては、市単事業7カ所分を地域活性化事業債から一般事業債に組みかえをいたしまして、先ほど申しましたけれど12カ所1,585万5,000円の工事を予定しているものでございます。

それから、農地有効利用支援整備事業負担金、これにつきましては、事業実施に対する負担金。農地有効利用支援整備事業補助金326万8,000円につきましては、中信平の右岸土地改良区が施行する整備に対する補助金でございます。補助率は10分の4を予定してございます。

財源の内訳の変更の中でございますけれども、経済危機対策臨時交付金326万7,000円、それから、起債事業の組みかえということになりますけれども、市単で予定しておりました地域活性化事業債550万円を減額いたしまして、一般事業債650万円ということで組みかえをお願いするものでございます。あと、農地有効利用支援整備事業補助金873万3,000円等でございます。

それから、2項の林業費2目治山林道費でございます。4万6,000円の増額をお願いするものでございますけれども、これにつきましては、林務で管理をしておりますジープでございますけれども、リースの期間満了によりまして払い下げを受けたわけでございますけれども、車検費用でございますが、当初、4ナンバーということで貨物車ということで予算計上をしておりましたけれども、普通乗用ということで錯誤がございまして、申し訳ございませんが補正の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

商工課長 29、30ページをお開き願いたいと思います。7款商工費1項商工費2目商工振興費、補正額で4,860万2,000円をお願いするものであります。

30ページのほうの事業をごらんいただきたいと思います。商工振興推進事業で不況対策特別経営相談事業委託料といたしまして、175万5,000円をお願いするものであります。これは、ふるさと雇用再生特別交付金を活用させていただきまして、商工会議所のほうへ委託し、特別経営相談員、国の諸施策に伴います雇用あるは倒産防止、そういったものの指導員をお願いするものであります。

その下の中小企業融資あっせん事業、中小企業融資あっせん保証料補給金といたしまして1,691万7,000円をお願いするものであります。7月末現在で、融資あっせんが162件、3,837万円余の保証料になっておりまして、昨年度対比で2.15倍となっております。したがって、年内の保証料支払い分を見込んで補正をお願いするものであります。

その下、商工団体活動支援事業2,993万円をいきいき経済創出事業補助金として補正をお願いするものであります。これは、先の協議会で説明させていただいております、第二次のプレミアム商品券、11月21日から発行予定をしているわけなのですが、決まっておりますが、発行額2億円、20%のプレミアにつきまして、市が7割の助成をするものであります。

3目木曾漆器振興費で補正額176万5,000円をお願いするものであります。事業といたしまして木曾漆器振興事業、同額176万5,000円でありまして、木曾漆器伝統技術承継支援事業委託料として補正をお願いするものであります。これは、ふるさと雇用の、先ほどの会議所の委託料と同じように、ふるさと雇用再生特別交付金を活用させていただきまして、木曾漆器工業協同組合に委託して、文化財修復事業の需要開拓、あるいは、伝統技術の承継などに伴う後継者育成を行うものであります。以上でございます。

観光課長 私のほうから、6目の観光費についてお願いいたします。ページは29、30ページになりますのでよろしく申し上げます。今回の関係ですが、中山道、これは桜沢から木祖村までの間が信濃路自然歩道ということで、昭和53年に県のほうでルート設定しているものであります。そのほかにも、鳥居峠エリアにつきましては自然観賞園というもので、これもやはり県の環境のほうから指定を受けているものです。また、中部北陸関係でつくっております中部北陸遊歩道、これは環境省の指定であります。ということでルート設定もされているということで、幾重にも網がかかっている場所で、ウォーキングで最近人気のあるルートであります。平成18年の奈良井宿周辺の豪雨災害によりまして、鳥居峠の登り口の一番最初にあります胡桃沢の沢がかなり荒れたところがあります。沢につきましては、何カ所かは工事でやってあるのですが、その近くの河床が大きく洗われているということがありました。その上には中山道がありますので、その下が削れたのですが、その場所については災害で洗われたままというような状態が続いておりました。その後も度重なる雨が何回かありまして、だんだんとその下が洗われてきたということであります。それまでも迂回路をつくりながら対応していたのです

が、これを放っておきますと、歩道のほうまで崩壊が誘発されるのではないかとのおそれがありましたので、たまたま今回、環境省のほうからの補助をいただきまして、自然環境整備支援事業という補助制度を活用しながら、護岸工事と法面の工事を行い、歩道の基礎部分を安定させ、ハイカーの安全あるいは自然環境の保護を図るという工事であります。

工事につきましては、委託料と工事費を盛らせていただきましたが、委託料としまして29万円、それから工事請負費としまして480万円で事業を行うものであります。なお、今回は、補助率といたしまして100分の45ということで、国から225万円ということで事業を行うものであります。それから、規模であります、長さにして、総延長ではありませんが、11メートル弱であります。高さ5.5メートル、6メートル弱になりますが、この法面と基礎部分の護岸工事ということで行うものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

交通担当課長 8款土木費3目輸送対策費の輸送対策事業費でございますが、臨時職員社会保険料12万円、臨時職員賃金93万6,000円の補正増をお願いするものであります。業務内容につきましては、国の雇用対策の一環としまして、緊急雇用創出事業を取り入れまして、ただいま来年の地域振興バスの改正に向けて、今、準備をしているところでありますけれど、その改正に向けましてバス利用者の実態調査による情報収集、また、地図などの整備の業務を行うものであります。以上であります。

建設課長 引き続き、2項の道路橋梁費、資料は31、32ページをお願いいたします。まず、道路維持諸経費の関係115万5,000円の補正をお願いするものですが、これは県の緊急雇用創出事業補助金100%充当するものでございます。今年の夏、雨が多かったということで非常に草木の生長が旺盛で、街路樹のせん定、それから道路路肩の除草管理がふえてまいったことに対応するものでございます。

その次の3目道路新設改良費でございます。今回の補正は2つの事業予定がございます。まず、国庫補助事業で進めております市道川岸線改良工事にかかわる委託料と用地費の増額をお願いするものでございます。主な理由でございますけれども、国道19号への右折レーンの設置を進めてまいってきております。この補償調査の委託料をお願いするものでございます。今まで右折レーンの設置に伴っての道路拡幅部分については、用地の取得、それから建物補償、これは市のほうで対応するものとして進めてまいってきております。当初は、例年のように12月の議案で、補正で3月に一括でお願いする予定でありましたけれども、実は川岸線の用地交渉が進んでまいりまして、右折レーンの用地の関係者8人の皆さんの話し合いがまとまりつつあります。先月の半ばですけれども、国道の拡幅については基本的な合意をいただいたということで、いよいよ国道側でございます飯田国道事務所が詳細設計に入るということになってまいりました。こういうことに対応いたしまして、詳細設計と同時に市の対応を進めてまいる必要が出てまいりました。その詳細設計ができあがってまいりますと、設計案が進みまして道路の幅が確定してくることになりますので、市のほうといたしまして、その作業に整合して用地の測量、補償調査を行うということで事業のスムーズな推進を図りたいと思っております。

2点目は、国の地域活性化経済対策臨時交付金を主な財源といたしまして、ここでは市道改良工事1,250万円になっておりますが、実質2,500万円の増額をお願いするものでございます。先ほどの市道川岸線のほうが、工事費が1,250万円減額になってまいりますので、実質的には1,500万円の市単分の増額でございます。そういうことで、この舗装改良増額分と1,250万円の川岸線の減額分を相殺した額が、ごらんいただいている1,250万円ということでございます。予定といたしましては、市道床尾平出線ほか数カ所の舗

装改良、それからオーバーレイを予定してございます。

それからその下でございますけれども、4目のまちづくり交付金事業でございます。これにつきましては、市道の駅周辺、都市開発道路の高校北通線の整備工事の関係に伴う工事費から支障物件移転補償費の組みかえでございます。本会議で牧野議員さんからも質問がございましたように、現在、中央スポーツ公園入口の交差点の改良を計画しております、これを、現在の交差点処理を、県下で初めてとは言われております、歩行者・自転車一括のスクランブル横断ということで進めてきておまして、信号機は県の管理指定でございます。県警のほうへ移転補償料として、臨時交付金対象事業として支払うということをお願いをいたしたいと思っております。以上です。

都市づくり課長 続いて7目下水道事業費でございますが、下水道事業会計への操出金1,312万円でございます。これにつきましては、経済対策ということの中で、下水道事業として雨水幹線の整備を促進していくということで予定しております、国道19号、広丘が今4車線化の拡幅をしておりますが、その部分への雨水幹線工事を国の補助を受けて行うということでございまして、それに伴う追加の操出金ということでございまして、お願いをいたします。以上です。

住宅担当課長 5項住宅費1目市営住宅管理費でございます。105万6,000円の補正増をお願いするものです。これにつきましては、雇用対策の一環といたしまして緊急雇用創出事業を活用するものでございます。臨時職員をお願いするものでございます。業務内容につきましては、市内の戸建住宅がどのくらいあるかということ、各区の区長さんをお願いをいたしまして調査をしていただくものであります。その調査を基に、どのくらいの利用率ができるかという再調査をまたここで行っていきたいということで、今回お願いをしまいたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

農林課長 37、38ページをお開きいただきたいと思ひます。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費2目市単林業施設災害復旧費でございます。630万円の補正をお願いするものでございます。これは、8月8日に洗馬を中心にして集中豪雨がございましたけれども、その折に、洗馬の上組地籍で発生しました土砂崩落にかかわる災害復旧工事にかかわる補正でございます。設計委託料52万5,000円、災害復旧工事577万5,000円ということでお願いするものでございます。現在の状況でございますけれども、がけ崩れが起きた三浦さんの西側の法面でございますけれども、その後、県の治山事業として取り組みができるというような状況になってまいりまして、現在県のほうで作業を進めておりますけれども、10月の上旬には業者を決定できるというような運びになっているということで聞いております。遅くとも11月いっぱいには工事が終了するというような予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

建設課長 続きまして、土木施設災害の復旧の関係です。これも8月8日の集中豪雨の関係でございます。全て道路災害でございます。被災箇所12カ所ございまして、重機借上げで対応するもの、これが10カ所ございます。中では、例の洗馬の上組の関係の土砂の、道路の土砂を撤去するものが一番多いものです。それから、災害復旧工事で対応するものが2カ所。北小野の関係の1地籍と、それから柿沢地籍、それぞれの道路の横断水路、それから路肩の補修をするものでございます。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員から質問ありましたら。

丸山寿子委員 30ページの上から4つ目の丸で、木曾漆器振興事業で、先ほど説明で文化財修復等の後継者育成ということでしたけれど、実際に文化財修復、市内外にも行って何かしているという話は前に聞いたことが

ありますけれど、今、現状はどんなことをしているのか、わかればお聞かせください。

商工課長 平成20年度の直近の状況であります。松本の伊勢町の二丁目の舞台の修復事業だとか、箱根の工房へ派遣しましてそちらの箱根の寺院の修復事業、善光寺の大勧進の内装の改修工事等を執り行いました。今年度は、一昨日、私もちょうど出張の折がありまして見てきたのですが、上野の東照宮の修復工事を行っております。こちら平成25年度までの修復事業でありまして、そういったところの文化財修復事業等、取り組んでおります。

丸山寿子委員 建物だとか、そういったことの関係ということはわかります。それで、日本全体的にみて、なかなか修復する技術の人が、外国のほうに目が向いてしまったので、なかなかいない現状があつて、美術品だとか、本当の漆芸と言うか、そういったものを修復する技術のある人がどんどんいなくなっているというようなことを聞くのですけれど、今回の補助の対象になる内容とすれば、そういったことも育成できるような内容になっているのかどうか、少しその辺がわかれば教えてください。

商工課長 委員さんが懸念していただくとおりでありまして、一昨日、実は文化庁のほうへお願いして、営業と言うのですか、私はビジネスの関係なので、文化庁へ営業というのもおかしいのですが、全国あちこちに文化財がありまして、木曾漆器も有名どころでは宮島の厳島神社の修復事業とか、西本願寺とか、そういったところを取り組んできました。されど、産地で、全体でそういった文化財の修復事業を取り組んでいるというのは、木曾漆器の産地しかございません。あと、京都とか、全国にまちまちやっているところはありますが、そういったところは企業として取り組んでいるようなところでは、産地で、木曾漆器のひとつの飯の食い方として、文化財修復事業というところへ傾いていけばいいかと言えば、木曾漆器の中の企業においても直接そういった文化財修復に取り組んできたところもあるわけなのですが、やはり産地全体でやっていくには、高齢化しすぎてしまっているというような、やはり懸念があります。

今回お願いしてきたのは、なぜ文化庁だったかというのは、伝統技術を持ったその技をいかにして産地においても承継していかなければいけないかという課題と、そして、そのための育成をしていかなければいけないという、そういう2点で文化庁さんのほうにもお願いしてきたわけなのですが、産地でも、当然ながら、伝統技術の承継問題、あるいは後継者の育成というものはございます。しかしながら、先ほど言いました上野の文化財の今回の修復事業には、後継者の奨励金を交付しております若手も参加しておりますし、キャリアのある職人も参加しながら、現場でまさに伝統技術を承継しているという点は十分あります。

柴田博委員 28ページの遊休荒廃農地総合対策事業の中で、備品購入のところでは小型コンバインを買うということだったのですが、これは市が直接買うのかどうかということと、この買ったコンバインの利用方法、どういふふうにするのかということ、もう少し説明をお願いします。

農林課長 今回、コンバインでございますけれど、汎用型のコンバインということで、普通、麦だとか稲の刈り取りのコンバインと少し違ひまして、バケットで一たん受けるという形の中で、大豆だとか、そばの刈り取り、そういったものも可能なコンバインでございます。小型のコンバインということで、市のほうで購入をさせていただきたいというふうを考えております。利用にあたりまして機械利用組合の皆さんにも御意見等をお聞きいたしました。そういう中で、特定のと言いますか、機械利用組合さんのほうに管理を委託していきたいというふうを考えております。農業機械でございますので、使う人がかわると機械が傷みやすいという部分、機械利用組合

さんのほうからも御意見をお聞きしましたので、市として遊休荒廃農地の解消のために取り組んでいただけないか、機械利用組合さんをお願いしまして、そのほかに関係する機械利用組員のほうでオペレーター等をやっていたらいいものについては、そちらのほうでも利用していただくということで全市的に活用していただくということを考えております。

柴田博委員 機械利用組合へ委託して、そこが全市的にあちこちでそういう仕事があったら、そこが受けてやるという、そういう使い方ですか。

農林課長 そのように考えております。ただ、既存で、既に機械利用組合さんもお客さんと言いますか、農家の受託を受けている部分がございますので、これにつきましては遊休荒廃農地の解消、それから、米の転作等でございますけれども、塩尻市も過剰作付けというような実態がございます、何とか数字的には収まってきたような状況にはなっておりますけれども、新たな営農政策というようなことも含めてですけれども、この機械を活用していきたいということでございます。

柴田博委員 そうすると、今まで、例えば機械利用組合へ頼んでいた農家の方にとっては、市の機械を使ってやってもらえば、やってもらう作業料と言うか、それは安くなるというふうに考えていいわけですか。

農林課長 遊休荒廃農地を解消する際に一番問題になるのは、やはり十分な価格が得られないという、次に何を作るかということが問題になってまいります。そういう部分の中で、農家の皆さんと言いますか、そういうことに協力していただいている皆さんの負担をできるだけ解消していきたいという考え方でございまして、通常機械利用組合さんがやる場合につきましては、例えば、そばですと1万5,500円ということで、10アールあたり利用料金を取っておりますけれども、それより金額的には低く抑えられると思っておりますけれども、抑える中で、新たに発生してくるものに関してコンバインを使っていきたいということで、従来のものにつきましては、私ども、機械利用組合さんのやってきた営農を妨げるという部分、そういうことになってはまずいと思っておりますので。そのようなことも機械利用組合さん等の意見をお聞きする中で利用させていただく。そのような考えです。

柴田博委員 今までにもこのような形で機械を買って、委託をして使ってもらっているというケースはあるのでしょうか。

農林課長 今までは、このようなケースはございません。

柴田博委員 初めてですか。

中原輝明委員 関連で。機械利用組合というのは、どんな組合か。

農林課長 中に農業生産法人の認定を受けているものもございますけれども、地域の中で、今、これから稲の刈り取り等も始まりますけれども、オペレーター等をやっている皆さんがございまして、例えば、ひとつの例で言いますと、北小野の耕作組合、それから、私は野村におりますけれども、野村の機械利用組合、吉田には吉田機械利用組合、そういった組織がございまして、そういうところでオペレーターの業務を引き受けていただくという考え方でございます。

中原輝明委員 これだけのものを個人の組合に買い与えるということは、問題だ。これは平等にできない。そうではないと、いつでも言うが、これだけの機械をどこの利用組合にやるか知らないが、平等には扱えない。やるとしたら、洗馬農協や農協へ預けて農協が地区内をやるのならいいが、必ず越権が出てくる。こういうやり方

は問題だよ、本当に。そこをやらなくて、使いたい人は平等に使うはずだから、基本的に市のものだから。それは、機械組合はそういうことができないわけだ。

農林課長 中原委員さんの御心配はもっともだと思います。私どもも、機械利用組合の皆さんに利用についての意見をお聞きしました。私どもは、市内全域をこのコンバインで一応カバーしたいということなのですが、1カ所に置いておいてだれもかれもということで、受けたものをそのコンバインを使っていくということになった時に、機械を扱う人が違くと機械が非常に傷みやすいと、その責任の問題があるということで、機械利用組合の皆さんはどなたか1カ所に集中をしておいて、それを主にその人が中心になってやっていただいて、それ以外のものについては機械の利用組合さん、利用される皆さんが使われるということのほうがいいという御意見をいただいております。場所については確かに、今、農協のこともございます。例えば、1つの方法として洗馬農協に置くということも考えられるわけですけども、いずれにいたしましても、そのようなことで意見を聞いておりますので、くれぐれも私どもとすれば不公平にならないように、誰かが1人で独占するとか、そういうことのないように注意を払っていきたいというふうに思っております。

中原輝明委員 これ以上言うと、いろいろになってしまっていけないが、もう1回、元へ戻るけれども、その要請はどこからあったのか、買ってくれと、コンバインを買う時に、皆さんが自らやったのか、どこから出てきて500万円というものをやったわけか。

農林課長 遊休荒廃農地や何かの中で、次に問題になるのは、私どもは作付けができる状態までに戻すという事業を取り組んでおりますけれども、その後何を作るかということが問題になってまいります。営農定着を図るという形の中で、それなりのやはり支援をしていかないと、ただ単に起こしているだけだということで終わってしまいますので、それを生産に結びつけるということが必要でございますし、機械で刈り取ってくれば、私は作付けと言いますが、そういったこともできると言う人たちも、意見もお聞きしておりますので、そういう中で、こういったコンバイン、また、機械利用組合さんと言いますが、農協さんも含めてでございますけれども、そういうものが欲しいという意見がございましたので、今回この経済対策を活用させていただいて購入していきたいということでございます。

中原輝明委員 それでは、今のそのものは、機械協同組合だか、そこへやることに決定しているのか。あるいは、洗馬農協が持って来てやってくれと。では、機械農協の人はこっちへ来ればいい、借りに。ということはできるのか。例えば、それだけの皆さんが話をするとすれば、向こうへやらなければ向こうは怒るぞ。おれ達によこせと、決まっているではないか、と言われぬのか。その辺をしっかりとしないと、こういうものを買って塩尻一円を、ただ1カ所へ預けた後は、平等な姿はできない。わかるでしょう、だれが考えても。1台をあっちの隅に置いておいて、洗馬のこっちまで来たり、電話してもこっちはいっぱいだめだと、そういうことになってしまうから。公のものは公の、いわゆる市農協とか洗馬農協へ預けて、その中でやっていくのが一番ベターだ。個人のところへやれば問題だ。個人だよ、あんなものは、利益団体だ、私も刈ってもらっているけれども、そういうことをよく考えてやらないと、皆さんのやっていることに対して、三村課長のやっていることに対しては、心情はわかる。いかに平等にやるかということが問題だ。これは問題が出るよ、おれのところもやってくれ、こんないい機械と。洗馬の人たちは全然知らない。電話しても、満杯でだめだと言えばそれで終わりではないか。奴らは自分のガードだけ固めて、その範囲でやっていくと、こういうことになってしまうよ。これは、上手にや

ってくれ、問題だよ。これだけの機械を買うなら、2、3台買って、各場所へ預ける、これが平等。

農林課長 今回の汎用型のコンバインでございますけれども、通常考えているような大型の機械ではございません。どちらかという、中山間の中で非常の圃場条件が悪いようなところにまで入っていけるということで、小型のコンバインを考えてございます。今、委員さんのほうからもそういった御指摘がございますので、私ども、公平を欠かないように配慮をさせていただいて、また、関係の皆さんの御意見をお聞きする中で配置する場所等についても決めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

中原輝明委員 もう1度、よくわかったが、苦しい答弁はわかるけれど、実際は大変苦勞するよ。今また、小さい機械だから山間僻地だなどと、そういう余計なことを言うもので、また言いたくなる。そういうところも上手に言ってよくなるのだけれど、だから、平等にやるようにするには、とにかく皆さんの担当者は大変苦勞するということ、私は言いたい。例えば、私たちがここで、みんな議員が知っている。こっちは僻地だから寄せ、やってくれと言え、向こうは予約があつてだめだという口は開かないわけだ。そこで、副市長、平等というのは1つではいけない、塩尻のこの広い山間僻地のところへ持って行って、いいと思うか。今後、気をつけて頼む。これは問題が出るぞ。やってみると、平等になんか絶対できない。これは本当に問題になる。

委員長 今の話だけでも、これを手始めにこれからふやすということ。

経済事業部長 今、委員長が御指摘されたとおりでございますが、今回、遊休荒廃農地ということをして市としても解消していくということを進めなければいけないということが、まずあります。そこに国の経済危機対策の臨時交付金がここでいただけるということもあつて、全体の予算の中で複数台買えば一番いいのですけれども、当面1台しか買えないという状態でございますので、まず、初年度でございますので、運用の方法はぜひ平等性を欠かないようにやりたいと思つますから、できる範囲で。その後、できましたら、利用状況を見て、予算の関係がありますけれども、平等性を確保できないようであれば、また別途追加で購入していくとか、そういうことも含めて検討していきたいと思つますので、御理解をお願いいたします。

永井泰仁委員 32ページの市営住宅管理事務諸経費で、臨時職員賃金があがってきておりますが、これはなぜ当初予算で計上できなくて、こういう形で補正になつたのか、その辺の事情について説明してください。

住宅担当課長 先ほども申し上げましたように、国の雇用対策ということで国の補正予算をつけていただきました。その中で、緊急雇用創出事業ということで、これは既存の事業はだめですよという話をお伺いしております。私どもも市営住宅を抱えているものですから、戸建の住宅、あるいは、民間の賃貸住宅等の空き家情報というものが全然ないわけです。今回、こういったものが利用できるということで、市内全体には、本議会で部長のほうから答弁させていただきましたけれども、まず、約4,000戸くらいあるのではないかと。ただし、本当に4,000戸なのか、あるいは、それ以上あるのかということ、まず、各区の区長さんあるいは常会長さん等が一番よくわかるだろうと。その情報をいただいた後、情報を集計いたしまして、この区ではどのくらい活用できるか、この区ではどのくらい活用できるのかなという再調査をしていきたいということで、今回あげさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

永井泰仁委員 そうすると、これは具体的には1人ということだと、それから後は、市の雇用者かなんかを使って調べた結果を冊子か何かにしてまとめると、そういうことでしょうか。

住宅担当課長 そこまでできれば一番ベターだと思いますけれども、まず、調査するのが一番大事ではないか

なというふうに思っておりますので、一番の活用方法につきましては、調査をした後、また関係する課等とも調整しながら進めてまいりたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

永井泰仁委員 せっかく人件費までかけて新しい事業でやるので、その調査結果をまたうまく活用できるような、そういうまとめ方とか、行政に反映できるようにまとめの部分ではしっかりまた考えていってほしいと思ひます。要望です。

中原輝明委員 28ページの備品購入費で、農作物等災害緊急対策事業というもの、この内容をもう一度説明してください。農薬と何とかと言うけれど。

農林課長 農作物等災害緊急対策事業補助金130万円でございます。6月16日に降ひょうが多く地域でございました。その折に、まだ生育期間中の作物もございましたり、果樹においては果実に落果の被害があったということでございます。それを、要するに樹勢回復と言ひますが、あと、病気にならないようにということで、農家は通常の肥培管理のほかに緊急的に、農協さん等も通じてでございますけれども、緊急防除というものを実施をしていただきました。ですから、普通の栽培よりも余計に農薬代がかかっているということも聞いております。そういうものに対する補助をしていくというものでございます。野菜で107戸、それから果樹で98戸でございますけれども、緊急防除をしたということでございますので。農家によっては農協の指導によりましてそれぞれ違う農薬を使っておりますので、実際に使ったものに対する経費の補助をしていきたいということでございます。以上です。

中原輝明委員 例えば、各戸へ行っているかどうか知らないが、洗馬農協で掌握しているわけか。それが、皆さんのところへ出てきて、対策の一部を、経費の一部を補助したということだが、洗馬のあたりはどなんぐあいに出ているのか。言ひたいのはこういうことだ。洗馬農協でいつも総会をやっても、市議員なんか役に立たないような話ばかり出ているので、言ひたいのは、そういうものもやはり洗馬農協へはきちんと市からも行っているよということをはっきり言ってもらわないと、役に立たない市議員などと、私たちみたいな者は本当にいつも言われているから。その内容というのは、今、ここでどなんぐあいに出ているのか、洗馬へは、例えば、どういふ農家からどなんぐあいに。

農林課長 取りまとめにつきましては、洗馬さん、今、塩尻市の農事部の組織はございませんので、洗馬の農協の農事部の組織を使って被害のあった方の中で、そういった指示にしたがって緊急防除をしていただいた方たちについて報告をしていただいております。その内容については補佐のほうから。

農政係長 洗馬農協の関係の今回の緊急防除でありますけれども、先ほど課長が言ひましたように、野菜農家で66件、果樹の農家で6件、それから、散布した面積でありますけれども、野菜で約25ヘクタール、果樹で約2ヘクタールを散布しております。また、農協のほうの指導で降ひょうのあった当日、また翌日ですけれども、特にレタスなどにつきましてはスターガというような指定した農薬、また果樹等につきましてはオンリーワンフロアブルというような指定の農薬で防除を行っておりますので、こういった形をしております。その農家のとりまとめを行ったものが、先ほど課長が言ひました市全体で果樹で98戸、野菜で107戸、実面積でありますけれども、市全体では、果樹、特に広丘地区において果樹が多いものですから、散布した面積で53ヘクタール、野菜で37ヘクタールというものを緊急防除を行っております。

中原輝明委員 私が今聞ひたいのは、面積や戸数ではない。この中の内容だ。金額はどのくらいいっているの

か、洗馬へ。どういふぐあいに分散されているか、ちょっと数字を言ってみて。

農村整備係長 洗馬農協でありますけれども、野菜で約25万円、果樹で約3万円になります。

中原輝明委員 25万円に3万円ですら28万円か。

農村整備係長 そうです、28万円です。

中原輝明委員 この全体から見た、ほかへはどのくらい行っているのか。

農村整備係長 塩尻市農協のほうの関係でありますけれども、果樹で79万円、それから野菜で約19万円。

中原輝明委員 それで、トータルは合うわけか。

農村整備係長 若干、申請の時と、申請を出し忘れたという方もあればいけないということで、今回の補正については、若干三、四万円ほど多く計上して130万円というところでございます。

中原輝明委員 わかった。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第31号について、原案どおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費は、全員一致をもって可決するものと決しました。

議案第36号 平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 次に移ります。次に、議案第36号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

上水道課長 それでは、議案第36号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正につきましては、老朽配水管の改良、あるいは、漏水防止等の鉛管解消を推進いたしまして、緊急経済対策をする補正でございます。1ページの第3条のところにありますけれども、まず、企業の経営活動にかかわる第3条の収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。収入となります水道事業収益、第1項営業収益では、雑収益といたしまして消火栓移設補償費147万8,000円、第2項営業外収益では、鉛管解消の推進にかかわります修繕引当金戻入益1,209万6,000円を増額し、あわせて水道事業収益としましては、補正予定額1,357万4,000円を増額し、補正後の予定額を1億1,301万7,000円とするものです。

次に支出になります。水道事業費用の第1項営業費用では、鉛管解消にかかわります修繕費1,408万6,000円の増額、第2項営業外費用では、消費税250万5,000円を減額し、あわせて水道事業費用としましては、補正予定額1,158万1,000円を増額し、補正後の予定額を1億2,982万5,000円と

するものです。

次に、施設の整備や建設改良にかかわります第4条の資本的収入及び支出について御説明いたします。2ページ目をお願いいたします。資本的支出第1項建設改良費では、石綿管解消など配水管対応にかかわります工事請負費3,853万7,000円を増額し、資本的支出としましては、補正予定額3,853万7,000円を増額し、補正後の予定額を6億6,930万1,000円とするものです。なお、補正増額3,853万7,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税資本的支出調整額を充当することによりまして、歳入のほうにつきましては補正はございません。

4ページ目から6ページ目までは、収益的収支、資本的収支の目別内訳の実施変更計画、あるいは、資金変更計画となります。そちらのほうは省略させていただきます。

次に、損益計算書、貸借対照表などの水道事業の経営、あるいは、財政状況について御説明する前に、補正予算(第1号)説明明細書によりまして、補正内容につきまして御説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。まず、3条予算の収益的収入及び支出の補正について御説明いたしますが、まず収入についてでありますけれども、営業収益の3目その他営業収益、その他雑収益は、洗馬岩垂地区で施行されます県営畑地帯総合整備事業にかかわります既設消化栓の、県のほうから受けます移設補償費でございまして、147万8,000円を増額するものです。

次に、営業外収益、5目引当金戻入益の修繕引当金戻入益につきましては、本補正におきまして緊急経済対策といたしまして、配水管改良の施行に伴います鉛管解消などの老朽給水管の更新に係る修繕費の財源といたしまして、修繕引当金を取り崩しまして修繕引当金戻入益、税抜き額で1,209万6,000円を増額するものです。以上、補正によります水道事業収益は1,357万4,000円を増額し、15億1,301万7,000円とするものです。

次に、11ページをお願いいたします。11ページは支出となります。まず営業費用の2目、配水及び給水費の修繕費につきましては、緊急経済対策として施行いたします配水管改良から鉛管解消などの老朽給水管の修繕費と、県営畑地帯総合整備事業関連の消火栓の移設の修繕費を補正するものでございます。あわせまして1,408万6,000円、消費税につきましては、配水管改良、給水管修繕など、補正増額することにより仮払消費税額はふえることになりまして、納入する消費税額が205万5,000円減額となるものです。

次に、12ページをお願いいたします。資本的支出になります。まず、4条予算の資本的支出の支出のほうでございまして、建設改良費、2目配水施設費の工事請負費につきましては、配水管改良、石綿管の解消の推進、また、昨年度、緊急経済対策として配水管改良を施行いたしました箇所の鉛管解消工にかかわる舗装の復旧工事を補正の対象としております。内容的には、まず配水管改良のほうでは、日出塩交差点、済みません、日ノ出町交差点から西小学校の交差点付近までの大門五番町工区の配水管の布設、こちらのほうは大門水道等の配水管はまだ残っておりまして、こちらのほうの配水管改良が急務となっております。また、石綿管の解消といたしましては、平出工区で石綿管の解消のほうをしていきたいというぐあいに考えています。また、舗装本復旧につきましては、大門三番町、四番町の県道床尾大門線と、国道153号線の舗装の本復旧を予定いたしまして、補正増額といたしまして3,853万7,000円をお願いするものです。

次に、7ページへお戻りいただきまして、本補正によります平成21年度塩尻市水道事業予定損益計算書にな

りますけれども、最終的な部分だけ御説明させていただきますが、当年度の純損失につきましては、当初予算では3,065万3,000円でしたが、今回の補正によりまして、補償費と補償費にかかわる事務費等を県のほうからいただくということで15万8,000円減額になりまして、3,049万5,000円という形になりますし、次に、8、9ページをお願いいたします。こちらのほうは、平成21年度塩尻市水道事業予定貸借対照表となります。こちらのほうについても、補正をすることによりまして、まず資産合計のほうでございますが、164億5,891万8,000円、また、負債のほうにつきましても、修繕引当金戻入益等の変動がございますけれども、トータルといたしまして負債と資本の合計は164億5,891万8,000円という形でバランスが取れているというような状況になっています。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を受けます。委員より質問ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終わります。討論を行います。

〔「ない」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第36号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第36号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第37号に進みます。平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

下水道課長 よろしく申し上げます。議案関係資料の87ページ、それと別冊で議案第37号でございますが、よろしくをお願いいたします。

まず関係ですが、補正予算の主な内容につきましては、3条の収益的支出の関係ですが、消費税の関係で201万6,000円を減額しまして、21億8,953万6,000円とするものでございます。また、資本的収入の関係につきましては、補正案といたしまして7,482万円ということで、13億5,404万1,000円でございます。支出といたしまして7,704万円で、21億7,071万9,000円とするものでございます。

別冊の議案第37号の10ページをお願いいたします。3条の関係の収益的支出の関係でございますが、消費税の関係で今回の補正に伴いまして、消費税の減額ということで201万6,000円の計上でございます。

次の11ページでございますが、国の公共投資臨時交付金等、また、景気浮揚によりまして、国からの補正に基づきまして、補助事業の関係で、雨水幹線につきまして国道拡幅に伴います田川左岸の3号と奈良井川5-1号を重点的に整備させていただくものでございまして、田川の左岸の3-1-1、3-1号につきましては250メートル、奈良井川の5-1号につきましては30メートルの規模でお願いするものでございます。それと、この関係につきまして、企業債ということで4,010万円の計上でございますし、また、一般会計からの雨水処理の関係ということで1,320万円、それと国庫補助金の2,152万円につきましては補助率2分の1ということで計上でございますので、お願いいたします。

12ページでございますが、歳出につきまして、工事請負費7,704万円につきましては、管渠工事につきましては、堅石地区と柿沢地区の2カ所のマンホールポンプということで、汚水管については350メートルで、マンホールポンプ2カ所で3,400万円、雨水渠工事につきましては、国道拡幅ということで4,304万円でございます。以上が下水道事業会計の補正予算でございますので、よろしく御審査のほどをお願いするものであります。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたら。

中原輝明委員 いろいろあるのだけれど、いよいよこれで総括で終わるわけですが。

〔「まだ陳情がある」の声あり〕

中原輝明委員 総括と言っているが、どうしていいか、私にもわからないが、いよいよこの昔からやっているが、ここ2、3年やっている職責退職というようなことの中で、石井部長がいよいよ職責は引退するというようなことを聞いているが、それが本当だとすれば、今までやった経過の中で下水道部長としてどのような、これから将来展望で、塩尻のこの水道を、上下水道を運営していけばいいかというようなことを、考え方があったら御意見をお聞かせ願いたいです。それと、きょうまでやった過去を振り返ってどうだったか、簡単に。

水道事業部長 非常に難しい、きょうの中で一番難しい質問のような気がしますけれど、過去2年間やってきまして、水道事業の今までのイメージは変えたと思っています。改革、改革で来ておりますので、職員の方には非常に重圧をかけてきたということは事実でございます。一面それを乗り越えないと、企業会計というのは確立できないという私の持論でございますので、職員は6人減にしました、2年間で。ということは、1人800万円でございますので、基本的にならしますと、6掛ける8、48、4,800万円の予測収支がプラスになったというふうにとらえていただくと、とてもわかりやすいかと思います。あとは、ウォーター4改革という4つの大きな事業の改革をしてまいりました。その1つには、これも入っております。今の災害対策ですね、21台のタンク車の整備等をしてきて、一番大きな問題は、今後60年を見る、塩尻市の市民の安全な水を確保するにはどうしたらいいかという形の中で、水道ビジョンを策定いたしまして、いかに美味しい安い水を今後60年間先も利用者に供給できるという、その体制を確立することが、今ここでできるということでございますので、これは自負をもって長野県でも塩尻市は県で2番目ぐらいですので、先進的に取り組んでいるというような形で思っております。

これからの水道事業は、思うところはあるという、今までは実績ですけれど、思うところはあるということになりますと、やはり企業感覚、効率化を追求する中で実施していくということになりますと、私の持論は、完全なる一般市長部局からいった職員がやるのではなくて、要するにプロパー、企業職員という形の中でやっていくというほうが、効率が上がりますし、給与も抑えられる。また、その人間が4年、5年という実力、ノウハウをつけてきた時に初めて改革が行われるべきものであって、なかなか、3年目以下、市長部局から派遣で水道局職員になって、また帰ってくるという形は、今後はあまり通用しないのではないかというふうに、私個人は思っております。ですので、やはり改革ありきで、今よりさらに効率的な、安い、たくさんの水をそれから汚水のほうはお金は非常にかかる設備でございます。汚いものを処理するということが一番お金がかかることでございますので、それを企業努力、企業効率を求めるといかに少ない、低使用料で市民にサービスするかということが一番の根幹であるかと思っておりますので、私はそのような形をもって、またそれを後継者に申し送り伝えていきたいというふうに

思っています。以上です。

委員長 それでは、これで質疑を終了します。ありますか。なければ質疑を終了します。討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第37号について、議案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第37号平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。以上をもちまして案件については終わります。

陳情 9月第4号 法祥苑の建設に反対を求める陳情

委員長 次に陳情に移りたいと思います。陳情9月第4号について審査に入りたいと思います。おはかりします。なお、本日、陳情者であります大門七区区長の樋口さんにお見えいただいていますので、委員の皆さんからの質問に答えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議事進行」の声あり〕

委員長 それでは、樋口さん、済みません、大変お待たせしましたが、そういうことで参考人としてよろしくお願ひしたいと思いますが、いいですか、場所は。前に来てください。

それでは、陳情者のほうから、一応陳情についての説明をお願いしたいと思いますが。

陳情者 陳情について審査をいただきましてありがとうございます。私は大門七区の区長の樋口光久でございます。説明文にありますように、旧西友跡地に株式会社アステップ信州の法祥苑が建設したいということを七区のほうに申し込みがありました。住民と言いますか、役員の皆さんにおはかりしたところ、反対であるということで、即、反対署名を集めまして、反対署名を8月20日頃から集めまして、約1週間で1,281人の反対署名が集まりました。実質的には七区は戸数が1,330ということになっておりますが、いわゆる自治会に加入しているのは900戸前後でございます。こんなことで、1,281人というのはまああの数字かなというふうに思っております。

私どもが考えているのは、このいわゆる市役所、それから総合文化センター、レザンホールを中心とした文化の発祥の地であろうと思われるその隣接地に葬儀場と言いますか、そういうものが建てられることが塩尻市のいわゆるまちづくりの発展に寄与するのかがどうかということが一番の問題でございます。聞くところによると、アステップ信州は、地元からはいっさい何の調達もしないというふうに言われておりますので、塩尻市にはいわゆるメリットはあまりないのではないかなというようなことも考えられますし、なおかつ、法祥苑は広丘野村にあります。それから、堅石には塩尻会館、それから、中信会館、中村屋とそれぞれが葬儀を行っている状況で、もう十分ではないかなというようなこと。それから、住民の皆さんは、できれば、西友がなくなって物販の同じようなものが来ていただくと大変うれしいというようなことがありまして、何らかの支援と言いますか、規制はできないような状況のようでございますけれども、何らかの前向きな、こういう発展の地においたならば、何らかのほかのものがベターではないかなというようなことを言っていたり、あるいは、そういう意見が出ていただければ大変うれしいなというふうに思っております。言葉は足りませんが、ひとつよろしくお願ひします。

委員長 どうもありがとうございました。委員のほうから質疑、ありましたら。

中原輝明委員 少しお聞きしたいのだが、今の説明の内容は、真意はわかりましたが、事実、法祥苑が来る中身はどのようなものかということは確認してありますか、ありませんか。

陳情者 7月28日に来たいという話がありまして、それから具体的な内容については、その時は、約400坪くらいのものを建てたいという意向だけで、内容についてはまだ説明を受けてはおりません。そして、きょう、実はこの3時に法祥苑から見えて、詳しい説明を今月の終わりから来月の初めにしたいということで、私どもは、1日か2日に詳しい説明を聞くということで、これは全区民に回覧板で知らしめて、その中で、向こうでは説明会をしたいと、私どもはそこで説明を聞くという形に考えております。

中原輝明委員 その時に、樋口区長が、きょう来た時の感じの中で、中に多目的ホールみたいなものではなくて、純粹たる法祥苑のような方式でやるというような感じがしたのか、しないのか。その辺の感じ方を。

陳情者 感じ方では、ちょっとわかりませんでした。正直に申し上げて、うわさでは多目的ホールに近いというようなことも言っているとかわれまして、変更もしたいというような話も聞いたり、いろいろうわさがありますが、正直言ってわかりません。

中原輝明委員 実は、私はそういう内容を、本当に区長が吟味してそして感じたことをここで話してもらおうと、我々も判断しやすいところだが、これは法的には何もないというので、判断はどうなるかわからないが、委員さんの御意見だからわからないが、そのくらいのものを持ってここへ来てほしかった。でないと、きょうは、ああそうかと聞くだけで、それ以上何もできない。中身も何もわからないし、と私は思うが、ほかの皆さんの意見を聞いて。

委員長 ほかの皆さん、ほかの委員。今、中原委員の話では、きょうは聞き置くけれどということで。

五味東條委員 私も、聞く範囲では、もちろん葬儀場はそうだけれど、法祥苑だから。多目的を目的とした建物を建てるというのうわさでは聞いてはいるのです。その辺を区長さんとしてどの程度聞いておられるかと思っはいるのですが、これは、うわさ話でございますのでね、まだ図面を見たわけではありませんので、あれですが。

委員長 何か、樋口さんは聞いていますか。

陳情者 具体的には聞いていません。私どもとしては、法祥苑を建てるという形になれば、当然、通夜をしたり、それからそういうものまで含めてというふうに、私どもはそういうふうに申し込みをしてあります。そういうものは反対であるという形で。

五味東條委員 私は、個人的には、やはり場所的にいいところであるし、整地してありますので、例えば、ふさわしくないとさえおかしいのだけれど、もっともっといい施設が来てほしいなという気持ちがするのです。だから、その辺が、今の完全に葬儀場としてやるという形だったら、断然反対するのだけれど、その辺がちょっと今データがないものですから、あれですが。本当は、もっといい、要するに人が集まるようないい施設が来てほしいという気持ちはもっております。

柴田博委員 行政のほうには何か、相談とかそういうものは来ていないのでしょうか。

経済事業部長 事前に、地権者の方とか開発をしようとしているアステップさんのほうからの接触というのは、うちのほうにはいっさいございません。

委員長 ほかに何か。永井委員、何かありますか。

永井泰仁委員 この話は本当に法的な規制がないという、ある意味で、やはり基本となる判断するものがないということで、非常に難しいのではないかとこのように、私個人としては考えておりますが、先ほど来話が出ているように、法祥苑でも若干多目的な形の中でできるようなことを構想の中で考えているとするならば、単なるそういう法祥苑の葬儀だけの目的というふうにとれないものですから、この辺の中身の構想図が何か、来月1日とか2日に説明会ということなものですから、それがはっきりした段階でないと、ちょっと判断ができないということで、やはり法的規制がないということが、なかなか判断するのは難しいので、素案なり何なりをまた業者のほうから、企業者のほうからまた示された段階で少し説明も聞いてみないと、きょうここで判断というのは難しいと思います。

中原巳年男委員 皆さんが言っていることと同じで、やはりこういうものが、こういうふうという形が見えた段階では考えようもあるのですが、今の段階で考えた時に、果たしてふさわしいのか、ふさわしくないのかということについての判断は難しいと思いますが。

丸山寿子委員 今まで出た皆さんと同じで、法的規制もないし、まだ内容がよくわからない中で、今の時点でなんとも言えない、そういうことです。

中原輝明委員 それでは、最後だけに、極端なことを聞くけれど、興奮しないように。というのは、こういうこと。今、住民の皆さんの心と区長の心というのは一致しているのか、いないかが1つと、それと、区長はこれを実行した時に、それをやると言えば阻止するのか、そのくらいの力をもっているのか、その2点だけはっきり、今の段階で言って。

陳情者 住民の意思をそのまま私は尊重して、今やっております。ただし、規制はいわゆるできない、今の状況ですので、規制緩和という。昔は何か規制があったようで、住民の同意がなければできなかった。昔はそうだったけれど、今は規制緩和でそういうことはございませんので、とことん反対してもどういふものかなというふうには、最終的にはどこかで妥協しなければしょうがないかなと、まあ、そういうふう考えています。

委員長 それでは、今は皆さんも、七区のほうでも住民説明会等が来月からあるそうですので、その結果を聞いてからまた、内容等がわかりましてからやるということですので、一応これは継続審査ということでいいですか。

中原輝明委員 お聞きしたから、一たん下がってもらおうか。

委員長 そうですね。それでは、大変御苦労さまでした。

陳情者 はい、ありがとうございました。

委員長 大変失礼しました。そういうことで継続という声がありますので、継続にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

五味東條委員 その前に。そのほかに、ほかにはいろいろの、例えばほかの企業だとか何とかという話はないのですか。今のところ、市は聞いていないか。

経済事業部長 本当にうわさのレベルなのですけれども、違うものを模索していると言うか、本当にうわさのレベルでございますが、そういう話を少し伝え聞いております。違うもので、塩尻出身の方が違う方と接触しているとか、していないとかいう、そういうレベルでございますけれども、話は聞いております。ただ、うわさのレベルなものですから、確認しようがないという。

五味東條委員 私が一番言いたいのは、要するに、任意ということもあるし、要するに、このものが来なくてもほかの方がやるという声はあると思うのです、今は、うわさを聞いている中ではね。だから、そういう面では、もう少し慎重に、市としても、要するに、ふさわしいと言うか、おかしいけれども、そういう意味で少し目を光らせておいてもらいたいと思うのです。

副市長 市民の皆さんが反対しているのであれば、市もそうすべきだと思うのです。だけれど、うちが一番困るのは、ではなぜいけないのという時に、何も規制がないものですから、うちが反対だとか、市民の皆さんが反対するからと言えない部分があるのですよね、はがゆいのですけれども。だから、うちがそれをやると、今度、この会社の妨害になりますから。その辺がうちは一番頭が痛いところです。だから、どういうぐあいにやっていいか、教えてもらいたいぐらいなのですけれど。うちも、一番最初、駐車場を設けるといような話で行ったことがあるのですけれども、地権者の方と条件が全然あわなかったから、うちも断念した経過はあります。ただ、では何でも市がということでもありませんので、そこが少し頭が痛いところです。私どもも、反対とか、賛成とか言えない立場にありますので、それは申し訳ございません。

五味東條委員 一等地のいい場所にあるものだから、いろいろな業者が目をつけて、あれだと思うのです。

永井泰仁委員 これは、法的には規制がないし、市が大上段からというわけにもいかないの、今区長さんは帰ってしまったけれど、七区の区長からも地権者のほうへ、おらほの区はこういう意向がということをおる程度伝えておいて、いろいろな話もまた地権者も判断してもらおうという、そういう方法もとらないと。市は全くそれに対して調整するとか、規制する立場にないので、むしろ、地権者によくお願いをしておいてもらおうということではないですかね。

中原輝明委員 事務局。今、陳情を継続ということはあるか。

事務局主事 はい、大丈夫です。

委員長 それでは、継続にするということでもいいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

中原巳年男委員 ただ、どういうものがどういうふうにできるとなるところで、住民の考え方もあるけれど、議会としてそれが良いとか、悪いとかと、一民間企業に対してやるのがいいのかなというの少し感じるのですね。そうすると、継続していてもいいのかなどうか。

委員長 それは、一企業の、個人と言うか、企業の話ですね。もし、我々が結論を出すのが遅くなって、もしここができなくなって、議会のお陰でできなかったと言われると、我々に責任転嫁されても困る。

中原巳年男委員 責任はない。できる、できないは関係ない。

委員長 ただ、向こうがそのために遅れたとか言われると。

中原巳年男委員 そんなことはないです。

五味東條委員 これは、聞きおくだけでいい。聞きおくというものがあるわけだから、結論として。

中原巳年男委員 七区のほうで、議会でこういうふうにしてくれなかったから、できてしまったではないかということはあるかもしれないけれど、業者のほうとしてはそんなこと全然関係ないです。

中原輝明委員 最終の樋口君の話を聞いていれば、最終は妥協しなければいけないだろうという腹があるではないか。押されれば仕方がないと。そういうことを言っはいけないが、一騒ぎして、話し合っ、また引き下

がるというようなことではないのか。ここで、どうだこうだというわけにはいかないよ。

委員長 議会としては、こういう陳情があったと聞いておくということで、そういう扱いは

丸山寿子委員 向こうが出してきている内容も、何をどうしてほしいとかいう具体的なものがなければ、どういふうだから困っているというところも、まだ確証がない中で言っているということで、聞いておくということで。

中原輝明委員 いけなければ、本人から聞いて、内容がはっきりしないから、一たん切ってしまう。もう一回再度出してくれと。

委員会 それでは、今回は、この陳情を聞きおくということで処理したいが、いいですか。

柴田博委員 聞きおくのではなくて、この場合だったらやはり不採択になるのではないですか。

委員長 不採択のほうがいいですか。

柴田博委員 事務局に聞きたいけれど、そうなっていますね。

事務局主事 聞きおくという例は、私の記憶している限りでは、塩尻市議会ではそういった結果はなかったと思いますけれども、他市では、陳情の処理の方法として、例えば陳情書のコピーを回付するとか、それぞれの議会の先例によって判断をしております。なので、今回、陳情という形で出ておりますので、請願と違い、議案としての扱いではないので、明確な答えというのを出す必要はないです。ただ、例として、陳情書の内容について陳情者に回答を議会として出さなければいけないというのが通常の例ですので、その文書には聞きおくというふうな形になるかと思えますし、それを。

中原輝明委員 陳情者の説明が不十分だと、納得するに不十分だったお陰で、一たんこれは返すと。もう一度、結果が出てきたら出してくれと。

委員長 今、中原委員から不採択というご意見が。一回切って、また新たに、もし動きがありましたら、また七区の区長さんから新たに出してもらおうということで、今回は不採択ということで扱いたいですが、いかがでしょうか。

中原輝明委員 その理由はといわれたら、事務局と相談してつけてやればいい。

委員長 それでは不採択ということで、全員一致をもって不採択に決定しましたので。

以上で、付託されました議案案件は終了しましたが。

閉会中の継続審査の申し出

建設事業部長 閉会中の継続審査につきまして、関係部課所についての検討をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 今、そういうことであつて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしということで、閉会中の議案審査ということで、そのように議長に伝えておきたいと思ひます。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果及び報告書、委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 昨日、きょうと慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございました。決算ということでございますし、また、いろいろな、それぞれの議案等につきまして御指導賜りましたので、そのすぐに反映できるものについては反映させていただきたいと思っておりますし、また、これから実施計画、予算等がありますので、そちらのほうで反映すべきものはしていきたいと、そんなぐあいに考えていますので、よろしく申し上げます。

また、今月の末には市制50周年の記念のいろいろな行事があつて、議員の皆さん大変でございますけれども、またよろしくお願ひしたいと思います。

朝晩非常に寒くなつたり、日中暑くなつたりで、季節の移り目で大変だと思います。議員の皆さん、御健康に御留意されまして御活躍されますようお願い申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、9月定例会経済建設委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後5時17分 閉会

平成21年9月17日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長

今井 英雄

印